

平成14年度

ダイオキシン類対策特別措置法  
施行状況

平成15年12月

環 境 省

はじめに

本報告は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号。以下「法」という。）の施行状況等を把握するため、都道府県及び法に基づく政令市（政令指定都市及び中核市を規定。以下「政令市」という。）計89地方公共団体からの報告に基づき、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間を対象に

- （ ）特定施設の届出等の状況
- （ ）特定施設に係る規制事務実施状況
- （ ）設置者による自主測定結果報告状況
- （ ）土壌汚染対策の状況
- （ ）都道府県・政令市における条例制定状況
- （ ）その他

を取りまとめたものである。

なお、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年10月2日法律第110号。以下「瀬戸内海法」という。）においては、関係13府県のうち瀬戸内海の水質保全に関係のある区域における工場又は事業場からの公共用水域への排水が1日当たり最大50m<sup>3</sup>以上である水質基準対象施設の設置等に際し、事業者は法に基づく施設の設置・変更等の届出に代えて、瀬戸内海法に基づく府県知事等の許可（設置・構造変更）を受け、又は届出（氏名等変更・使用廃止）を行うこととされている。本報告においては、水質基準対象施設に係る届出状況について、この瀬戸内海法に基づく許可及び届出の状況を合わせて取りまとめた。

平成15年12月

環境省環境管理局総務課ダイオキシン対策室  
環境省環境管理局水環境部水環境管理課  
環境省環境管理局水環境部土壌環境課

# 目 次

. 特定施設の届出等の状況		1
. 特定施設に係る規制事務実施状況		6
. 設置者による自主測定結果報告状況		7
. 土壤汚染対策の状況		8
. 都道府県・政令市における条例制定状況		8
. その他		8
表 - 1	大気基準適用施設の届出等施設数（全国）	10
表 - 2	水質基準対象施設の届出等施設数（全国）	11
表 - 3	大気基準適用施設の届出等の状況（届出内容別 - 全国）	13
表 - 4	大気基準適用施設に係る基準適用状況（全国）	14
表 - 5	水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・総括 - 全国）	15
表 - 6	大気基準適用施設の届出等の状況（施設種類別 - 都道府県・政令市別）	16
表 - 7	水質基準対象施設の届出等の状況（施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別）	24
表 - 8	鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況 （施設種類別 - 都道府県・政令市別）	33
表 - 9	鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況 （施設種類別 - 都道府県・政令市別）	34
表 - 10	大気基準適用施設に係る基準適用状況 （施設種類別（法・鉱山保安法等関係法令施設別） - 都道府県・政令市別）	35
表 - 11	法第35条第2項に基づく通知の状況（大気関係・水質関係 - 全国）	43
表 - 12	その他の届出等の状況（大気関係・水質関係 - 全国）	43
表 - 13	法第35条第2項に基づく通知の状況（大気・水質別 - 都道府県・政令市別）	44
表 - 14	その他の届出等の状況（大気・水質 / 法・瀬戸内海法別 - 都道府県・政令市別）	44
表 - 1	報告徴収及び立入検査等件数（大気関係・水質関係 - 全国）	45
表 - 2	命令、指導及び罰則適用件数（大気関係・水質関係 - 全国）	45
表 - 3	排出基準超過施設・事業場への措置状況（大気関係・水質関係 - 全国）	46
表 - 4	大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県・政令市別）	47
表 - 5	水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県・政令市別）	49
表 - 1	大気基準適用施設設置者による自主測定結果報告状況（全国）	51
表 - 2	報告期限到来前廃止施設における自主測定結果報告状況（大気・全国）	52
表 - 3	水質基準適用事業場設置者による自主測定結果報告状況（全国）	53
表 - 4	報告期限到来前廃止施設における自主測定結果報告状況（水質・全国）	54
表 - 5	大気基準適用施設設置者による自主測定結果報告状況 （施設種類別 - 都道府県・政令市別）	55
表 - 6	報告期限到来前廃止施設における自主測定結果報告状況 （大気・施設種類別 - 都道府県・政令市別）	61

表 - 7	水質基準適用事業場設置者による自主測定結果報告状況 (施設種別 - 都道府県・政令市別)……………	64
表 - 8	報告期限到来前廃止施設における自主測定結果報告状況 (水質・施設種別 - 都道府県・政令市別)……………	68
表 - 9	自主測定結果未報告施設・事業場への措置状況(大気関係・水質関係 - 全国)……………	69
表 - 10	自主測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気・水質 - 都道府県・政令市別)……………	70
表 - 11	自主測定における基準超過施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係 - 全国)……………	69
表 - 1	土壌汚染対策地域の指定及び対策計画策定状況(全国)……………	71
表 - 2	報告徴収及び立入検査等件数(土壌関係 - 全国)……………	71
表 - 3	法第34条第1項に基づく立入検査の実施状況 (特定事業場種別 - 都道府県・政令市別)……………	72
表 - 1	都道府県・政令市における条例制定状況(全国)……………	73
表 - 1	水質基準対象施設の届出等の状況(届出内容別・法 - 全国)……………	74
表 - 2	水質基準対象施設の届出等の状況(許可及び届出内容別・瀬戸内海法 - 全域)……………	75
表 - 3	大気基準適用施設に係る未届の廃止施設の状況(全国)……………	76
表 - 4	水質基準対象施設に係る未届の廃止施設の状況(全国)……………	77
表 - 5	大気基準適用施設に係る未届の廃止施設の状況 (施設種別 - 都道府県・政令市別)……………	78
表 - 6	水質基準対象施設に係る未届の廃止施設の状況 (施設種別 - 都道府県・政令市別)……………	80
表 - 7	大気基準適用施設における排出基準超過事例の概要及び措置状況……………	82
表 - 8	水質基準適用事業場における排出基準超過事例の概要及び措置状況……………	88
表 - 9	排出基準超過施設・事業場における対応状況 (大気関係・水質関係 - 全国：平成15年7月31日現在)……………	89
表 - 10	自主測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係 - 全国：平成15年4月～7月)……………	90
表 - 11	自主測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気・水質 - 都道府県・政令市別：平成15年4月～7月)……………	91
表 - 12	自主測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (全国：平成15年4月～7月)……………	92
表 - 13	自主測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等 (全国：平成15年4月～7月)……………	93
表 - 14	自主測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種別 - 都道府県・政令市別：平成15年4月～7月)……………	94
表 - 15	自主測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等 (施設種別 - 都道府県・政令市別：平成15年4月～7月)……………	101

## . 特定施設の届出等の状況

### 1. 1 特定施設の届出等施設数（表 - 1～2）

表 - 1 に法に基づく届出がなされた大気基準適用施設の数、表 - 2 に法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可（みなし許可を含む。以下、同じ。）等がなされた水質基準対象施設の数をもとめた。

平成15年3月31日において、大気基準適用施設数は13,658、水質基準対象施設数は法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可とを合わせて3,818である。事業場数は、大気関係が10,277、水質関係が2,017である。

また、法第35条に基づき鉱山保安法等他法で取り扱われる施設（以下「鉱山保安法等関係法令施設」という。）<sup>注1)</sup>を加えると、大気基準適用施設数13,685、水質基準対象施設数3,829であり、事業場数は、大気関係10,293、水質関係2,024である。

平成14年度は、12月に法施行時に既に設置されていた施設（既設施設）に対する排出基準が強化されたため、例年に比べ多くの廃棄物焼却炉等が廃止され、大気基準適用施設、水質基準対象施設共に施設数が減少した。

注1) 法第35条により、鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に相当規定の定めがある施設・事業場については、法に基づく特定施設設置の届出等の規定は適用が除外されており、代わって、各法令に基づく権限を有する国の行政機関の長から都道府県知事又は政令市の長への通知等の規定がある。

### 1. 2 特定施設の届出等の状況（表 - 3～5）

#### (1) 大気基準適用施設

表 - 3 に、全国の大気基準適用施設に係る届出等の状況をまとめた。その概要は、次のとおり。

法	平成13年度末の施設数	18,314
	平成14年度中の推移	
	設置届出 [ 新設 ( 法第12条第1項 ) ]	880
	使用届出 [ 既設 ( 法第13条第1項 ) ] <sup>注2)</sup>	277
	規制対象規模未満への変更届出 ( 法第14条第1項 ) <sup>注3)</sup> } [ 廃止等 ] 使用廃止届出 ( 法第18条)	5,813
	平成14年度末の施設数 ( 事業場数 )	13,658 ( 10,277 )
鉱山保安法等 関係法令施設	平成14年度末の施設数 ( 事業場数 ) <sup>注4)</sup>	27 ( 19 )
計	平成14年度末の施設数 ( 事業場数 ) <sup>注5)</sup>	13,685 ( 10,293 )

注2) 既設の未届施設で、平成14年度に新たに届出がなされたもの。

注3) 法第14条第1項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより大気

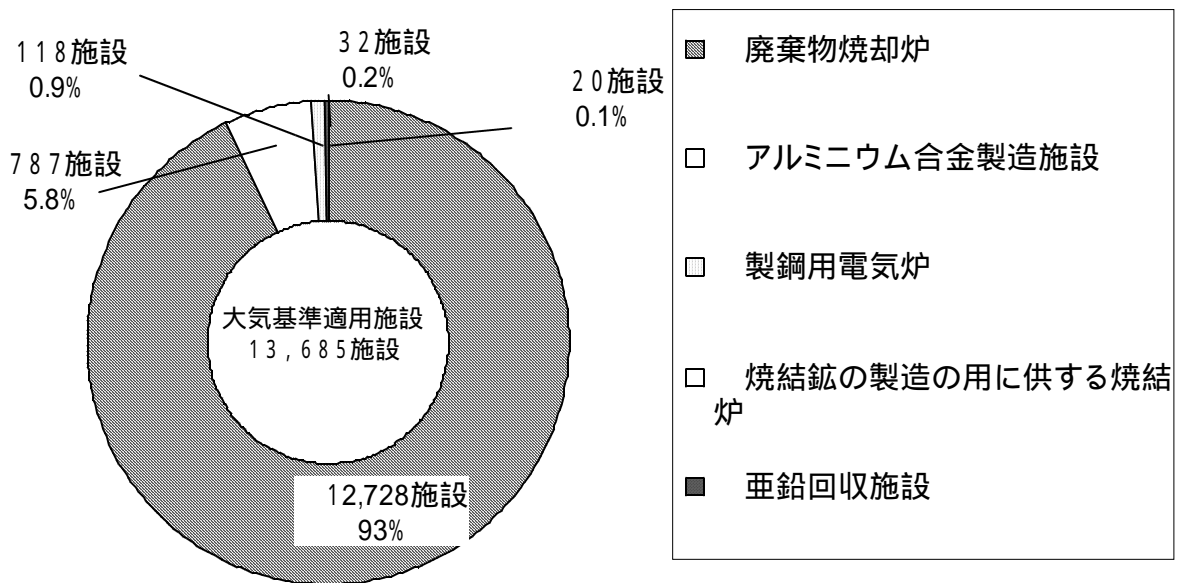
排出基準の適用を受けなくなった施設数。

注4) 都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する場合には再掲。

注5) 事業場数については、同一事業場内に、法に基づく届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合があるため、合計が一致しない。

施設種類別にみると、廃棄物焼却炉が最も多く12,728施設であり、全体の93.0%を占めている。ついで、アルミニウム合金製造施設787施設、製鋼用電気炉118施設となっている。

### 大気基準適用施設の種類別割合



また、各施設の基準適用状況を表 - 4 にまとめた。法附則別表第一（平成 9 年 1 2 月 2 日以降に設置された施設に対する基準値）が適用になる施設が 2, 8 8 1 施設、別表第二（平成 9 年 1 2 月 1 日以前に設置された施設に対する基準値）が適用になる設  
 が 1 0, 8 0 4 施設となっている。

( 2 ) 水質基準対象施設

表 - 5 に全国の水質基準対象施設に係る届出（瀬戸内海法に基づく許可を含む。以下、水質基準対象施設について同じ。）等の状況をまとめた。その概要は、次のとおり。

法 及 び 瀬 戸 内 海 法	平成 1 3 年度末の施設数	4, 2 1 2
	平成 1 4 年度中の推移	
	設置届出・設置許可 <sup>注6)</sup> 〔 新設 ( 法第 1 2 条第 1 項・ 瀬戸内海法第 5 条第 1 項 ) 〕	1 6 1
	使用届出 <sup>注7)</sup> 〔 既設 ( 法第 1 3 条第 1 項・ 瀬戸内海法第 7 条第 2 項 ) 〕	1 2 4
	瀬戸内海法から法への移行 <sup>注8)</sup> 法から瀬戸内海法への移行 <sup>注8)</sup>	1 0
	規制対象規模未満への変更届出・ 変更許可 <sup>注9)</sup> ( 法第 1 4 条第 1 項・ 瀬戸内海法第 8 条第 1 項 ) } [ 廃止等 ] 使用廃止届出 ( 法第 1 8 条・瀬戸内海法第 9 条 )	6 7 9
	平成 1 4 年度末の施設数 ( 事業場数 )	3, 8 1 8 ( 2, 0 1 7 )
鉱山保安法 等関係 施設	平成 1 4 年度末の施設数 ( 事業場数 ) <sup>注10)</sup>	1 1 ( 8 )
計	平成 1 4 年度末の施設数 ( 事業場数 ) <sup>注11)</sup>	3, 8 2 9 ( 2, 0 2 4 )

注 6 ) 瀬戸内海法に基づく許可等を含む。

注 7 ) 平成 1 4 年 8 月 1 5 日を施行日とする以下の水質基準対象施設の追加が行われた。なお、従来からの水質基準対象施設の未届施設で、平成 1 4 年度に新たに届出がなされたものを含む。

- ・カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
- ・アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
- ・ジオキサジンバイオレットの製造の用に供する施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設
- ・亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設

注 8 ) 事業場からの 1 日当たりの最大排水量の増減により、法・瀬戸内海法間で適用が変わったもの。

注 9 ) 法第 1 4 条第 1 項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより水質排出基準の適用を受けなくなった施設、若しくは瀬戸内海法第 8 条第 1 項に基づき変更許可がなされたもののうち、規模が小さくなることにより許可の対象外となった施設の数。

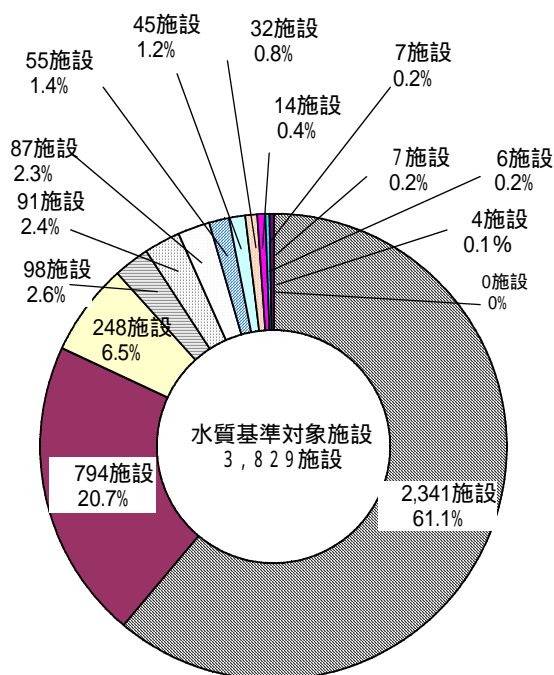
注 10 ) 都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に

に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する場合には再掲。

注11) 事業場数については、同一事業場内に、法に基づく届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合があるため、合計が一致しない。

施設種類別にみると、「廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの」が最も多く、この中で廃ガス洗浄施設と湿式集じん施設が2,341施設、灰の貯留施設が794施設であり、合わせて、全体の81.9%を占めている。ついで、下水道終末処理施設(水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)が248施設となっている。

### 水質基準対象施設の種類の割合<sup>注)</sup>



注) 法と瀬戸内海法の合計

- 廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設
- 廃棄物焼却炉に係る灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの
- 下水道終末処理施設
- 硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
- 水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設
- アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉等
- カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
- 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設等
- 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
- 亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設
- アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設
- ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設等
- カプロラクタム製造の用に供する硫酸濃縮施設等
- クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設等
- 硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設



### 1.3 都道府県、政令市別の特定施設届出等の状況（表 - 6 ~ 14）

表 - 6 に大気基準適用施設、表 - 7 に水質基準対象施設に係る届出等の状況を、施設種類別・都道府県及び政令市別にまとめた。なお、都道府県の各集計には、都道府県下の政令市の集計数は含まれていない（以下、同じ。）

また、鉱山保安法等関係法令施設について、表 - 8 に大気基準適用施設、表 - 9 に水質基準対象施設に係る状況を、施設種類別・都道府県及び政令市別にまとめた。

大気基準適用施設に係る基準の適用状況について、表 - 10 に施設種類別（法・鉱山保安法等関係法令施設別）・都道府県及び政令市別にまとめた。

なお、法第35条2項に基づく国の行政機関の長からの通知を都道府県知事又は政令市の長（以下「都道府県知事等」という。）が受理した件数及び1.2に取りまとめた届出以外の届出（以下「その他の届出」という。）等の状況について、表 - 11 及び表 - 12 に全国の状況を、表 - 13 及び表 - 14 に都道府県及び政令市別の状況をまとめた。

## ．特定施設に係る規制事務実施状況

### 2．1 規制事務の実施状況（表 - 1～3）

表 - 1～2に報告徴収及び立入検査とそれに伴う測定等の件数並びに命令、指導及び罰則適用件数を、表 - 3に排出基準超過施設・事業場への措置状況を、大気関係・水質関係別にまとめた。

平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に、全国で、法第34条第1項に基づく立入検査を実施した件数は、大気関係13,468件、水質関係2,085件であった。法に基づく命令が発令された件数は、後述のとおり排出基準を超過した施設等の設置者に対して大気関係15件、水質関係3件であった。また、法に基づく命令以外で特定施設設置者に対し指導が行われた件数は、大気関係15,831件（口頭指導7,252件、文書指導8,579件）、水質関係849件（口頭指導542件、文書指導307件）であった。

都道府県・政令市による測定（法第34条第1項）及び設置者による自主測定（法第28条第1項）の結果排出基準を超過した施設等の件数は、大気基準適用施設107件、水質基準適用事業場（水質基準対象施設が設置されている特定事業場）10件であり、うち、18件は法第22条第1項に基づく命令措置（大気基準適用施設について改善命令10件、一時停止命令5件。水質基準適用事業場について改善命令2件、一時停止命令1件）が執られている。罰則適用事例はなかった。

なお、法第35条第3項に基づく都道府県知事等から国の行政機関の長への要請<sup>注12)</sup>はなかった。

注12) 法第35条第3項により、鉱山保安法等関係法令施設に係る排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類に起因して人の健康に被害を生ずるおそれがあると認めるときは、都道府県知事等は国の行政機関の長に対し、法第15条、第16条又は法第22条第1項又は第3項の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法の規定（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律にあっては法第15条又は第16条に相当する同法の規定）による措置をとるべきことを要請することができる。

### 2．2 都道府県、政令市別の規制事務の実施状況（表 - 4～5）

表 - 4に大気基準適用施設、表 - 5に水質基準対象施設（水質基準適用事業場）に対する規制事務の実施状況を、都道府県及び政令市別にまとめた。

## ．設置者による自主測定結果報告状況

### 3．1 自主測定結果の報告状況（表 - 1～4）

大気基準適用施設設置者及び水質基準適用事業場設置者は、法第28条第1項に基づき、毎年1回以上、排出ガス及び排出水（廃棄物焼却炉では、同条第2項により、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を含む。）について、ダイオキシン類による汚染の状況を測定し、同条第3項に基づき、その結果を都道府県知事等に報告しなければならないとされている。

この設置者による自主測定について、表 - 1、2は大気基準適用施設、表 - 3、4は水質基準適用事業場に係る報告の状況をまとめたものである。<sup>注13)</sup>

これによると、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に、全国で、大気基準適用施設のうち、報告期限到来時に稼働していた施設における排出ガスの測定結果は、9,130件（報告対象施設数13,843）の報告があり、報告期限到来前に廃止した施設における排出ガスの測定結果は、1,197件（対象施設5,146）の報告がなされている。また、水質基準適用事業場のうち、報告期限到来時に稼働していた施設における排出水の測定結果は、692件（報告対象事業場数789）の報告があり、報告期限到来前に廃止した施設における排水の測定結果は41件（報告対象事業場数135）の報告がなされている。

注13)平成14年4月1日から平成15年3月31日までに報告期限が到来した施設・事業場及び報告期限到来前に廃止された施設・事業場を対象に、同期間における報告を計上の対象としている。なお、水質基準適用事業場から公共水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

### 3．2 都道府県、政令市別の自主測定結果の報告状況等（表 - 5～8）

表 - 5、6に大気基準適用施設、表 - 7、8に水質基準適用事業場における自主測定結果の報告状況を、報告期限到来施設及び報告期限到来前廃止施設別、かつ施設種類別・都道府県及び政令市別にまとめた。

### 3．3 自主測定結果未報告施設・事業場への措置状況（表 - 9、10）

自主測定の結果報告がなされていない施設・事業場への措置状況について、表 - 9に全国の状況を、表 - 10に都道府県・政令市別の状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

自主測定結果報告がない施設・事業場の設置者に対しては、口頭及び文書指導等の措置が執られた。

### 3．4 自主測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況（表 - 11）

表 - 11に自主測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況を、大気関係・水質関係別にまとめた。

## ．土壤汚染対策の状況

表 - 1 に汚染された土壤に係る措置の状況をまとめた。

平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に、1地方公共団体（和歌山県）で法第29条第1項に基づく土壤汚染対策地域が指定され、法第31条第1項に基づく土壤汚染対策計画が策定された。

平成15年3月31日現在では、全国で計2地域（東京都、和歌山県）が指定され、同地域に対する計画が策定されている。

また、報告徴収、立入検査等の件数について、表 - 2 に全国の状況を、表 - 3 に都道府県・政令市別の状況をまとめた。

## ．都道府県・政令市における条例制定状況

表 - 1 に都道府県・政令市における条例制定状況をまとめた。

平成15年3月31日現在、法第8条第3項に基づく上乗せ排出基準を定める条例を定めている地方公共団体はなかった。なお、11地方公共団体（岩手県・埼玉県・東京都・岐阜県・三重県・大阪府・熊本県・横浜市・川崎市・名古屋市・高知市）で、法に定める特定施設以外の施設に対して規制を加える等、地方公共団体独自のダイオキシン類対策に係る条例を定めている。

## ．その他

### 6.1 水質基準対象施設に係る法・瀬戸内海法別の届出等の状況（表 - 1～2）

1.2(2)の水質基準対象施設に係る届出等の状況について、法及び瀬戸内海法別の届出等の状況を表 - 1及び表 - 2に取りまとめた。

### 6.2 未届出の廃止施設の状況（表 - 3～6）

1.2の取りまとめには含まれていないが実態として廃止状態にあることを都道府県・政令市が認知している施設の有無と内容及びそれを反映した場合の平成15年3月31日現在の状況について、表 - 3に全国の大気基準適用施設に係る状況を、表 - 4に全国の水質基準対象施設に係る状況をまとめた。

また、表 - 5（大気基準適用施設）及び表 - 6（水質基準対象施設）には、施設種類別・都道府県及び政令市別の状況をまとめた。

### 6.3 排出基準超過事例の概要及び措置状況（表 - 7 ~ 9）

2.1の表 - 3の取りまとめの対象となった排出基準超過事例の概要及び措置状況を表 - 7（大気基準適用施設）及び表 - 8（水質基準適用事業場）にまとめた。

なお、表中には表 - 3取りまとめ以降の平成15年7月31日までの間の措置等の状況も含めて記載しており、表 - 9に対応状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

### 6.4 自主測定結果未報告施設・事業場への平成14年7月末までの措置状況（表 - 10~15）

表 - 1（大気基準適用施設）及び表 - 3（水質基準適用事業場）の自主測定結果未報告施設・事業場に対し、平成15年4月1日から平成15年7月31日までの間に都道府県・政令市が講じた措置の状況について、表 - 10に全国の状況を、表 - 11に都道府県・政令市別の状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

また、同施設・事業場の平成15年7月31日現在の状況について、表 - 12及び表 - 13に全国の状況を、表 - 14及び表 - 15に施設種類別・都道府県及び政令市別の状況をまとめた。

表 - 1 大気基準適用施設の届出等施設数（全国）<sup>注1）注2）</sup>

大気基準適用施設		平成15年3月31日現在		【参考】 平成14年3月31日 現在届出施設数
		特定事業場数	届出施設数	
焼結鉱の製造の用に 供する焼結炉		15 (15)	32 (32)	(31)
製鋼用電気炉		70 (70)	118 (118)	(123)
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉱 炉、溶解炉、乾燥炉)		8 (7)	20 (17)	(15)
アルミニウム合金製造 施設 (焙焼炉、溶解炉、乾 燥炉)		241 (241)	787 (787)	(789)
廃 棄 物 焼 却 炉	4 t/h以上	-	1,052 (1,049)	(1,102)
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	-	1,557 (1,557)	(1,722)
	2 t/h <sup>注3)</sup> 未満	-	10,119 (10,098)	(14,532)
	小計	9,959 (9,944)	12,728 (12,704)	(17,356)
合計		10,293 (10,277)	13,685 (13,658)	(18,314)

注1) 鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を( )に再掲した。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設に計上した。

注3) 焼却能力50 kg/h以上又は火床面積0.5 m<sup>2</sup>以上のもの。

表 - 2 ( 1 ) 水質基準対象施設の届出等施設数 ( 全国 ) <sup>注1)</sup> <sup>注2)</sup>

水質基準対象施設		平成15年3月31日現在		【参 考】 平成14年3月 31日現在 届出施設数
		特定事業場数	届出施設数	
硫酸塩パルプ (クラフトパルプ) 又は亜硫酸パルプ (サルファイトパルプ) の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設		38 (38)	98 (98)	(98)
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設		42 (42)	55 (55)	( - )
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設		0 (0)	0 (0)	(0)
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設		2 (2)	7 (7)	( - )
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設		7 (7)	32 (32)	(32)
カゴロウタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シロハサン分離施設、廃ガス洗浄施設		2 (2)	6 (6)	(6)
加圧ベンゼン又はジ加圧ベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設		0 (0)	4 (4)	(16)
ジオキシンパイルットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキシンパイルット洗浄施設及び熱風乾燥施設		1 (1)	7 (7)	( - )
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設		43 (43)	87 (87)	(88)
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		5 (5)	14 (14)	( - )
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	1,230 (1,224)	2,341 (2,331)	(2,695)
	灰の貯留施設	393 (393)	794 (794)	(884)
	小計	1,623 (1,617)	3,135 (3,125)	(3,579)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設		12 (12)	45 (45)	(39)

表 - 2 ( 2 ) 水質基準対象施設の届出等施設数 ( 全国 ) <sup>注1)</sup> <sup>注2)</sup>

水質基準対象施設	平成15年3月31日現在		【参考】 平成14年3月 31日現在 届出施設数
	特定事業場数	届出施設数	
下水道終末処理施設 (水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を 含む下水を処理するものに限る)	219 (219)	248 (248)	(261)
水質基準対象施設を設置する工場又は 事業場から排出される水の処理施設	30 (29)	91 (90)	(93)
合計	2,024 (2,017)	3,829 (3,818)	(4,212)

注1) 法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可等(以下「法に基づく届出等」という。)を合わせた施設及び事業場の数に、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出等がなされた施設及び事業場の数を( )に再掲した。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設の欄に計上した。



表 - 3 大気基準適用施設の届出等の状況（届出内容別 - 全国）<sup>1</sup>

	平成14年3月31日 現在の設置基数	新設	既設	14条 規模変更		廃止等	平成15年3月31日 現在の設置基数	特定 事業場数	鉱山保安法等 関係法令施設	
				2	3				5 (平成15年3月31日現在)	
	a	b	c	d	e	a+b+c+d-e	4	設置基数	特定事業場数	
									4	
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉	31	2	0	-	1	32	15	0	0	
製鋼用電気炉	123	0	0	-	5	118	70	0	0	
亜鉛回収施設	焙焼炉	7	0	0	-	0	7	7	2	1
	焼結炉	1	0	1	-	0	2		0	
	溶鉱炉	2	0	1	-	0	3		0	
	溶解炉	3	0	0	-	0	3		0	
	乾燥炉	2	0	0	-	0	2		1	
	小計	15	0	2	-	0	17		3	
アルミニウム 合金製造施設	焙焼炉	16	1	0	-	0	17	241	0	0
	溶解炉	715	21	5	-	33	708		0	
	乾燥炉	58	5	1	-	2	62		0	
	小計	789	27	6	-	35	787		0	
廃棄物焼却炉	4t/h以上	1,102	26	1	-2	+1	79	1,049	3	18(3)
	2t/h以上～4t/h未満	1,722	31	3	-13	+5	191	1,557	0	
	2t/h未満	14,532	794	265	-97	+106	5,502	10,098	21(7)	
	200kg/h以上～2t/h未満	4,626	93	34	-61	+19	1,278	3,433	12(3)	
	100kg/h以上～200kg/h未満	5,813	505	126	-25	+70	2,260	4,229	7(2)	
	50kg/h以上～100kg/h未満	2,779	136	72	-8	+13	1,307	1,685	2(2)	
	50kg/h未満(0.5㎡以上)	1,314	60	33	-3	+4	657	751	0	
	小計	17,356	851	269	-112	+112	5,772	12,704	24(7)	
合計	18,314	880	277	-112	+112	5,813	10,277	27(7)	19(3)	

- 1 法第12条及び第13条による届出施設（法に基づく届出施設）と、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。
- 2 廃棄物焼却炉において構造等変更届出がなされたもののうち、表中の施設規模区分が変わったものを計上した。「-」は他の区分への移行、「+」は他の区分からの移行を意味する。
- 3 構造等変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設と廃止届出がなされた施設数との合計である。
- 4 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 5 施設数欄及び事業場数欄の（ ）内は、同一事業場内に別に法に基づく届出施設がある場合について、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数を再掲した。

表 - 4 大気基準適用施設に係る基準適用状況（全国）<sup>注1）</sup>

大気基準適用施設		平成15年3月31日現在の設置基数			
		(計) a + b + c	別表第二 <sup>注2)</sup> a	別表第一	
				法施行前設置 <sup>注3)</sup> b	法施行後設置 <sup>注4)</sup> c
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉		32 (32)	30 (30)	-	2 (2)
製鋼用電気炉		118 (118)	111 (111)	4 (4)	3 (3)
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉)		20 (17)	19 (16)	-	1 (1)
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		787 (787)	701 (701)	-	86 (86)
廃棄物焼却炉	4 t/h以上	1,052 (1,049)	824 (821)	97 (97)	131 (131)
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	1,557 (1,557)	1,251 (1,251)	135 (135)	171 (171)
	2 t/h未満 <sup>注5)</sup>	10,119 (10,098)	7,868 (7,855)	465 (460)	1,786 (1,783)
	小計	12,728 (12,704)	9,943 (9,927)	697 (692)	2,088 (2,085)
合計		13,685 (13,658)	10,804 (10,785)	701 (696)	2,180 (2,177)

注1) 大気基準適用施設における基準適用状況について計上。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二（平成14年11月30日までは附則別表第一）の排出基準が適用となっている施設数

注3) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数

注4) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数

注5) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m<sup>2</sup>以上のもの。

表 - 5 水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・総括 - 全国）<sup>1</sup>

	平成14年 3月31日現在 の設置基数 a	新設 b	既設 c	法・瀬戸 内法間の 移行 <sup>2</sup> d	廃止等 <sup>3</sup> e	平成15年3月31日 現在の設置基数 a+b+c-e	特定 事業場数 <sup>4</sup> 4	鉱山保安法等 関係法令施設 <sup>5</sup> (平成15年3月31日現在)		
								設置基数	特定事業場数 <sup>4</sup>	
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	98	0	0	0	0	98	38	0	0	
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	-	2	54	0	1	55	42	0	0	
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	-	0	7	0	0	7	2	0	0	
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	32	0	0	0	0	32	7	0	0	
カーボナツムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	6	0	0	0	0	6	2	0	0	
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	16	0	0	0	12	4	0	0	0	
シリコンパレットの製造の用に供する二酸化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、二酸化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、シリコンパレット洗浄施設及び熱風乾燥施設	-	7	0	0	0	7	1	0	0	
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	88	3	0	0	4	87	43	0	0	
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	-	1	13	0	0	14	5	0	0	
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	2,695	115	35	0	514	2,331	1,224	10(1)	7(1)
	灰の貯留施設	884	25	11	1	126	794	393	0	0
	小計	3,579	140	46	1	640	3,125	1,617	10(1)	7(1)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	39	7	0	0	1	45	12	0	0	
下水道終末処理施設	261	1	1	-	15	248	219	0	0	
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	93	0	3	0	6	90	29	1	1	
合計	4,212	161	124	1	679	3,818	2,017	11(1)	8(1)	

- 1 ダイオキシン類対策特別措置法（法）に基づく届出及び瀬戸内海環境保全特別措置法（瀬戸内海法）に基づく許可等を総括してとりまとめた。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。
- 2 事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
- 3 廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。
- 4 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 5 施設数欄及び事業場数欄の（ ）内は、同一事業場内に別に法に基づく届出施設がある場合について、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数を再掲した。

表 - 6 ( 1 ) 大気基準適用施設の届出等の状況 ( 施設種類別 - 都道府県・政令市別 )

	焼結鉄の製造の用に供する焼結炉						製鋼用電気炉						亜鉛回収施設 倍焼炉								
	事業場数	13年度未施設数(a)	新設(b)	既設(c)	規模未満変更(e)	廃止(f)	14年度未施設数(a+b+c-e-f)	事業場数	13年度未施設数(a)	新設(b)	既設(c)	規模未満変更(e)	廃止(f)	14年度未施設数(a+b+c-e-f)	事業場数	13年度未施設数(a)	新設(b)	既設(c)	規模未満変更(e)	廃止(f)	14年度未施設数(a+b+c-e-f)
北海道	1	1					1	3	3					3							
青森県								1	1					1	1						
岩手県																					
宮城県								1	2					2							
秋田県																					
山形県																					
福島県														1	2						2
茨城県	1	2					2	3	5					5	1						1
栃木県								2	3					3							
群馬県								1	1					1							
埼玉県								5	5					5							
千葉県	1	3					3	2	2					2							
東京都								2	4			1		3							
神奈川県								1	1				1	1							
新潟県								3	4					4							
富山県								1	1					1							
石川県																					
福井県																					
山梨県																					
長野県																					
岐阜県																					
静岡県																					
愛知県	1	3					3	5	13					13	2	1					1
三重県																					
滋賀県																					
京都府																					
大阪府								3	5			1		4							
兵庫県	1	1					1	2	3			1		2							
奈良県																					
和歌山県																					
鳥取県																					
島根県								2	6					6							
岡山県																					
広島県	1	2					2														
山口県								4	11					11							
徳島県																					
香川県																					
愛媛県																					
高知県																					
福岡県														1							
佐賀県								1	1					1							
長崎県																					
熊本県								1	1					1							
大分県																					
宮崎県																					
鹿児島県																					
沖縄県								1	1					1							
札幌市								1	1					1							
仙台市								2	3					3							
千葉市	1	2	1			1	2														
横浜市																					
川崎市	1	1					1	1	4					4							
名古屋市								1	1					1							
京都市																					
大阪市	1	1					1	5	13			2		11							
神戸市																					
広島市																					
北九州市	2	3					3	2	3					3							
福岡市																					
旭川市																					
秋田市																					
郡山市																					
いわき市														1	1						1
宇都宮市								1	1					1							
横須賀市																					
新潟市																					
富山市								1	2					2							
金沢市																					
長野市																					
岐阜市								1	2					2							
静岡市																					
浜松市																					
豊橋市								1	1					1							
豊田市																					
堺市								2	5					5							
姫路市								4	5					5	1	1					1
奈良市																					
和歌山市	1	2					2	1	2					2		1					1
岡山市																					
倉敷市	1	4					4	2	6					6							
福山市	1	4	1				5														
高松市								1	1					1							
松山市																					
高知市																					
長崎市																					
熊本市																					
大分市	1	2					2														
宮崎市																					
鹿児島市																					
合計	15	31	2	0	0	1	32	70	123	0	0	0	5	118	7	7	0	0	0	0	7

事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表 - 6 ( 2 ) 大気基準適用施設の届出等の状況 ( 施設種類別 - 都道府県・政令市別 )

	亜鉛回収施設																	
	焼結炉					溶鉱炉					溶解炉							
	1 3 年 度未施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	1 4 年 度未施 設数 (a+b+c- e-f)	1 3 年 度未施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	1 4 年 度未施 設数 (a+b+c- e-f)	1 3 年 度未施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	1 4 年 度未施 設数 (a+b+c- e-f)
北海道																		
青森県																		
岩手県																		
宮城県																		
秋田県																		
山形県																		
福島県																		
茨城県																		
栃木県																		
群馬県																		
埼玉県																		
千葉県																		
東京都																		
神奈川県																		
新潟県																		
富山県																		
石川県																		
福井県																		
山梨県																		
長野県																		
岐阜県																		
静岡県																		
愛知県													1					1
三重県																		
滋賀県																		
京都府																		
大阪府																		
兵庫県																		
奈良県																		
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県																		
岡山県																		
広島県																		
山口県																		
徳島県																		
香川県																		
愛媛県																		
高知県																		
福岡県							1						1					
佐賀県																		
長崎県																		
熊本県																		
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県																		
札幌市																		
仙台市																		
千葉市																		
横浜市																		
川崎市																		
名古屋市																		
京都市																		
大阪市																		
神戸市																		
広島市																		
北九州市																		
福岡市																		
旭川市																		
秋田市																		
郡山市																		
いわき市	1					1							2					2
宇都宮市																		
横須賀市																		
新潟市																		
富山市																		
金沢市																		
長野市																		
岐阜市																		
静岡市																		
浜松市																		
豊橋市																		
豊田市																		
堺市																		
姫路市																		
奈良市																		
和歌山市																		
岡山市																		
倉敷市							1						1					
福山市																		
高松市																		
松山市																		
高知市																		
長崎市																		
熊本市																		
大分市																		
宮崎市																		
鹿児島市																		
合 計	1	0	1	0	0	2	2	0	1	0	0	3	3	0	0	0	0	3

事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表 - 6 ( 3 ) 大気基準適用施設の届出等の状況 ( 施設種類別 - 都道府県・政令市別 )

	亜鉛回収施設										アルミニウム合金製造施設								
	乾燥炉					小計					焙焼炉								
	13年度未施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規模未変更 (e)	廃止 (f)	14年度未施設数 (a+b+c-e-f)	13年度未施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規模未変更 (e)	廃止 (f)	14年度未施設数 (a+b+c-e-f)	事業場数	13年度未施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規模未変更 (e)	廃止 (f)	14年度未施設数 (a+b+c-e-f)
北海道													3						
青森県								2				2	1						
岩手県																			
宮城県													1						
秋田県																			
山形県													3						
福島県							2					2	4	1					1
茨城県							1					1	9	2					2
栃木県													11						
群馬県													4	1					1
埼玉県													9						
千葉県													3						
東京都																			
神奈川県																			
新潟県													5						
富山県													17						
石川県													1						
福井県													4						
山梨県													1						
長野県													6						
岐阜県													3						
静岡県													22	4					4
愛知県							2					2	46	4					4
三重県													7	1					1
滋賀県													4						
京都府													1						
大阪府													8						
兵庫県													4	2					2
奈良県																			
和歌山県																			
鳥取県																			
島根県																			
岡山県													1						
広島県													1						
山口県													5						
徳島県																			
香川県													1						
愛媛県																			
高知県																			
福岡県	1					1	2					2	5						
佐賀県													2						
長崎県													1						
熊本県													8						
大分県																			
宮崎県													1						
鹿児島県													2						
沖縄県																			
札幌市																			
仙台市																			
千葉市																			
横浜市													1						
川崎市													1						
名古屋市													4						
京都市													1						
大阪市													1						
神戸市																			
広島市													1						
北九州市													5		1				1
福岡市																			
旭川市																			
秋田市													1						
郡山市																			
いわき市							4					4	1						
宇都宮市																			
横須賀市																			
新潟市																			
富山市													2						
金沢市																			
長野市																			
岐阜市																			
静岡市																			
浜松市													2						
豊橋市													2						
豊田市													6						
堺市													2						
姫路市							1					1							
奈良市																			
和歌山市							1					1							
岡山市																			
倉敷市	1					1	2					2	3	1					1
福山市																			
高松市													1						
松山市													1						
高知市																			
長崎市																			
熊本市																			
大分市													1						
宮崎市																			
鹿児島市													1						
合計	2	0	0	0	0	2	15	0	2	0	0	17	241	16	1	0	0	0	17

事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表 - 6 ( 4 ) 大気基準適用施設の届出等の状況 ( 施設種類別 - 都道府県・政令市別 )

	アルミニウム合金製造施設																	
	溶解炉					乾燥炉					小 計							
	1 3 年 度未施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	1 4 年 度未施 設数 (a+b+c- e-f)	1 3 年 度未施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	1 4 年 度未施 設数 (a+b+c- e-f)	1 3 年 度未施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	1 4 年 度未施 設数 (a+b+c- e-f)
北海道	5					5							5					5
青森県	1					1							1					1
岩手県																		
宮城県	2					2							2					2
秋田県																		
山形県	5					5							5					5
福島県	27					27	2					2	30					30
茨城県	32					32	1					1	35					35
栃木県	68				9	59	3					3	71				9	62
群馬県	5					5							6					6
埼玉県	27					27	4	1			1	4	31	1			1	31
千葉県	13					13	3					3	16					16
東京都																		
神奈川県																		
新潟県	14				2	12							14				2	12
富山県	45				1	44							45				1	44
石川県	1					1							1					1
福井県	15					15	1					1	16					16
山梨県	4					4	1					1	5					5
長野県	14	8			1	21	3					3	17	8			1	24
岐阜県	4					4							4					4
静岡県	81		4		5	80	6		1			7	91		5		5	91
愛知県	104	4			4	104	14					14	122	4			4	122
三重県	30	1			2	29	3					3	34	1			2	33
滋賀県	14					14	1					1	15					15
京都府			1			1									1			1
大阪府	20				2	18	6				1	5	26				3	23
兵庫県	22					22							24					24
奈良県																		
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県																		
岡山県	4				1	3							4				1	3
広島県	3					3							3					3
山口県	18				2	16							18				2	16
徳島県																		
香川県	1					1							1					1
愛媛県																		
高知県																		
福岡県	18				1	17	1	1				2	19	1			1	19
佐賀県	2					2							2					2
長崎県	1					1							1					1
熊本県	12	4			1	15	1					1	13	4			1	16
大分県																		
宮崎県	1					1							1					1
鹿児島県	1	1				2							1	1				2
沖縄県																		
札幌市																		
仙台市																		
千葉市																		
横浜市	2					2	1					1	3					3
川崎市	4					4							4					4
名古屋市	15					15							15					15
京都市	8					8	1					1	9					9
大阪市	2					2							2					2
神戸市																		
広島市	1					1	1					1	2					2
北九州市	4					4							4	1				5
福岡市																		
旭川市																		
秋田市	1					1							1					1
郡山市																		
いわき市	1					1							1					1
宇都宮市																		
横須賀市																		
新潟市																		
富山市	1	1				2		3				3	1	4				5
金沢市																		
長野市																		
岐阜市																		
静岡市																		
浜松市	6					6							6					6
豊橋市	5					5							5					5
豊田市	31	2			2	31	5					5	36	2			2	36
堺市	3					3							3					3
姫路市																		
奈良市																		
和歌山市																		
岡山市																		
倉敷市	10					10							11					11
福山市																		
高松市	1					1							1					1
松山市	2					2							2					2
高知市																		
長崎市																		
熊本市																		
大分市	2					2							2					2
宮崎市																		
鹿児島市	2					2							2					2
合計	715	21	5	0	33	708	58	5	1	0	2	62	789	27	6	0	35	787

事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表 - 6 ( 5 ) 大気基準適用施設の届出等の状況 ( 施設種類別 - 都道府県・政令市別 )

事業場数	廃棄物焼却炉																
	4t/h以上							2t/h以上 - 4t/h未満									
	1 3 年 度未施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	1 4 年 度未施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	1 3 年 度未施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	1 4 年 度未施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	
北海道	227	18	2				2	18	49	2		4			19	28	
青森県	115	17			1	1		3	14	33	1					4	30
岩手県	153	5						5	29						2	27	
宮城県	96	5	2					2	5	39					10	29	
秋田県	73	6						2	4	22					4	18	
山形県	122	11						4	7	13	2				4	11	
福島県	123	3							3	37						37	
茨城県	380	22							22	65			2			63	
栃木県	200	16						3	13	35					6	29	
群馬県	182	18						1	17	30	1			1	1	31	
埼玉県	384	57						5	52	106	1				16	91	
千葉県	396	52	6					5	53	85					6	79	
東京都	261	116	1					9	108	38						38	
神奈川県	198	34							34	34					1	33	
新潟県	250	9	2						11	66	1	2	1		3	63	
富山県	106	9						3	6	22					6	16	
石川県	104									21					4	17	
福井県	133	6							6	17			1		1	15	
山梨県	91	3							3	32					8	24	
長野県	216	8						1	7	35					5	30	
岐阜県	269	3		1				2	2	41					6	35	
静岡県	425	34	1		1			5	29	59		2	2		1	58	
愛知県	328	51						1	50	62					5	57	
三重県	211	18	2				1	2	17	39	2					41	
滋賀県	169	3							3	32					4	28	
京都府	86	5							5	19					4	15	
大阪府	221	49						3	46	46					2	44	
兵庫県	320	35							35	51					3	48	
奈良県	151	4							4	27	3				3	27	
和歌山県	127									14					1	13	
鳥取県	94	7						2	5	8					1	7	
島根県	102	6							6	7						7	
岡山県	116	5							5	15						15	
広島県	166	11						3	8	27					2	25	
山口県	193	16						1	15	35	2			1	1	35	
徳島県	179	3							3	24					3	21	
香川県	134	9	1						10	13					3	10	
愛媛県	195	8							8	19	5	2			3	23	
高知県	131									20					4	16	
福岡県	381	18							18	55					14	41	
佐賀県	109	6						1	5	18	2		1		3	16	
長崎県	135	6	3						9	20	2					22	
熊本県	146	1							1	38					11	27	
大分県	58	4							4	18					2	16	
宮崎県	108	10							10	14						14	
鹿児島県	140									32					3	29	
沖縄県	69	2							2	17	4					21	
札幌市	17	13						4	9	8						8	
仙台市	31	13							13	7					1	6	
千葉市	42	16						3	13	4						4	
横浜市	97	27							27	8					1	7	
川崎市	45	18	3						21	7						7	
名古屋市	65	19							19	1						1	
京都市	78	21							21	1						1	
大阪市	41	33						3	30	6					1	5	
神戸市	35	18							18	2				1		3	
広島市	60	11							11	6						6	
北九州市	38	16							16	7					2	5	
福岡市	21	13							13	4						4	
旭川市	10	2							2	3						3	
秋田市	11	1							1	3					1	2	
郡山市	3	5							5	2						2	
いわき市	28	12							12	5					1	4	
宇都宮市	18	5							5	7						7	
横須賀市	9	5							5	2		1				3	
新潟市	25	5							5	1					1		
富山市	22	1							1								
金沢市	28	5							5	2						2	
長野市	27	3							3	1						1	
岐阜市	32	5							5	6						6	
静岡市	64	7							7	2						2	
浜松市	40	4							4	6						6	
豊橋市	14	6						2	4	2						2	
豊田市	16	6							6	4	1				1	4	
堺市	26	9							9	2						2	
姫路市	43	6							6	10	1				2	9	
奈良市	17	4							4								
和歌山市	62	6							6	3	1					4	
岡山市	49	7							7	1						1	
倉敷市	38	8	3						11	9						9	
福山市	52	7						1	6	4						4	
高松市	15	2							2								
松山市	28	5							5	1						1	
高知市	25	6						3	3	1						1	
長崎市	17	4							4								
熊本市	21	4							4	1						1	
大分市	31	8						2	6	4			1			3	
宮崎市	8	2							2	1						1	
鹿児島市	22	5							5								
合計	9944	1102	26	1	2	1	1	78	1049	1722	31	3	13	5	1	190	1557

事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。



表 - 6 ( 6 ) 大気基準適用施設の届出等の状況 ( 施設種類別 - 都道府県・政令市別 )

	廃棄物焼却炉															
	200kg/h以上～2t/h未満								100kg/h以上～200kg/h未満							
	1 3 年 度未施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	1 4 年 度未施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	1 3 年 度未施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	1 4 年 度未施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)
北海道	253	8	1	3	4		127	136	94	14	2		3		33	80
青森県	79	1		4	2		27	51	70	13		1	3		14	71
岩手県	62	2		1			13	50	98	4	5	2	4		32	77
宮城県	61	1					32	30	70	9					29	50
秋田県	83						33	50	41	3					20	24
山形県	69	2					39	32	102	18	1				55	66
福島県	71						7	64	56	1					26	31
茨城県	137	3	1	3	2		37	103	238	29	9		3		84	195
栃木県	94	1		1			33	61	166	15	10	2	2	1	81	109
群馬県	86	3	1	4	1		22	65	99	10	4	4	6		54	61
埼玉県	193	1	5				67	132	385	7	6	7			282	109
千葉県	118	3					26	95	251	33	5				79	210
東京都	73						23	50	138	4	8				67	83
神奈川県	76	2		1			12	65	98	3	2		1		27	77
新潟県	129	1		2	2		41	89	131	20		3	6	1	54	99
富山県	41			1			13	27	74	11	5		1		41	50
石川県	44						14	30	84	4				2	24	62
福井県	49	1			1		15	36	94	8					37	65
山梨県	42						11	31	58	4					16	46
長野県	116	2		2	1		16	101	115	14		1	2	1	46	83
岐阜県	102						29	73	211		8				95	124
静岡県	171	2	6	6	2		32	143	248	22	8		5		93	190
愛知県	165	3					43	125	230	10					116	124
三重県	91		3				23	71	109	8	8				29	96
滋賀県	70	2		1			16	55	108	4	3		1		42	74
京都府	52						15	37	38	10	2				7	43
大阪府	83						11	72	65	1					11	55
兵庫県	124	1					18	107	173	6	1				40	140
奈良県	54	2					2	54	77	15	4				16	80
和歌山県	54						10	44	70	5	2				31	46
鳥取県	46	2		4			5	39	56	5	1		4		13	53
島根県	65	2		1			18	48	58	1			1		19	41
岡山県	68			2			13	53	75	4	1	1	2		27	54
広島県	107	1		1	1		37	71	127	14		1	2		54	88
山口県	110	2		5		1	30	76	100	4		1	5		31	77
徳島県	77	2	1	3			19	58	95	15	3		4		17	100
香川県	62		1				18	45	59	5	1				11	54
愛媛県	89	2					29	62	109	23					44	88
高知県	59	2	1	2			13	47	56	4	5		2		10	57
福岡県	109	4	4				30	87	176	6	9				32	159
佐賀県	62				1		8	55	72	3					20	55
長崎県	108	3					24	87	34		1				2	33
熊本県	71	4		2			19	54	80	14			2		46	50
大分県	39	1					18	22	47	2					31	18
宮崎県	56						20	36	55	13					25	43
鹿児島県	67		2				24	45	62	19	2				15	68
沖縄県	32	8					3	37	10	11						21
札幌市	8			1			3	4	6	2			1		3	6
仙台市	20	1					13	8	23	2					13	12
千葉市	11						2	9	23						8	15
横浜市	24						2	22	37	1					10	28
川崎市	18	1					2	17	10						7	3
名古屋市	12						7	5	41	4	1				17	29
京都市	28						10	18	31						2	29
大阪市	18						1	17	8		1				2	7
神戸市	11			1			3	7	19	6					9	16
広島市	47	1		1			8	39	30	4			1		14	21
北九州市	21	2					1	22	18						4	14
福岡市	10						5	5	17	1					9	9
旭川市	1	1					1	1	10						4	6
秋田市	16						9	7	3						1	2
郡山市	4						2	2	12	1	1				4	10
いわき市	10						2	8	16		1				6	11
宇都宮市	9						3	6	12						8	4
横須賀市	3						1	2	4						2	2
新潟市	9						2	7	19	1				1	8	11
富山市	5	1						6	18	1					9	10
金沢市	8	2					1	9	12	1					2	11
長野市	14						4	10	19	1					6	14
岐阜市	7							7	16	2					6	12
静岡市	13			1			2	10	29	1	2		2		6	28
浜松市	12						2	10	23	1					2	22
豊橋市	11						6	5	17	2					12	7
豊田市	8						2	6	16			1			11	4
堺市	8							8	10						1	9
姫路市	12						6	6	25	1					5	21
奈良市	2							2	9						2	7
和歌山市	18						3	15	28						5	23
岡山市	33	3					4	32	24	3	3				11	19
倉敷市	31	1	1	1			7	25	17				1		10	8
福山市	14						2	12	49	4					13	40
高松市	6	1	2					9	12						4	8
松山市	16	1		1	1		4	13	25	3	1	1			11	17
高知市	14		5	2			12	5	12	6			2		4	16
長崎市	2						1	1	9						1	8
熊本市	11			1			2	8	17	2			1		9	11
大分市	19	1			1		2	19	8	2					3	7
宮崎市	3			3				3	3				3		2	4
鹿児島市	10	3					5	8	14	5					10	9
合 計	4626	93	34	61	19	1	1277	3433	5813	505	126	25	70	6	2254	4229

事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表 - 6 ( 7 ) 大気基準適用施設の届出等の状況 ( 施設種類別 - 都道府県・政令市別 )

	廃棄物焼却炉															
	50kg/h以上～100kg/h未満							50kg/h未満 ( 0.5m <sup>3</sup> 以上 )								
	1 3 年 度未施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	1 4 年 度未施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	1 3 年 度未施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	1 4 年 度未施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)
北海道	41	2					19	24	23	3					14	12
青森県	18	3					5	16	19	1					6	14
岩手県	47	3	1	1		1	27	22	13			1	1		3	10
宮城県	17	1					10	8	15						11	4
秋田県	14						12	2	7	1	1				4	5
山形県	41	1	7				32	16	14					1	8	5
福島県	41	3					19	25	27						14	13
茨城県	86	6	2				48	46	26	2					10	18
栃木県	61	1	1	1	2		39	25	28	1					19	10
群馬県	59	9	2				31	39	25	5	1	1	1		10	21
埼玉県	136	27	8		5	1	86	89	91	2			2	1	60	34
千葉県	91	7	1				36	63	33	6	1				14	26
東京都	116	10	10				64	72	65	5	8				44	34
神奈川県	70	2					26	46	24	1	1				10	16
新潟県	78	7	4	4	2	4	28	55	27		4				9	22
富山県	36						12	24	14						12	2
石川県	25						10	15	4						2	2
福井県	49	1					28	22	31	1					23	9
山梨県	20						9	11	7							7
長野県	55	1					29	27	18	1					7	12
岐阜県	98		6				43	61	54						36	18
静岡県	122	12	3				62	75	47	3	2				27	25
愛知県	104	1	2				62	45	63	2					40	25
三重県	42	1	4				17	30	26		1				8	19
滋賀県	53	4	2			1	33	25	47	2					29	20
京都府	22	1					10	13	2						1	1
大阪府	42						18	24	28						15	13
兵庫県	73	1	1				17	58	35					1	10	24
奈良県	26	1					7	20	7						4	3
和歌山県	53	1	2				22	34	29					2	9	18
鳥取県	20						11	9	11						7	4
島根県	6						3	3	10	1						11
岡山県	26				1		12	15	22		1				11	12
広島県	38	2		1			22	17	33	3					16	20
山口県	56				1	2	22	33	19	1	2				8	14
徳島県	56	2		1		2	18	37	23						10	13
香川県	38	3					12	29	21	1				1	10	11
愛媛県	50	3	1				20	34	17	2	1				6	14
高知県	30		4				15	19	19	1	1				8	13
福岡県	102	1	3				25	81	44	1	1				8	38
佐賀県	19						9	10	9	1					3	7
長崎県	25	1					8	18	9	1					2	8
熊本県	44						23	21	31						13	18
大分県	25	1					17	9	16						11	5
宮崎県	8	1					3	6								
鹿児島県	26		3				7	22	5							5
沖縄県	5	2					2	5	6	2					1	7
札幌市	11						4	7	2							2
仙台市	4						1	3	4						3	1
千葉市	17	1					7	11	5	3					2	6
横浜市	51						8	43	13						3	10
川崎市	14	2					5	11	8		1				3	6
名古屋市	31	1				1	15	16	19						5	14
京都市	33	1	1			1	2	32								
大阪市	10						2	8	1						1	
神戸市	11						5	6	4						3	1
広島市	5						3	2	3	1						4
北九州市	7						5	2	4	1					1	4
福岡市	3						2	1	4						3	1
旭川市									2						1	1
秋田市	3						3				5				5	
郡山市	7	1					1	7	1						1	
いわき市	4						2	2								
宇都宮市	7						5	2	1							1
横須賀市	3						2	1	1							1
新潟市	13	1	1				6	9	3						1	2
富山市	6						2	4	4		1				3	2
金沢市	12					1	4	7	4						3	1
長野市	5					1	1	3								
岐阜市	11						3	8	5						2	3
静岡市	22	2	1				6	19	8	1	1	1			1	8
浜松市	15						6	9	6						4	2
豊橋市	5						4	1	2						2	
豊田市	6				1		4	3	4	1					4	1
堺市	9	1					2	8	2						2	2
姫路市	9	1					4	6	4	1						5
奈良市	8						1	7	3							3
和歌山市	57	2					45	14	12	1					3	10
岡山市	9						4	5	10					1	5	4
倉敷市	6						5	1	6	1					3	4
福山市	13						6	7	3						1	2
高松市	4						3	1								
松山市	1				1		1	1	1						1	
高知市	4	1	1				3	3	1						1	
長崎市	5						1	4	3						1	2
熊本市	5						3	2	3						2	1
大分市	13		1			2	8	4	12					1	7	4
宮崎市	3						1	2	2						1	1
鹿児島市	7						4	3								
合計	2779	136	72	8	13	18	1289	1685	1314	60	33	3	4	8	649	751

事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表 - 6 ( 8 ) 大気基準適用施設の届出等の状況 ( 施設種類別 - 都道府県・政令市別 )

	廃棄物焼却炉							合計									
	1 3 年 度未施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	1 4 年 度未施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	事業場 数	1 3 年 度未施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規模変 更前 (d1)	規模変 更後 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	1 4 年 度未施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)
北海道	478	31	3	7	7		214	298	234	487	31	3	7	7		214	307
青森県	236	19		6	6		59	196	118	238	19	2	6	6		59	200
岩手県	254	9	6	5	5	1	77	191	153	254	9	6	5	5	1	77	191
宮城県	207	13					94	126	98	211	13					94	130
秋田県	173	4	1				75	103	73	173	4	1				75	103
山形県	250	23	8			2	142	137	125	255	23	8			2	142	142
福島県	235	4					66	173	128	267	4					66	205
茨城県	574	40	12	5	5		179	447	393	617	40	12	5	5		179	490
栃木県	400	18	11	4	4	1	181	247	213	474	18	11	4	4	1	181	247
群馬県	317	28	8	9	9		119	234	187	324	28	8	9	9		119	241
埼玉県	968	38	19	7	7	2	516	507	398	1004	39	19	7	7	2	517	543
千葉県	630	55	7				166	526	402	651	55	7				166	547
東京都	546	20	26				207	385	263	550	20	26				208	388
神奈川県	336	8	3	1	1		76	271	199	337	8	3	1	1		76	272
新潟県	440	31	8	11	11	5	135	339	258	458	31	8	11	11	5	137	355
富山県	196	11	5	1	1		87	125	124	242	11	5	1	1		88	170
石川県	178	4				2	54	126	105	179	4				2	54	127
福井県	246	11		1	1		104	153	137	262	11		1	1		104	169
山梨県	162	4					44	122	92	167	4					44	127
長野県	347	18		3	3	1	104	260	222	364	18		3	3	1	105	284
岐阜県	509		15				211	313	272	513		15				211	317
静岡県	681	40	19	9	9		220	520	447	772	40	24	9	9		225	611
愛知県	675	16	2				267	426	382	815	20	2				271	566
三重県	325	13	16			1	79	274	218	359	14	16			1	81	307
滋賀県	313	12	5	1	1	1	124	205	173	328	12	5	1	1	1	124	220
京都府	138	11	2				37	114	87	138	11	3				37	115
大阪府	313	1					60	254	232	344	1					64	281
兵庫県	491	8	2			1	88	412	327	519	8	2			1	89	439
奈良県	195	21	4				32	188	151	195	21	4				32	188
和歌山県	220	6	4			2	73	155	127	220	6	4			2	73	155
鳥取県	148	7	1	4	4		39	117	94	148	7	1	4	4		39	117
島根県	152	4		1	1		40	116	104	158	4		1	1		40	122
岡山県	211	4	2	3	3		63	154	117	215	4	2	3	3		64	157
広島県	343	20		3	3		134	229	168	348	20		3	3		134	234
山口県	336	9	2	6	6	4	93	250	202	365	9	2	6	6	4	95	277
徳島県	278	19	4	4	4	2	67	232	179	278	19	4	4	4	2	67	232
香川県	202	10	2			1	54	159	135	203	10	2			1	54	160
愛媛県	292	35	4				102	229	195	292	35	4				102	229
高知県	184	7	11	2	2		50	152	131	184	7	11	2	2		50	152
福岡県	504	12	17				109	424	387	525	13	17				110	445
佐賀県	186	6		1	1		44	148	112	189	6		1	1		44	151
長崎県	202	10	1				36	177	136	203	10	1				36	178
熊本県	265	18		2	2		112	171	155	279	22		2	2		113	188
大分県	149	4					79	74	58	149	4					79	74
宮崎県	143	14					48	109	109	144	14					48	110
鹿児島県	192	19	7				49	169	142	193	20	7				49	171
沖縄県	72	27					6	93	70	73	27					6	94
札幌市	48	2		1	1		14	36	18	49	2		1	1		14	37
仙台市	71	3					31	43	33	74	3					31	46
千葉市	76	4					22	58	43	78	5					23	60
横浜市	160	1					24	137	98	163	1					24	140
川崎市	75	6	1				17	65	48	84	6	1				17	74
名古屋市	123	5	1			1	44	84	70	139	5	1			1	44	100
京都市	114	1	1			1	14	101	79	123	1	1			1	14	110
大阪市	76		1				10	67	48	92		1				12	81
神戸市	65	6		1	1		20	51	35	65	6		1	1		20	51
広島市	102	6		1	1		25	83	61	104	6		1	1		25	85
北九州市	73	3					13	63	47	83	4					13	74
福岡市	51	1					19	33	21	51	1					19	33
旭川市	18	1					6	13	10	18	1					6	13
秋田市	26		5				19	12	12	27		5				19	13
郡山市	31	2	1				8	26	3	31	2	1				8	26
いわき市	47		1				11	37	30	52		1				11	42
宇都宮市	41						16	25	19	42						16	26
横須賀市	18		1				5	14	9	18		1				5	14
新潟市	50	2	1			1	18	34	25	50	2	1			1	18	34
富山市	34	2	1				14	23	25	37	2	1				14	30
金沢市	43	3				1	10	35	28	43	3				1	10	35
長野市	42	1				1	11	31	27	42	1				1	11	31
岐阜市	50	2					11	41	33	52	2					11	43
静岡市	81	4	4	2	2		15	74	64	81	4	4	2	2		15	74
浜松市	66	1					14	53	42	72	1					14	59
豊橋市	43	2					26	19	17	49	2					26	25
豊田市	44	2		1	1		22	24	22	80	4		1	1		24	60
堺市	40	1					3	38	30	48	1					3	46
姫路市	66	4					17	53	48	72	4					17	59
奈良市	26						3	23	17	26						3	23
和歌山市	124	4					56	72	64	129	4					56	77
岡山市	84	6	3			1	24	68	49	84	6	3			1	24	68
倉敷市	77	5	1	1	1		25	58	44	100	5	1	1	1		25	81
福山市	90	4					23	71	53	94	5					23	76
高松市	24	1	2				7	20	17	26	1	2				7	22
松山市	49	4	1	2	2		17	37	29	51	4	1	2	2		17	39
高知市	38	7	6	2	2		23	28	25	38	7	6	2	2		23	28
長崎市	23						4	19	17	23						4	19
熊本市	41	2		1	1		16	27	21	41	2		1	1		16	27
大分市	64	3	1	1	1	3	22	43	33	68	3	1	1	1	3	22	47
宮崎市	14			3	3		4	10	8	14			3	3		4	10
鹿児島市	36	8					19	25	23	38	8					19	27
合計	17356	851	269	112	112	35	5737	12704	10277	18314	880	277	112	112	35	5778	13658

事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表 - 7 ( 1 ) 水質基準対象施設の届出等の状況 ( 施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別 )

	硫酸塩カルシウム(ケラトカルシウム)又は亜硫酸カルシウム(サルファイトカルシウム)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設							カーボイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設								
	事業場数	13年度末施設数(a)	新設(b)	既設(c)	瀬法から法への移行(d1)	法から瀬法への移行(d2)	廃止(f)	14年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数	13年度末施設数(a)	新設(b)	既設(c)	瀬法から法への移行(d1)	法から瀬法への移行(d2)	廃止(f)	14年度末施設数(a+b+c-f)
北海道	6	19						19	2			2				2
青森県	1	8						8	1		1					1
岩手県	1	1						1								
宮城県	2	6						6	1			1				1
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県	1	3						3	1		1					1
栃木県									1			1				1
群馬県									1			1				1
埼玉県									1			1				1
千葉県									1			1				1
東京都																
神奈川県									1			1				1
新潟県									4			7				7
富山県	1	2						2	1			2			1	1
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県	1	1						1								
岐阜県	1	2						2								
静岡県	6	10						10	1			4				4
愛知県	1	2						2	3			3				3
三重県	1	6						6								
滋賀県																
京都府									1			1				1
大阪府																
兵庫県	1	2						2								
奈良県																
和歌山県																
鳥取県	1	4						4								
島根県	1	1						1								
岡山県									1			1				1
広島県	3	6						6	1			1				1
山口県	1	2						2	1			3				3
徳島県	1	2						2								
香川県									2			2				2
愛媛県	2	6						6								
高知県																
福岡県									1			1				1
佐賀県																
長崎県									1			1				1
熊本県	1	1						1								
大分県									6							
宮崎県	1	6						6								
鹿児島県	1	1						1	1			1				1
沖縄県									1			1				1
札幌市																
仙台市																
千葉市									1			1				1
横浜市									1			3				3
川崎市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
神戸市																
広島市									1			1				1
北九州市									2			2				2
福岡市																
旭川市	1	3						3								
秋田市	1	1						1								
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
横須賀市																
新潟市	1	3						3	1			1				1
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
静岡市																
浜松市									2			5				5
豊橋市																
豊田市																
堺市									2			2				2
姫路市									1			1				1
奈良市																
和歌山市									1			1				1
岡山市																
倉敷市																
福山市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市									1			1				1
宮崎市																
鹿児島市																
合計	38	98	0	0	0	0	0	98	42	-	2	54	0	0	1	55

1 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。  
 2 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
 3 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
 4 「規模未滿変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 ( 2 ) 水質基準対象施設の届出等の状況 ( 施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別 )

	硫酸カドムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設							アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設								
	事業場数	13年度末施設数(a)	新設(b)	既設(c)	瀬法から法への移行(d1)	法から瀬法への移行(d2)	廃止(f)	14年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数	13年度末施設数(a)	新設(b)	既設(c)	瀬法から法への移行(d1)	法から瀬法への移行(d2)	廃止(f)	14年度末施設数(a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県												3				3
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県								1				2				2
岐阜県																
静岡県								1				2				2
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
旭川市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
横須賀市																
新潟市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
静岡市																
浜松市																
豊橋市																
豊田市																
堺市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市																
福山市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	0	0	0	0	0	0	0	2	-	0	7	0	0	0	0	7

- 1 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
- 2 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 3 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
- 4 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 ( 3 ) 水質基準対象施設の届出等の状況 ( 施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別 )

	塩化カルシウムの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設							カチオン交換樹脂の製造の用に供する硫酸濃縮施設、 シロ酸分離施設、廃ガス洗浄施設								
	事業場 数	13年度 末施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	瀬法から 法への移行 (d1)	法から 瀬法への移行 (d2)	廃止 (f)	14年度 末施設数 (a+b+c- f)	事業場 数	13年度 末施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	瀬法から 法への移行 (d1)	法から 瀬法への移行 (d2)	廃止 (f)	14年度 末施設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県	1	9					9									
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県									1	3						3
三重県	1	6					6									
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県	1	4					4									
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県	2	7					7									
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
千葉市																
横浜市																
川崎市	1	2					2									
名古屋市									1	3						3
京都市																
大阪市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
旭川市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
横須賀市																
新潟市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
静岡市																
浜松市																
豊橋市																
豊田市																
堺市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市	1	4					4									
福山市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合 計	7	32	0	0	0	0	32	2	6	0	0	0	0	0	0	6

1 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。  
 2 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
 3 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
 4 「規模未滿変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 ( 4 ) 水質基準対象施設の届出等の状況 ( 施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別 )

	如ク`レ`ン又はジ`如ク`レ`ンの製造の用に供する 水洗施設、廃ガス洗浄施設							ジ`オサジ`ン`イレットの製造の用に供する二酸化誘導体分離施設、 還元誘導体分離施設、二酸化誘導体洗浄施設、還元誘導体 洗浄施設、ジ`オサジ`ン`イレット洗浄施設及び熱風乾燥施設								
	事業場 数	13年度 末施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	瀬法か ら法へ の移行 (d1)	法から 瀬法へ の移行 (d2)	廃止 (f)	14年度 末施設数 (a+b+c- f)	事業場 数	13年度 末施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	瀬法か ら法へ の移行 (d1)	法から 瀬法へ の移行 (d2)	廃止 (f)	14年度 末施設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県		2						2								
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県									1		7					7
高知県																
福岡県		12						12								
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
旭川市																
秋田市																
郡山市																
いわき市		2						2								
宇都宮市																
横須賀市																
新潟市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
静岡市																
浜松市																
豊橋市																
豊田市																
堺市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市																
福山市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	0	16	0	0	0	0	12	4	1	-	7	0	0	0	0	7

1 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。  
 2 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
 3 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
 4 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 ( 5 ) 水質基準対象施設の届出等の状況 ( 施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別 )

	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、 溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設 のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設								
	事業場 数	1 3 年度 末施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	瀬法か ら法へ の移行 (d1)	法から 瀬法へ の移行 (d2)	廃止 (f)	1 4 年度 末施設数 (a+b+c- f)	事業場 数	1 3 年度 末施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	瀬法か ら法へ の移行 (d1)	法から 瀬法へ の移行 (d2)	廃止 (f)	1 4 年度 末施設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県	2	2						2	1			4				4
茨城県	2	4						4								
栃木県	2	6						6								
群馬県																
埼玉県	2	3						3								
千葉県	1	1						1								
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県	7	12						12								
石川県																
福井県	2	8						8								
山梨県																
長野県																
岐阜県	1	1						1								
静岡県	6	21	3				3	21								
愛知県	2	4						4								
三重県	2	2						2								
滋賀県	3	3						3								
京都府																
大阪府																
兵庫県	2	3						3								
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県	1	2						2								
徳島県																
香川県																
愛媛県	1	1						1	1		1					1
高知県																
福岡県									1			3				3
佐賀県																
長崎県																
熊本県	1	1						1								
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
千葉市																
横浜市	1	2						2								
川崎市																
名古屋市	1	4						4								
京都市	1	4						4								
大阪市																
神戸市																
広島市																
北九州市		1					1									
福岡市																
旭川市																
秋田市	1	1						1								
郡山市																
いわき市									1			3				3
宇都宮市																
横須賀市																
新潟市																
富山市	1	1						1								
金沢市																
長野市																
岐阜市																
静岡市																
浜松市																
豊橋市																
豊田市																
堺市	1	1						1								
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市									1			3				3
福山市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	43	88	3	0	0	0	4	87	5	-	1	13	0	0	0	14

- 1 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
- 2 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 3 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
- 4 「規模未変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。



表 - 7 ( 6 ) 水質基準対象施設の届出等の状況 ( 施設種別・総括 - 都道府県・政令市別 )

事業場数	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの																	
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設								灰の貯留施設									
	1 3 年度 未施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	瀬法か ら法へ の移行 (d1)	法から 瀬法へ の移行 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	1 4 年度 未施設数 (a+b+c- e-f)	事業場 数	1 3 年度 未施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	瀬法か ら法へ の移行 (d1)	法から 瀬法へ の移行 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	1 4 年度 未施設数 (a+b+c- e-f)	
北海道	20	47	6	7			16	44	6	13	2					5	10	
青森県	13	29	1				5	25	8	11						3	8	
岩手県	7	9		1			2	8	1	1							1	
宮城県	1	10					9	1										
秋田県	1	5					4	1	4	3	1	2				1	5	
山形県	13	28		1			16	13	8	9						1	8	
福島県	17	46					6	40	20	26	1						27	
茨城県	41	84	1	1			11	75	13	14	1					2	13	
栃木県	8	18	1	1			8	12	5	9		1				2	8	
群馬県	7	15	1				4	12	9	9		1				1	9	
埼玉県	88	182	20	2			48	156	25	76	2	2			1	16	63	
千葉県	45	112	1	9			19	103	17	46						4	42	
東京都	35	156					19	137	14	61		1				8	54	
神奈川県	23	64	3				9	58	8	27	1					2	26	
新潟県	21	48	3				18	33	21	24	1	2				2	25	
富山県	11	39					8	31	2	7						2	5	
石川県	5	9					3	6	8	10						1	9	
福井県	13	42					12	30	5	11						3	8	
山梨県	17	30					9	21	4	5							5	
長野県	35	89	3				9	83		29						4	25	
岐阜県	38	59		3			13	49										
静岡県	52	96	1	3			19	81	7	15							15	
愛知県	48	92	2				18	76	19	29		1			1	29		
三重県	23	39	2	1			3	39	4	5							5	
滋賀県	8	15	3				5	13	3	4							4	
京都府	6	13					2	11	6	11						3	8	
大阪府	63	170					14	156		24						5	19	
兵庫県	49	100	2				24	78	29	49						3	46	
奈良県	29	34					4	30	7	8							8	
和歌山県	12	23	1				10	14	14	18	2					4	16	
鳥取県	5	16	1				4	13	10	12	5					1	16	
島根県	14	23	1				10	14	1	5						1	4	
岡山県	15	23	1				4	20	9	17			1			2	15	
広島県	15	23	6				1	28	6	13						6	7	
山口県	25	62	7				8	61	1	3							3	
徳島県	21	35	2				4	33	6	9						1	8	
香川県	10	10	3				2	11	8	20						4	16	
愛媛県	11	12	1					13	2	2							2	
高知県	13	24		1			8	17										
福岡県	31	53	5	4			11	51	13	35						9	26	
佐賀県	10	14	5				3	16	5	6	1						7	
長崎県	14	30	3				12	21	3	4							4	
熊本県	3	9					6	3	2	7						4	3	
大分県	4	4						4										
宮崎県	4	6					1	5										
鹿児島県		2					2											
沖縄県	40	52						52	2	16							16	
札幌市																		
仙台市	5	12	4				7	9	4	4							4	
千葉市	7	22					2	20	2	17						8	9	
横浜市	8	30					8	22	5	27							27	
川崎市	20	40	7				5	42	4	5							5	
名古屋市	5	26					3	23	1	6							6	
京都市	7	15					2	13	1	5							5	
大阪市	8	37					4	33		15						3	12	
神戸市	9	19					2	17	7	7	3					2	8	
広島市	21	51					10	41	1	11						1	10	
北九州市	14	39					3	36	3	7							7	
福岡市	5	20					1	19	1	6							6	
旭川市																		
秋田市	4	9	1				1	9										
郡山市	2	3					1	2	2	2							2	
いわき市	7	19		1				20										
宇都宮市	5	12						12		4							4	
横須賀市	3	12					2	10	1	4	2	1				1	6	
新潟市	4	12	1				5	8		1							1	
富山市	2	7					1	6	2	2							2	
金沢市	3	7						7	1	1							1	
長野市	14	19	3				2	20	1	1							1	
岐阜市	4	6	1					7										
静岡市	8	12					3	9	2	2							2	
浜松市	3	6						6		1							1	
豊橋市	1	5					2	3	3	7						3	4	
豊田市	2	3					1	2	2	3						1	2	
堺市	9	12					1	11	2	7						1	6	
姫路市	9	17	1					18	1	9	2					2	9	
奈良市	2	3						3	1	2							2	
和歌山市	5	8	1				2	7		2							2	
岡山市	6	5	3				1	7	4	6						1	5	
倉敷市	11	33	3				3	33	2	4							4	
福山市	7	14	4				3	15		1							1	
高松市	3	4					1	3										
松山市	3	7					1	6										
高知市	3	10					6	4	1	3						1	2	
長崎市	4	6						6		2							2	
熊本市		4					2	2	2	2							2	
大分市	6	25					6	19		2	1						3	
宮崎市		2						2	1	1							1	
鹿児島市	1	1						1	1	2							2	
合計	1224	2695	115	35	0	0	0	514	2331	393	884	25	11	1	0	1	125	794

- 1 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
- 2 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 3 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
- 4 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 ( 7 ) 水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの								廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設								
	小 計																
	事業場数	13年度未施設数(a)	新設(b)	既設(c)	瀬法から法への移行(d1)	法から瀬法への移行(d2)	規模未満変更(e)	廃止(f)	14年度未施設数(a+b+c-e-f)	事業場数	13年度未施設数(a)	新設(b)	既設(c)	瀬法から法への移行(d1)	法から瀬法への移行(d2)	廃止(f)	14年度未施設数(a+b+c-f)
北海道	26	60	8	7			21	54	1		1					1	
青森県	21	40	1				8	33									
岩手県	8	10		1			2	9									
宮城県	1	10					9	1									
秋田県	5	8	1	2			5	6									
山形県	21	37		1			17	21									
福島県	37	72	1				6	67									
茨城県	54	98	2	1			13	88									
栃木県	13	27	1	2			10	20									
群馬県	16	24	1	1			5	21									
埼玉県	113	258	22	4		1	64	219									
千葉県	62	158	1	9			23	145	1		2					2	
東京都	49	217		1			27	191									
神奈川県	31	91	4				11	84	1	1						1	
新潟県	42	72	4	2			20	58		1						1	
富山県	13	46					10	36	1	1						1	
石川県	13	19					4	15									
福井県	18	53					15	38									
山梨県	21	35					9	26									
長野県	35	118	3				13	108									
岐阜県	38	59		3			13	49									
静岡県	59	111	1	3			19	96									
愛知県	67	121	2	1			19	105									
三重県	27	44	2	1			3	44									
滋賀県	11	19	3				5	17									
京都府	12	24					5	19									
大阪府	63	194					19	175									
兵庫県	78	149	2				27	124									
奈良県	36	42					4	38									
和歌山県	26	41	3				14	30									
鳥取県	15	28	6				5	29									
島根県	15	28	1				11	18									
岡山県	24	40	1		1		6	35			1					1	
広島県	21	36	6				7	35									
山口県	26	65	7				8	64									
徳島県	27	44	2				5	41									
香川県	18	30	3				6	27									
愛媛県	13	14	1					15									
高知県	13	24		1			8	17									
福岡県	44	88	5	4			20	77									
佐賀県	15	20	6				3	23									
長崎県	17	34	3				12	25	1	2						2	
熊本県	5	16					10	6									
大分県	4	4						4									
宮崎県	4	6					1	5									
鹿児島県		2					2										
沖縄県	42	68						68									
札幌市																	
仙台市	9	16	4				7	13									
千葉市	9	39					10	29	1	1						1	
横浜市	13	57					8	49	1	1						1	
川崎市	24	45	7				5	47	2	29	1					30	
名古屋市	6	32					3	29									
京都市	8	20					2	18									
大阪市	8	52					7	45	2	2	2					4	
神戸市	16	26	3				4	25									
広島市	22	62					11	51									
北九州市	17	46					3	43									
福岡市	6	26					1	25									
旭川市																	
秋田市	4	9	1				1	9									
郡山市	4	5					1	4									
いわき市	7	19		1				20									
宇都宮市	5	16						16									
横須賀市	4	16	2	1			3	16									
新潟市	4	13	1				5	9									
富山市	4	9					1	8	1	1						1	
金沢市	4	8						8									
長野市	15	20	3				2	21									
岐阜市	4	6	1					7									
静岡市	10	14					3	11									
浜松市	3	7						7									
豊橋市	4	12					5	7									
豊田市	4	6					2	4									
堺市	11	19					2	17									
姫路市	10	26	3				2	27									
奈良市	3	5						5									
和歌山市	5	10	1				2	9									
岡山市	10	11	3				2	12									
倉敷市	13	37	3				3	37									
福山市	7	15	4				3	16									
高松市	3	4					1	3									
松山市	3	7					1	6									
高知市	4	13					7	6									
長崎市	4	8						8									
熊本市	2	6					2	4									
大分市	6	27	1				6	22									
宮崎市	1	3						3									
鹿児島市	2	3						3									
合 計	1617	3579	140	46	1	0	1	639	3125	12	39	7	0	0	0	1	45

1 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。  
 2 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
 3 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
 4 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 ( 8 ) 水質基準対象施設の届出等の状況 ( 施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別 )

	下水道終末処理施設					水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設								
	事業場数	13年度末施設数(a)	新設(b)	既設(c)	廃止(f)	14年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数	13年度末施設数(a)	新設(b)	既設(c)	瀬法から法への移行(d1)	法から瀬法への移行(d2)	廃止(f)	14年度末施設数(a+b+c-f)
北海道	6	6				6	1	1						1
青森県														
岩手県	1	1				1		1						1
宮城県	1	1				1								
秋田県														
山形県	1	1				1		1					1	
福島県									1					1
茨城県	4	4				4								
栃木県	1	2			1	1								
群馬県	4	7			1	6								
埼玉県	11	11				11		6					2	4
千葉県	3	3				3	4	5						5
東京都	20	20				20								
神奈川県	12	13				13								
新潟県		1			1		5	47		1				48
富山県	3	3				3								
石川県														
福井県	1	1				1								
山梨県	1	1				1								
長野県	2	2				2								
岐阜県	3	3				3								
静岡県	2	2				2		1						1
愛知県	8	8				8		2					1	1
三重県	2	2				2	3	3						3
滋賀県	2	2				2								
京都府	3	3				3								
大阪府	17	19			2	17								
兵庫県	10	10				10								
奈良県	1	1				1								
和歌山県							1	1						1
鳥取県	4	3		1		4								
島根県	2	2				2	1	1						1
岡山県	1	1				1								
広島県		3			3									
山口県	2	4			1	3	1	5					1	4
徳島県														
香川県														
愛媛県								4						4
高知県														
福岡県														
佐賀県														
長崎県	2	2				2	1	1						1
熊本県														
大分県														
宮崎県	1	1				1								
鹿児島県														
沖縄県							1	1						1
札幌市	5	6			1	5								
仙台市	2	2				2								
千葉市	2	4				4	1	1						1
横浜市	7	24				24	2	2						2
川崎市	1	3			1	2								
名古屋市	6	8			2	6								
京都市	3	3				3								
大阪市	9	9				9								
神戸市	5	6				6								
広島市	5	7				7								
北九州市	2	3				3								
福岡市	3	3				3								
旭川市	1	1				1								
秋田市	2	2				2								
郡山市	1	1				1	1	1						1
いわき市	1	1				1	1	1						1
宇都宮市							1	1						1
横須賀市	2	2				2								
新潟市	1	1				1								
富山市	1	1				1								
金沢市	1	2			1	1								
長野市	3	3				3								
岐阜市	2	2				2								
静岡市	4	4	1			5								
浜松市	2	2				2								
豊橋市	1	1				1								
豊田市														
堺市	2	2				2								
姫路市	2	2				2								
奈良市														
和歌山市	2	2				2	2	2						2
岡山市	1	1				1								
倉敷市	1	2			1	1		1						1
福山市	1	1				1								
高松市	1	1				1								
松山市														
高知市	1	1				1	1	1						1
長崎市														
熊本市	3	3				3		1					1	
大分市							2	2		1				3
宮崎市	1	1				1								
鹿児島市	1	1				1								
合計	219	261	1	1	15	248	29	93	0	3	0	0	6	90

- 1 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
- 2 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 3 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
- 4 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 ( 9 ) 水質基準対象施設の届出等の状況 ( 施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別 )

	合 計								
	事業場数	1 3 年度未施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	瀬法から法への移行 (d1)	法から瀬法への移行 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	1 4 年度未施設数 (a+b+c-e-f)
北海道	42	86	9	9				21	83
青森県	23	48	2					8	42
岩手県	10	13		1				2	12
宮城県	5	17		1				9	9
秋田県	5	8	1	2				5	6
山形県	22	39		1				18	22
福島県	40	74	1	5				6	74
茨城県	63	118	3	1				13	109
栃木県	17	35	1	3				11	28
群馬県	21	31	1	2				6	28
埼玉県	127	278	22	5			1	66	238
千葉県	72	167	3	10				23	157
東京都	69	237		1				27	211
神奈川県	45	105	4	1				11	99
新潟県	51	121	4	13				21	117
富山県	26	64		2				11	55
石川県	13	19						4	15
福井県	21	62						15	47
山梨県	22	36						9	27
長野県	39	121	3	2				13	113
岐阜県	43	65		3				13	55
静岡県	75	147	4	9				22	138
愛知県	82	140	2	4				20	126
三重県	36	63	2	1				3	63
滋賀県	16	24	3					5	22
京都府	16	27		1				5	23
大阪府	80	213						21	192
兵庫県	92	168	2					27	143
奈良県	37	43						4	39
和歌山県	27	42	3					14	31
鳥取県	20	35	6	1				5	37
島根県	19	32	1					11	22
岡山県	26	41	2	1	1			7	37
広島県	25	45	6	1				10	42
山口県	34	85	7	3				10	85
徳島県	28	46	2					5	43
香川県	20	30	3	2				6	29
愛媛県	18	25	9						34
高知県	13	24		1				8	17
福岡県	46	100	5	8				32	81
佐賀県	15	20	6					3	23
長崎県	22	39	3	1				12	31
熊本県	7	18						10	8
大分県	4	4							4
宮崎県	6	13						1	12
鹿児島県	2	3		1				2	2
沖縄県	44	69		1					70
札幌市	5	6						1	5
仙台市	11	18	4					7	15
千葉市	14	45		1				10	36
横浜市	25	86		3				8	81
川崎市	28	79	8					6	81
名古屋市	14	47						5	42
京都市	12	27						2	25
大阪市	19	63	2					7	58
神戸市	21	32	3					4	31
広島市	28	69		1				11	59
北九州市	21	50		2				4	48
福岡市	9	29						1	28
旭川市	2	4							4
秋田市	8	13	1					1	13
郡山市	6	7						1	6
いわき市	10	23		4					27
宇都宮市	6	17							17
横須賀市	6	18	2	1				3	18
新潟市	7	17	1	1				5	14
富山市	7	12						1	11
金沢市	5	10						1	9
長野市	18	23	3					2	24
岐阜市	6	8	1						9
静岡市	14	18	1					3	16
浜松市	7	9		5					14
豊橋市	5	13						5	8
豊田市	4	6						2	4
堺市	16	22		2				2	22
姫路市	13	28	3	1				2	30
奈良市	3	5							5
和歌山市	10	14	1	1				2	14
岡山市	11	12	3					2	13
倉敷市	16	44	3	3				4	46
福山市	8	16	4					3	17
高松市	4	5						1	4
松山市	3	7						1	6
高知市	6	15						7	8
長崎市	4	8							8
熊本市	5	10						3	7
大分市	9	29	1	2				6	26
宮崎市	2	4							4
鹿児島市	3	4							4
合 計	2017	4212	161	124	1	0	1	678	3818

- 1 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
- 2 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 3 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
- 4 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 8 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況  
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	亜鉛回収施設						小計	廃棄物焼却炉						合計			
	焙焼炉	焼結炉	溶鉱炉	溶解炉	乾燥炉	施設数		4t/h以上	2t/h以上～4t/h未満	200kg/h以上～2t/h未満	100kg/h以上～200kg/h未満	50kg/h以上～100kg/h未満	50kg/h未満(0.5㎡以上)	施設数	事業場数	施設数	
	事業場数	施設数	施設数	施設数	施設数			事業場数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数				施設数
北海道							2					2		2	2		
青森県																	
岩手県																	
宮城県																	
秋田県																	
山形県																	
福島県							2(1)			2(1)				2(1)	2(1)		
茨城県																	
栃木県							1	2						2	2		
群馬県							1				1			1	1		
埼玉県																	
千葉県																	
東京都																	
神奈川県																	
新潟県																	
富山県																	
石川県							1				1			1	1		
福井県							2(2)			2(2)	2(2)	2(2)		6(6)	2(2)		
山梨県																	
長野県																	
岐阜県																	
静岡県																	
愛知県																	
三重県																	
滋賀県																	
京都府																	
大阪府																	
兵庫県																	
奈良県																	
和歌山県																	
鳥取県																	
島根県																	
岡山県																	
広島県																	
山口県																	
徳島県							2			1	1			2	2		
香川県																	
愛媛県	1	2				1	3							1	3		
高知県																	
福岡県							1			2				2	2		
佐賀県							1			1				1	1		
長崎県																	
熊本県																	
大分県																	
宮崎県																	
鹿児島県							1			1				1	1		
沖縄県							2			2				2	2		
札幌市																	
仙台市																	
千葉市							1			1				1	1		
横浜市																	
川崎市																	
名古屋市																	
京都市																	
大阪市																	
神戸市																	
広島市																	
北九州市																	
福岡市																	
旭川市																	
秋田市																	
郡山市																	
いわき市																	
宇都宮市																	
横須賀市																	
新潟市																	
富山市																	
金沢市																	
長野市																	
岐阜市																	
静岡市																	
浜松市																	
豊橋市																	
豊田市																	
堺市																	
姫路市																	
奈良市																	
和歌山市																	
岡山市																	
倉敷市							1	1						1	1		
福山市																	
高松市																	
松山市																	
高知市																	
長崎市																	
熊本市																	
大分市																	
宮崎市																	
鹿児島市																	
合計	1	2	0	0	0	1	3	18(3)	3	0	12(3)	7(2)	2(2)	0	24(7)	19(3)	27(7)

1 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。  
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を( )内に再掲したが、それぞれの規定により措置された施設の種類の、いずれも廃棄物焼却炉であった。

表 - 9 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況  
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの						水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		合計	
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設		灰の貯留施設		小計					
	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数
北海道										
青森県										
岩手県										
宮城県										
秋田県										
山形県										
福島県	2(1)	3(1)			2(1)	3(1)			2(1)	3(1)
茨城県										
栃木県	1	1			1	1	1	1	2	2
群馬県	1	2			1	2			1	2
埼玉県										
千葉県										
東京都										
神奈川県										
新潟県										
富山県										
石川県										
福井県	2	3			2	3			2	3
山梨県										
長野県										
岐阜県										
静岡県										
愛知県										
三重県										
滋賀県										
京都府										
大阪府										
兵庫県										
奈良県										
和歌山県										
鳥取県										
島根県										
岡山県										
広島県										
山口県										
徳島県										
香川県										
愛媛県										
高知県										
福岡県										
佐賀県										
長崎県										
熊本県										
大分県										
宮崎県										
鹿児島県										
沖縄県										
札幌市										
仙台市										
千葉市	1	1			1	1			1	1
横浜市										
川崎市										
名古屋市										
京都市										
大阪市										
神戸市										
広島市										
北九州市										
福岡市										
旭川市										
秋田市										
郡山市										
いわき市										
宇都宮市										
横須賀市										
新潟市										
富山市										
金沢市										
長野市										
岐阜市										
静岡市										
浜松市										
豊橋市										
豊田市										
堺市										
姫路市										
奈良市										
和歌山市										
岡山市										
倉敷市										
福山市										
高松市										
松山市										
高知市										
長崎市										
熊本市										
大分市										
宮崎市										
鹿児島市										
合計	7(1)	10(1)	0	0	7(1)	10(1)	1	1	8(1)	11(1)

1 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。  
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を( )内に再掲したが、福島県の1事業場については、いずれも廃ガス洗浄施設であった。

表 - 10 ( 1 ) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種類別・法 - 都道府県・政令市別)

	焼結鉄の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉				亜鉛回収施設									
	14年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a)	別表第一(c)	14年度未施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)	別表第一		焙焼炉			焼結炉			溶鉱炉			
						法施行前設置(b)	法施行後設置(c)	14年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a)	別表第一(c)	14年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a)	別表第一(c)	14年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a)	別表第一(c)	
北海道	1	1		3	3												
青森県				1		1						1	1			1	1
岩手県																	
宮城県				2	2												
秋田県																	
山形県																	
福島県								2	2								
茨城県	2	2		5	3	2		1	1								
栃木県				3	3												
群馬県				1	1												
埼玉県				5	5												
千葉県	3	3		2	2												
東京都				3	3												
神奈川県				1	1												
新潟県				4	4												
富山県				1	1												
石川県																	
福井県																	
山梨県																	
長野県																	
岐阜県																	
静岡県																	
愛知県	3	3		13	13			1	1								
三重県																	
滋賀県																	
京都府																	
大阪府				4	3		1										
兵庫県	1	1		2	1		1										
奈良県																	
和歌山県																	
鳥取県																	
島根県				6	6												
岡山県																	
広島県	2	2															
山口県				11	10		1										
徳島県																	
香川県																	
愛媛県																	
高知県																	
福岡県																1	1
佐賀県				1	1												
長崎県																	
熊本県				1	1												
大分県																	
宮崎県																	
鹿児島県																	
沖縄県				1	1												
札幌市				1	1												
仙台市				3	3												
千葉市	2	1	1														
横浜市																	
川崎市	1	1		4	4												
名古屋市				1	1												
京都市																	
大阪市	1	1		11	10	1											
神戸市																	
広島市																	
北九州市	3	3		3	3												
福岡市																	
旭川市																	
秋田市																	
郡山市																	
いわき市								1	1			1	1				
宇都宮市				1	1												
横須賀市																	
新潟市																	
富山市				2	2												
金沢市																	
長野市																	
岐阜市				2	2												
静岡市																	
浜松市																	
豊橋市				1	1												
豊田市																	
堺市				5	5												
姫路市				5	5			1	1								
奈良市																	
和歌山市	2	2		2	2			1	1								
岡山市																	
倉敷市	4	4		6	6										1	1	
福山市	5	4	1														
高松市				1	1												
松山市																	
高知市																	
長崎市																	
熊本市																	
大分市	2	2															
宮崎市																	
鹿児島市																	
合計	32	30	2	118	111	4	3	7	7	0	2	2	0	3	3	0	0

表 - 10 ( 2 ) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種類別・法 - 都道府県・政令市別)

	亜鉛回収施設						アルミニウム合金製造施設								
	溶解炉			乾燥炉			小計			焙焼炉			溶解炉		
	14年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a)	別表第(c)	14年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a)	別表第(c)	14年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a)	別表第(c)	14年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a)	別表第(c)	14年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a)	別表第(c)
北海道													5	5	
青森県							2	2					1	1	
岩手県															
宮城県													2	2	
秋田県															
山形県													5	5	
福島県							2	2		1	1		27	25	2
茨城県							1	1		2	2		32	32	
栃木県													59	57	2
群馬県										1	1		5	5	
埼玉県													27	26	1
千葉県													13	13	
東京都															
神奈川県															
新潟県													12	9	3
富山県													44	43	1
石川県													1	1	
福井県													15	14	1
山梨県													4	4	
長野県													21	10	11
岐阜県													4	4	
静岡県										4	3	1	80	65	15
愛知県	1	1					2	2		4	3	1	104	91	13
三重県										1	1		29	26	3
滋賀県													14	13	1
京都府													1	1	
大阪府													18	18	
兵庫県										2	2		22	22	
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県													3	3	
広島県													3	3	
山口県													16	15	1
徳島県															
香川県													1	1	
愛媛県															
高知県															
福岡県				1	1		2	2					17	15	2
佐賀県													2	2	
長崎県													1	1	
熊本県													15	11	4
大分県															
宮崎県													1	1	
鹿児島県													2	1	1
沖縄県															
札幌市															
仙台市															
千葉市															
横浜市													2	2	
川崎市													4	4	
名古屋市													15	14	1
京都市													8	8	
大阪市													2	2	
神戸市															
広島市													1	1	
北九州市										1		1	4	4	
福岡市															
旭川市															
秋田市													1	1	
郡山市															
いわき市	2	2					4	4					1		1
宇都宮市															
横須賀市															
新潟市															
富山市													2	1	1
金沢市															
長野市															
岐阜市															
静岡市													6	6	
浜松市													5	5	
豊橋市													31	25	6
豊田市													3	3	
堺市							1	1							
姫路市															
奈良市															
和歌山市							1	1							
岡山市															
倉敷市				1		1	2	1	1	1	1		10	10	
福山市															
高松市													1	1	
松山市													2	2	
高知市															
長崎市															
熊本市															
大分市													2	2	
宮崎市															
鹿児島市													2	2	
合計	3	3	0	2	1	1	17	16	1	17	14	3	708	638	70



表 - 10 ( 3 ) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種類別・法 - 都道府県・政令市別)

	アルミニウム合金製造施設						廃棄物焼却炉							
	乾燥炉			小計			4t/h以上			2t/h以上～4t/h未満				
	14年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a)	別表第一(c)	14年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a)	別表第一(c)	14年度未施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)	別表第一(b)	14年度未施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)	別表第一(b)	別表第一(c)	
北海道				5	5		18	12		6	28	19	2	7
青森県				1	1		14	11	1	2	30	18	8	4
岩手県							5	5			27	22	1	4
宮城県				2	2		5	3		2	29	26		3
秋田県							4	2	2		18	14		4
山形県				5	5		7	5	1	1	11	7		4
福島県	2	2		30	28	2	3	3			37	35		2
茨城県	1	1		35	35		22	15	3	4	63	49	9	5
栃木県	3	3		62	60	2	13	11		2	29	25	2	2
群馬県				6	6		17	17			31	29		2
埼玉県	4	2	2	31	28	3	52	39	6	7	91	84	5	2
千葉県	3	3		16	16		53	45	1	7	79	69	2	8
東京都							108	81	17	10	38	31	1	6
神奈川県							34	32		2	33	33		
新潟県				12	9	3	11	9		2	63	47	15	1
富山県				44	43	1	6	4		2	16	15		1
石川県				1	1						17	15		2
福井県	1	1		16	15	1	6	6			15	15		
山梨県	1	1		5	5		3	3			24	15		9
長野県	3	3		24	13	11	7	7			30	30		
岐阜県				4	4		2	2			35	21	4	10
静岡県	7	6	1	91	74	17	29	21	2	6	58	51	7	
愛知県	14	11	3	122	105	17	50	42	4	4	57	48	3	6
三重県	3	2	1	33	29	4	17	12	2	3	41	33	1	7
滋賀県	1	1		15	14	1	3	3			28	27	1	
京都府				1	1		5	3		2	15	13	2	
大阪府	5	4	1	23	22	1	46	41	2	3	44	35	3	6
兵庫県				24	24		35	29	1	5	48	43	1	4
奈良県							4	4			27	19	1	7
和歌山県											13	11	2	
鳥取県							5	5			7	3	3	1
島根県							6	6			7	7		
岡山県				3	3		5	5			15	15		
広島県				3	3		8	3		5	25	23		2
山口県				16	15	1	15	12		3	35	25	1	9
徳島県							3	1	2	1	21		20	1
香川県				1	1		10	4		6	10	8		2
愛媛県							8	8			23	13	5	5
高知県											16	8	2	6
福岡県	2	1	1	19	16	3	18	15		3	41	36		5
佐賀県				2	2		5	1		4	16	14		2
長崎県				1	1		9	3	3	3	22	18	3	1
熊本県	1	1		16	12	4	1	1			27	17	8	2
大分県							4	4			16	14		2
宮崎県				1	1		10	7	3		14	14		
鹿児島県				2	1	1					29	21	4	4
沖縄県							2	2			21	16		5
札幌市							9	6	3		8	5	1	2
仙台市							13	9		4	6	4		2
千葉市							13	2	8	3	4		4	
横浜市	1	1		3	3		27	23	4		7	6	1	
川崎市				4	4		21	17		4	7	3	3	1
名古屋市				15	14	1	19	17	2		1	1		
京都市	1	1		9	9		21	18	3		1	1		
大阪市				2	2		30	24	3	3	5	4		1
神戸市							18	18			3	3		
広島市	1	1		2	2		11	8		3	6	5		1
北九州市				5	4	1	16	15		1	5	5		
福岡市							13	10		3	4	3		1
旭川市							2	2			3	2		1
秋田市				1	1		1			1	2	1	1	
郡山市							5	5			2	1		1
いわき市				1		1	12	8	4		4	2	2	
宇都宮市							5	2	3		7	5		2
横須賀市							5	4		1	3	3		
新潟市							5	5						
富山市	3		3	5	1	4	1		1					
金沢市							5	5			2	2		
長野市							3	3			1			1
岐阜市							5	5			6	5	1	
静岡市							7		7		2		2	
浜松市				6	6		4	4			6	5	1	
豊橋市				5	5		4	2	2		2	2		
豊田市	5	4	1	36	29	7	6	5	1		4	3		1
堺市				3	3		9	9			2	1		1
姫路市							6	6			9	6	2	1
奈良市							4	4						
和歌山市							6	4	2		4	3		1
岡山市							7	4	3		1	1		
倉敷市				11	11		11	8		3	9	9		
福山市							6	2		4	4	4		
高松市				1	1		2	2			1		1	
松山市				2	2		5	5					1	
高知市							3			3	1	1		
長崎市							4	4						
熊本市							4	4			1	1		
大分市				2	2		6	2	1	3	3	2		1
宮崎市							2	2			1	1		
鹿児島市				2	2		5	5						
合計	62	49	13	787	701	86	1049	821	97	131	1557	1251	135	171

表 - 10 ( 4 ) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
( 施設種類別・法 - 都道府県・政令市別 )

	廃棄物焼却炉															
	200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満				50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満(0.5m <sup>3</sup> 以上)			
	14年度未施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)	別表第一		14年度未施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)	別表第一		14年度未施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)	別表第一		14年度未施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)	別表第一	
		法施行前設置(b)	法施行後設置(c)			法施行前設置(b)	法施行後設置(c)			法施行前設置(b)	法施行後設置(c)			法施行前設置(b)	法施行後設置(c)	
北海道	136	114	7	15	80	54	1	25	24	20	1	3	12	6	1	5
青森県	51	42	6	3	71	41	8	22	16	11	1	4	14	6	2	6
岩手県	50	44	3	3	77	57		20	22	17		5	10	9		1
宮城県	30	29		1	50	28		22	8	6		2	4	3		1
秋田県	50	44	3	3	24	17		7	2	2			5	4		1
山形県	32	21	3	8	66	38	1	27	16	13		3	5	4		1
福島県	64	59	1	4	31	28		3	25	20		5	13	13		
茨城県	103	81	10	12	195	125	4	66	46	34		12	18	13	1	4
栃木県	61	58		3	109	77		32	25	17		8	10	9		1
群馬県	65	55	4	6	61	40		21	39	21		18	21	13		8
埼玉県	132	121	7	4	109	92	4	13	89	45	1	43	34	28		6
千葉県	95	80	5	10	210	103		107	63	47		16	26	14		12
東京都	50	39	9	2	83	67		16	72	50		22	34	24		10
神奈川県	65	60	1	4	77	66	2	9	46	40	1	5	16	13		3
新潟県	89	71	11	7	99	57	6	36	55	39	3	13	22	18		4
富山県	27	22	1	4	50	35		15	24	22		2	2	2		
石川県	30	26	2	2	62	43		19	15	15			2	2		
福井県	36	28	5	3	65	48		17	22	21		1	9	7		2
山梨県	31	28	1	2	46	36		10	11	10		1	7	6		1
長野県	101	89	7	5	83	60		23	27	21		6	12	10		2
岐阜県	73	65	5	3	124	121		3	61	59		2	18	18		
静岡県	143	128	7	8	190	152		38	75	58		17	25	21		4
愛知県	125	106	12	7	124	105		19	45	41		4	25	19		6
三重県	71	67	2	2	96	78		18	30	24		6	19	17		2
滋賀県	55	46		9	74	61		13	25	19		6	20	17		3
京都府	37	32	2	3	43	27		16	13	12		1	1	1		
大阪府	72	66	5	1	55	44		11	24	22		2	13	12		1
兵庫県	107	95	9	3	139	118		21	58	53		5	25	22		3
奈良県	54	47	3	4	80	41	1	38	21	15	1	5	2	2		
和歌山県	44	40	2	2	46	32		14	34	33		1	18	16		2
鳥取県	39	34	2	3	53	40		13	9	8		1	4	3		1
島根県	48	40	5	3	41	32		9	3	3			11	10		1
岡山県	53	47	4	2	54	46		8	15	13		2	12	12		
広島県	71	63	4	4	88	66		22	17	15		2	20	16		4
山口県	76	59	7	10	77	63		14	33	32		1	14	11		3
徳島県	58	6	50	2	100		77	23	37		32	5	13		13	
香川県	45	40	2	3	54	32		22	29	25		4	11	10		1
愛媛県	62	51	8	3	88	59		29	34	31		3	14	9		5
高知県	47	27	12	8	57	37	3	17	19	16		3	13	12		1
福岡県	87	69	8	10	159	139		20	81	80		1	38	34		4
佐賀県	55	49	3	3	55	42		13	10	9		1	7	5		2
長崎県	87	73	4	10	33	27		6	18	15		3	8	8		
熊本県	54	42	6	6	51	35		16	20	17		3	18	18		
大分県	22	21		1	18	16		2	9	8		1	5	5		
宮崎県	36	31	2	3	43	16	2	25	6	3		3				
鹿児島県	45	35	1	9	68	43		25	22	17		5	5	5		
沖縄県	37	22		15	21	10		11	5	4		1	7	5		2
札幌市	4	3	1		6	3		3	7	7			2	2		
仙台市	8	7		1	12	9		3	3	3			1	1		
千葉市	9	1	6	2	15	14		1	11	8	2	1	6	2	1	3
横浜市	22	15	3	4	28	26		2	43	40		3	10	10		
川崎市	17	14		3	3	3			11	5		6	6	6		
名古屋市	5	3	1	1	29	23		6	16	14		2	14	10		4
京都市	18	15	2	1	29	27		2	32	31		1				
大阪市	17	15	2		7	5		2	8	7		1				
神戸市	7	7			16	11		5	6	6			1	1		
広島市	39	32	1	6	21	16		5	2	2			4	3		1
北九州市	22	18		4	14	14			2	2			4	3		1
福岡市	5	5			9	7		2	1	1			1			1
旭川市	1			1	6	5		1					1			1
秋田市	7	7			2	1		1								
郡山市	2	2			10	8		2	7	5		2				
いわき市	8	6	1	1	11	10		1	2	1		1				
宇都宮市	6	3	1	2	4	2		2	2	2			1			1
横須賀市	2	1	1		2	2		1				1	1			1
新潟市	7	7			11	10		1	9	7		2	2	1	1	
富山市	6	5		1	10	6		4	4	4			2	2		
金沢市	9	7		2	11	10		1	7	7			1	1		
長野市	10	10			14	11		3	3	3						
岐阜市	7	7			12	10		2	8	8			3	3		
静岡市	10		10		28	27		1	19	17		2	8	7		1
浜松市	10	10			22	19		3	9	9			2	2		
豊橋市	5	2	2	1	7	3		4	1	1						
豊田市	6	6			4	3		1	3	3			1			1
堺市	8	8			9	8		1	8	8			2			
姫路市	6	6			21	19		2	6	4		2	5	3		2
奈良市	2	2			7	7			7	6		1	3	2		1
和歌山市	15	14	1		23	22		1	14	11		3	10	9		1
岡山市	32	28	1	3	19	14		5	5	5			4	4		
倉敷市	25	23	1	1	8	8			1	1			4	2		2
福山市	12	12			40	31		9	7	7			2	2		
高松市	9	8		1	8	6		2	1			1				
松山市	13	11		2	17	12	2	3	1	1						
高知市	5	5			16	6		10	3	2		1				
長崎市	1	1			8	5		3	4	4			2	2		
熊本市	8	8			11	10		1	2	2			1	1		
大分市	19	15	2	2	7	3	1	3	4	4			4	4		
宮崎市					4	4			2	1			1	1		
鹿児島市	8	4		4	9	4		5	3	2			1			
合計	3433	2865	287	281	4229	3038	112	1079	1685	1354	42	289	751	598	19	134

表 - 10 ( 5 ) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種類別・法 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉				合 計			
	小 計							
	14年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a)	別表第一		14年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a)	別表第一	
		法施行 前設置 (b)	法施行 後設置 (c)			法施行 前設置 (b)	法施行 後設置 (c)	
北海道	298	225	12	61	307	234	12	61
青森県	196	129	26	41	200	132	27	41
岩手県	191	154	4	33	191	154	4	33
宮城県	126	95		31	130	99		31
秋田県	103	83	5	15	103	83	5	15
山形県	137	88	5	44	142	93	5	44
福島県	173	158	1	14	205	188	1	16
茨城県	447	317	27	103	490	358	29	103
栃木県	247	197	2	48	312	260	2	50
群馬県	234	175	4	55	241	182	4	55
埼玉県	507	409	23	75	543	442	23	78
千葉県	526	358	8	160	547	379	8	160
東京都	385	292	27	66	388	295	27	66
神奈川県	271	244	4	23	272	245	4	23
新潟県	339	241	35	63	355	254	35	66
富山県	125	100	1	24	170	144	1	25
石川県	126	101	2	23	127	102	2	23
福井県	153	125	5	23	169	140	5	24
山梨県	122	98	1	23	127	103	1	23
長野県	260	217	7	36	284	230	7	47
岐阜県	313	286	9	18	317	290	9	18
静岡県	520	431	16	73	611	505	16	90
愛知県	426	361	19	46	566	484	19	63
三重県	274	231	5	38	307	260	5	42
滋賀県	205	173	1	31	220	187	1	32
京都府	114	88	4	22	115	89	4	22
大阪府	254	220	10	24	281	245	10	26
兵庫県	412	360	11	41	439	386	11	42
奈良県	188	128	6	54	188	128	6	54
和歌山県	155	132	4	19	155	132	4	19
鳥取県	117	93	5	19	117	93	5	19
島根県	116	98	5	13	122	104	5	13
岡山県	154	138	4	12	157	141	4	12
広島県	229	186	4	39	234	191	4	39
山口県	250	202	8	40	277	227	8	42
徳島県	232	6	194	32	232	6	194	32
香川県	159	119	2	38	160	120	2	38
愛媛県	229	171	13	45	229	171	13	45
高知県	152	100	17	35	152	100	17	35
福岡県	424	373	8	43	445	391	8	46
佐賀県	148	120	3	25	151	123	3	25
長崎県	177	144	10	23	178	145	10	23
熊本県	171	130	14	27	188	143	14	31
大分県	74	68		6	74	68		6
宮崎県	109	71	7	31	110	72	7	31
鹿児島県	169	121	5	43	171	122	5	44
沖縄県	93	59		34	94	60		34
札幌市	36	26	5	5	37	27	5	5
仙台市	43	33		10	46	36		10
千葉市	58	27	21	10	60	28	21	11
横浜市	137	120	8	9	140	123	8	9
川崎市	65	48	3	14	74	57	3	14
名古屋市	84	68	3	13	100	83	3	14
京都市	101	92	5	4	110	101	5	4
大阪市	67	55	5	7	81	68	6	7
神戸市	51	46		5	51	46		5
広島市	83	66	1	16	85	68	1	16
北九州市	63	57		6	74	67		7
福岡市	33	26		7	33	26		7
旭川市	13	9		4	13	9		4
秋田市	12	9	1	2	13	10	1	2
郡山市	26	21		5	26	21		5
いわき市	37	27	7	3	42	31	7	4
宇都宮市	25	14	4	7	26	15	4	7
横須賀市	14	10	1	3	14	10	1	3
新潟市	34	30	1	3	34	30	1	3
富山市	23	17	1	5	30	20	1	9
金沢市	35	32		3	35	32		3
長野市	31	27		4	31	27		4
岐阜市	41	38	1	2	43	40	1	2
静岡市	74	51	19	4	74	51	19	4
浜松市	53	49	1	3	59	55	1	3
豊橋市	19	10	4	5	25	16	4	5
豊田市	24	20	1	3	60	49	1	10
堺市	38	36		2	46	44		2
姫路市	53	44	2	7	59	50	2	7
奈良市	23	21		2	23	21		2
和歌山市	72	63	3	6	77	68	3	6
岡山市	68	56	4	8	68	56	4	8
倉敷市	58	51	1	6	81	73	1	7
福山市	71	58		13	76	62		14
高松市	20	16		4	22	18		4
松山市	37	29	3	5	39	31	3	5
高知市	28	14		14	28	14		14
長崎市	19	16		3	19	16		3
熊本市	27	26		1	27	26		1
大分市	43	30	4	9	47	34	4	9
宮崎市	10	9		1	10	9		1
鹿児島市	25	15		10	27	17		10
合 計	12704	9927	692	2085	13658	10785	696	2177

表 - 10 ( 6 ) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
 ( 施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県・政令市別 )

	亜鉛回収施設															小計				
	焙焼炉			焼結炉			溶鉱炉			溶解炉			乾燥炉							
	14年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a)	別表第一(c)	14年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a)	別表第一(c)	14年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a)	別表第一(c)	14年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a)	別表第一(c)	14年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a)	別表第一(c)	14年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a)	別表第一(c)		
北海道																				
青森県																				
岩手県																				
宮城県																				
秋田県																				
山形県																				
福島県																				
茨城県																				
栃木県																				
群馬県																				
埼玉県																				
千葉県																				
東京都																				
神奈川県																				
新潟県																				
富山県																				
石川県																				
福井県																				
山梨県																				
長野県																				
岐阜県																				
静岡県																				
愛知県																				
三重県																				
滋賀県																				
京都府																				
大阪府																				
兵庫県																				
奈良県																				
和歌山県																				
鳥取県																				
島根県																				
岡山県																				
広島県																				
山口県																				
徳島県																				
香川県																				
愛媛県	2	2										1	1		3	3				
高知県																				
福岡県																				
佐賀県																				
長崎県																				
熊本県																				
大分県																				
宮崎県																				
鹿児島県																				
沖縄県																				
札幌市																				
仙台市																				
千葉市																				
横浜市																				
川崎市																				
名古屋市																				
京都市																				
大阪市																				
神戸市																				
広島市																				
北九州市																				
福岡市																				
旭川市																				
秋田市																				
郡山市																				
いわき市																				
宇都宮市																				
横須賀市																				
新潟市																				
富山市																				
金沢市																				
長野市																				
岐阜市																				
静岡市																				
浜松市																				
豊橋市																				
豊田市																				
堺市																				
姫路市																				
奈良市																				
和歌山市																				
岡山市																				
倉敷市																				
福山市																				
高松市																				
松山市																				
高知市																				
長崎市																				
熊本市																				
大分市																				
宮崎市																				
鹿児島市																				
合計	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	3	3	0

表 - 10 (7) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
 (施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉															
	4t/h以上			2t/h以上 - 4t/h未満			200kg/h以上 ~ 2t/h未満			100kg/h以上 ~ 200kg/h未満						
	14年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)	別表第一 法施行前設置 (b)	14年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)	別表第一 法施行前設置 (b)	14年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)	別表第一 法施行前設置 (b)	14年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)	別表第一 法施行前設置 (b)				
北海道											2	2				
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県							2	2								
茨城県																
栃木県	2	2														
群馬県											1	1				
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県											1	1				
福井県							2	2			2	2				
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県							1		1		1	1				
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県							2	2								
佐賀県							1	1								
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県							1	1								
沖縄県							2		2							
札幌市																
仙台市																
千葉市							1		1							
横浜市																
川崎市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
旭川市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
横須賀市																
新潟市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
静岡市																
浜松市																
豊橋市																
豊田市																
堺市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市	1	1														
福山市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	3	3	0	0	0	0	0	0	12	8	4	0	7	4	1	2

表 - 10 ( 8 ) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
 ( 施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県・政令市別 )

	廃棄物焼却炉								合 計									
	50kg/h以上 ~ 100kg/h未満				50kg/h未満 ( 0.5㎡以上 )				小 計				1 4 年		附則別		別表第一	
	1 4 年 度未施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a)	別表第一 法施行 前設置 (b)	別表第一 法施行 後設置 (c)	1 4 年 度未施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a)	別表第一 法施行 前設置 (b)	別表第一 法施行 後設置 (c)	1 4 年 度未施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a)	別表第一 法施行 前設置 (b)	別表第一 法施行 後設置 (c)	1 4 年 度未施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a)	別表第一 法施行 前設置 (b)	別表第一 法施行 後設置 (c)		
北海道								2	2			2	2					
青森県																		
岩手県																		
宮城県																		
秋田県																		
山形県																		
福島県								2	2			2	2					
茨城県																		
栃木県								2	2			2	2					
群馬県								1	1			1	1					
埼玉県																		
千葉県																		
東京都																		
神奈川県																		
新潟県																		
富山県																		
石川県								1	1			1	1					
福井県	2	1		1				6	3			3	6	3	3			
山梨県																		
長野県																		
岐阜県																		
静岡県																		
愛知県																		
三重県																		
滋賀県																		
京都府																		
大阪府																		
兵庫県																		
奈良県																		
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県																		
岡山県																		
広島県																		
山口県																		
徳島県								2		2		2		2				
香川県																		
愛媛県												3	3					
高知県																		
福岡県								2	2			2	2					
佐賀県								1	1			1	1					
長崎県																		
熊本県																		
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県								1	1			1	1					
沖縄県								2		2		2		2				
札幌市																		
仙台市																		
千葉市								1		1		1		1				
横浜市																		
川崎市																		
名古屋市																		
京都市																		
大阪市																		
神戸市																		
広島市																		
北九州市																		
福岡市																		
旭川市																		
秋田市																		
郡山市																		
いわき市																		
宇都宮市																		
横須賀市																		
新潟市																		
富山市																		
金沢市																		
長野市																		
岐阜市																		
静岡市																		
浜松市																		
豊橋市																		
豊田市																		
堺市																		
姫路市																		
奈良市																		
和歌山市																		
岡山市																		
倉敷市								1	1			1	1					
福山市																		
高松市																		
松山市																		
高知市																		
長崎市																		
熊本市																		
大分市																		
宮崎市																		
鹿児島市																		
合 計	2	1	0	1	0	0	0	0	24	16	5	3	27	19	5	3		

表 - 1 1 法第 3 5 条第 2 項に基づく通知の状況（全国）

（平成 1 4 年 4 月 1 日～平成 1 5 年 3 月 3 1 日）

	大気関係	水質関係
法第 3 5 条第 2 項に基づく通知受理件数	1 2	5

表 - 1 2 その他の届出等の状況（全国）

（平成 1 4 年 4 月 1 日～平成 1 5 年 3 月 3 1 日）

	大気関係	水質関係
法第 1 4 条第 1 項に基づく届出件数 <sup>注1)</sup>	2 , 1 1 3	1 0 9
法第 1 8 条に基づく届出件数 <sup>注2)</sup>	1 , 2 5 5	2 8 2
瀬戸内海法第 8 条第 1 項（第 4 項）に基づく許可（届出）件数 <sup>注3)</sup>	-	5
瀬戸内海法第 9 条に基づく届出件数 <sup>注4)</sup>	-	4 3

注 1 ) 規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数

注 2 ) 使用廃止以外の変更届出の件数

注 3 ) 規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可（届出）件数

注 4 ) 使用廃止以外の変更届出の件数

表 - 1 3

法第35条第2項に基づく通知の状況（都道府県・政令市別）

	大気基準適用施設		水質基準適用施設	
	14条変更 その他	18条変更	14条変更 その他	18条変更
北海道				
青森県				
岩手県				
宮城県				
秋田県				
山形県				
福島県				
茨城県				
栃木県				
群馬県				
埼玉県				
千葉県				
東京都				
神奈川県				
新潟県				
富山県				
石川県				
福井県	1			
山梨県				
長野県				
岐阜県				
静岡県				
愛知県				
三重県				
滋賀県				
京都府				
大阪府				
兵庫県				
奈良県				
和歌山県				
鳥取県				
島根県				
岡山県				
広島県				
山口県				
徳島県				
香川県				
愛媛県	2			
高知県	2			
福岡県				
佐賀県				
長崎県	2			
熊本県				
大分県				
宮崎県				
鹿児島県				
沖縄県				
札幌市				
仙台市				
千葉市				
横浜市	2			1
川崎市	1			1
名古屋市				
京都市				
大阪市				
神戸市				
広島市				
北九州市				
福岡市				
旭川市				
秋田市				
郡山市				
いわき市				
宇都宮市				
横須賀市	1			1
新潟市				
富山市				
金沢市				
長野市				
岐阜市				
静岡市				
浜松市				
豊橋市				
豊田市				
堺市				
姫路市				
奈良市				
和歌山市				
岡山市				
倉敷市				
福山市				
高松市				
松山市				
高知市				
長崎市				
熊本市				
大分市				
宮崎市				
鹿児島市				
合計	12		5	

表 - 1 4 その他の届出等の状況

（法・瀬戸内海法別 - 都道府県・政令市別）

	大気基準適用施設		水質基準対象施設			
	法		法		瀬戸内海法	
	14条変更 その他	18条変更	14条変更 その他	18条変更	8条変更 その他	9条変更
北海道	57	58	8	9	-	-
青森県	26	5			-	-
岩手県	29	16		2	-	-
宮城県					-	-
秋田県	41	26		2	-	-
山形県	48	12	2	13	-	-
福島県	24	35	7	5	-	-
茨城県	59	36	1	2	-	-
栃木県	47	7	1		-	-
群馬県	29	27	1	1	-	-
埼玉県	96	54	11	35	-	-
千葉県	64	87	8	15	-	-
東京都	44	48	6	2	-	-
神奈川県			1	13	-	-
新潟県	61	24	2	7	-	-
富山県	22	28	3	9	-	-
石川県	40	10	1		-	-
福井県	16	7			-	-
山梨県	24	8	3	2	-	-
長野県	57	18	1	16	-	-
岐阜県	103	13	3	1	-	-
静岡県	132	95	7	20	-	-
愛知県	141	69	3	12	-	-
三重県	35	14	1		-	-
滋賀県	67	29		3	-	-
京都府	18	20	3	3		
大阪府						
兵庫県	40	49	1	6		6
奈良県	14	2		2		
和歌山県	19	7		1		
鳥取県	32	5	3	1	-	-
島根県					-	-
岡山県	27	14	2	2		
広島県	66	34	1	4		
山口県	53	18	2			7
徳島県	22	24			1	
香川県	33	15				
愛媛県	77	20			1	
高知県	26	5	1		-	-
福岡県		26	2	6		5
佐賀県	28	8	1	2	-	-
長崎県	19	3			-	-
熊本県	8	16			-	-
大分県	9	2			-	-
宮崎県	34				-	-
鹿児島県	35	12			-	-
沖縄県	3	2			-	-
札幌市	1	5	1		-	-
仙台市	10	5			-	-
千葉市	9	6	1		-	-
横浜市	12	10		4	-	-
川崎市	4	17	2	11	-	-
名古屋市	8	12	4	7	-	-
京都市	25	18	1	3		
大阪市	6	17		28		
神戸市	4	9		2		
広島市	18	7	1	1		2
北九州市	16	5	2	1		2
福岡市	2	6		3	-	-
旭川市		2		2	-	-
秋田市	2	5	1	2	-	-
郡山市	3	4			-	-
いわき市	2	9		2	-	-
宇都宮市	3	3			-	-
横須賀市	5	3	4	3	-	-
新潟市	5	6			-	-
富山市	8	3			-	-
金沢市	11	1			-	-
長野市	11	1		1	-	-
岐阜市	10	2	1	4	-	-
静岡市	17	2			-	-
浜松市	4				-	-
豊橋市	2				-	-
豊田市	3	3		2	-	-
堺市	2	2			-	-
姫路市	3	19	1	2	1	5
奈良市	1					
和歌山市	10		1			1
岡山市	26	11				2
倉敷市	14	25	1	3	2	13
福山市						
高松市	4	3				
松山市	9	3				
高知市	1	3		2	-	-
長崎市	2	2		1	-	-
熊本市	10	3	2	2	-	-
大分市	3	10			-	-
宮崎市					-	-
鹿児島市	4	5			-	-
合計	2113	1255	109	282	5	43

- 1 法「14条変更その他」については、規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数を計上した。
- 2 法「18条変更」及び瀬戸内海法「9条変更」については、使用廃止以外の変更届出の件数を計上した。
- 3 瀬戸内海法「8条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可（届出）件数を計上した。



表 - 1 報告徴収及び立入検査等件数（大気関係・水質関係 - 全国）

（平成14年4月1日～平成15年3月31日）

	大気関係	水質関係
法第34条第1項に基づく報告徴収件数	1,316	55
法第34条第1項に基づく立入検査件数	13,468	2,085
法第34条第1項の立入検査に伴う測定件数	964	274

表 - 2 命令、指導及び罰則適用件数（大気関係・水質関係 - 全国）

（平成14年4月1日～平成15年3月31日）

	大気関係	水質関係
法第15条に基づく計画変更命令件数	0	0
法第15条に基づく計画廃止命令件数	0	0
法第22条第1項に基づく改善命令件数	10	2
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	5	1
法第23条第3項に基づく措置命令件数	0	0
瀬戸内海法第11条に基づく措置命令件数	-	0
口頭指導件数 <sup>注)</sup>	7,252	542
うち個別の施設に対する改善指導件数	4,650	239
文書指導件数 <sup>注)</sup>	8,579	307
うち個別の施設に対する改善指導件数	3,851	81
罰則適用件数	0	0

注) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）並びに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数

表 - 3 排出基準超過施設・事業場への措置状況（大気関係・水質関係 - 全国）<sup>注1)</sup>

（平成14年4月1日～平成15年3月31日）

		大気関係	水質関係
基準超過件数		107 <sup>注3)</sup>	10 <sup>注4)</sup>
基準超過判明の端緒 <sup>注2)</sup>		行政51、自主56	行政8、自主2
措置状況	口頭指導件数	64	13
	文書指導件数	37	5
	法第22条第1項に基づく改善命令件数	10	2
	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	5	1
	法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	9	3
	その他	20 <sup>注6)</sup>	2 <sup>注7)</sup>
措置後の対応状況	基準達成	19	1
	対策実施中	58	5
	廃止	21	3
	未対応	9	1

注1) 都道府県・政令市による測定及び設置者による自主測定において排出基準超過が判明した施設・事業場に対する平成14年度における措置及び対応の状況をまとめた。同一案件に係る複数回にわたる超過は1件と見なし、測定日が平成13年度中であって措置が平成14年度に講じられたものを含み、継続案件であっても平成15年度に入り執られた措置は含まない。

注2) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「自主」は設置者による自主測定であることを示す。基準超過1件に対し、複数の措置が執られている場合があるため、平成14年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する措置区分の欄に計上した。

注3) 廃棄物焼却炉106、アルミニウム合金製造施設（溶解炉）1

注4) 廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設8、その他2

注5) 表 - 1及び表 - 2に計上した命令、指導件数及び測定件数の一部再掲である。

注6) うち、8件においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく措置が執られている。

注7) うち、1件においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく措置が執られている。

表 - 4 ( 1 ) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況  
( 都道府県・政令市別 )

	法第34条第1項 に基づく報告徴収 件数	法第34条第1項 に基づく立入検査 件数	法第34条第1項 の立入検査に伴う 測定件数
北海道	35	288	15
青森県	51	110	14
岩手県	46	37	
宮城県		14	14
秋田県	1	226	23
山形県	48	357	25
福島県		16	12
茨城県		252	9
栃木県		182	39
群馬県	14	118	10
埼玉県	9	1490	55
千葉県		252	33
東京都		676	55
神奈川県		175	13
新潟県		98	14
富山県		55	7
石川県	218	135	8
福井県	1	151	12
山梨県	19	123	3
長野県	1	946	11
岐阜県	1	183	7
静岡県	1	150	10
愛知県		1331	10
三重県	1	73	61
滋賀県	104	179	24
京都府		94	30
大阪府		363	12
兵庫県	3	244	17
奈良県	109	97	
和歌山県	14	62	
鳥取県	3	259	30
島根県		53	13
岡山県	14	210	
広島県	2	680	20
山口県	20	164	11
徳島県		27	20
香川県	11	286	21
愛媛県		256	5
高知県		6	6
福岡県	293	483	7
佐賀県		347	
長崎県	1	225	24
熊本県	1	67	
大分県	149	149	7
宮崎県		2	2
鹿児島県		11	10
沖縄県			
札幌市		2	2
仙台市	3	39	11
千葉市		10	10
横浜市		36	41
川崎市		4	4
名古屋市		305	30
京都市		54	10
大阪市		144	
神戸市		220	5
広島市		87	9
北九州市		101	8
福岡市		11	4
旭川市		2	2
秋田市		7	7
郡山市	2	4	4
いわき市		1	1
宇都宮市		12	12
横須賀市		35	4
新潟市	3	5	
富山市	5	25	5
金沢市	43	96	6
長野市	1	85	5
岐阜市		34	
静岡市		35	
浜松市		3	3
豊橋市		99	1
豊田市			
堺市		12	12
姫路市		5	
奈良市	1	18	
和歌山市		8	8
岡山市	23	52	1
倉敷市			
福山市		43	10
高松市		42	6
松山市			
高知市		16	
長崎市		21	1
熊本市	48	33	4
大分市		24	
宮崎市		14	2
鹿児島市	17	22	17
合 計	1316	13468	964

表 - 4 ( 2 ) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況 ( 都道府県・政令市別 )

	法第15条 に基づく計 画変更命令 件数	法第15条 に基づく計 画廃止命令 件数	法第16条 に基づく計 画変更命令 件数	法第16条 に基づく計 画廃止命令 件数	法第22条 第1項に基 づく改善命 令件数	法第22条 第1項に基 づく一時停 止命令件数	法第23条 第3項に基 づく措置命 令件数	法に基づか ない指導等 件数 (口頭指導)	うち、個別 の施設に対 する改善指 導件数	法に基づか ない指導等 件数 (文書指導)	うち、個別 の施設に対 する改善指 導件数	罰則適用 件数
北海道								94	11	99	20	
青森県								84	22	18	12	
岩手県								51	29	95	73	
宮城県								10	10			
秋田県								69	69	118	1	
山形県								222	77	120	93	
福島県								50	50	48	48	
茨城県								270	213	33	9	
栃木県								64	64	22	8	
群馬県								141	117	144	40	
埼玉県					1			860	675	819	191	
千葉県					2					550	550	
東京都								447	212	511	388	
神奈川県								106	99	1	1	
新潟県					1	1		73	50	75	3	
富山県								43	43	439	41	
石川県								180	65			
福井県								45	35	39	38	
山梨県								58	19	40	26	
長野県					1	1		104	91	23	11	
岐阜県								64	62	256	133	
静岡県								150	52			
愛知県								694	341	104	91	
三重県								74	60	94	94	
滋賀県					1	1		121	49	53	22	
京都府								50	26	138	11	
大阪府								364	364	73	73	
兵庫県					1			19	19	32	32	
奈良県								97	37	109	109	
和歌山県								137	107	63	6	
鳥取県								84	7	34	6	
島根県								75	75	46	46	
岡山県								161	136	70	31	
広島県								180	177	227	141	
山口県								109	83	111	7	
徳島県								39	31	702	321	
香川県								135	27	122	44	
愛媛県								50		316		
高知県								286	36	537	211	
福岡県								249	249	554	367	
佐賀県								93	39			
長崎県								95	32	49	2	
熊本県								52	34	56	56	
大分県								35	9	149		
宮崎県								9	9	143		
鹿児島県								2	2	1	1	
沖縄県										26	26	
札幌市								10	10	3	3	
仙台市								36	36	115	15	
千葉市								42	42	42	42	
横浜市								21	21			
川崎市								2	2	55		
名古屋市								32	22	21	21	
京都市								80	24	117	8	
大阪市								16	16	1	1	
神戸市								36	36	48	3	
広島市								115	11	10	3	
北九州市								2	2	53		
福岡市								24	20	29	25	
旭川市								1	1			
秋田市								2	2			
郡山市								9	9	27	2	
いわき市								5	5	38		
宇都宮市												
横須賀市								4	3			
新潟市								60	51	54	54	
富山市								15	15	48	13	
金沢市								25	13			
長野市					1			21	14	15	14	
岐阜市								20	20	60	20	
静岡市								35	35	46		
浜松市										72	24	
豊橋市								22	22			
豊田市								1	1	3	3	
堺市								2	2			
姫路市								6	6	6	6	
奈良市								1	1	5	5	
和歌山市								4	4	50	50	
岡山市								1	1	296	102	
倉敷市								8	8	53	1	
福山市								57	57			
高松市					2	2		41	41	27	27	
松山市								12	12	4	4	
高知市								10	10	17	17	
長崎市												
熊本市								48	33			
大分市								22	19			
宮崎市								1	1			
鹿児島市								8	8	5	5	
合 計	0	0	0	0	10	5	0	7252	4650	8579	3851	0

表 - 5 ( 1 ) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況  
( 都道府県・政令市別 )

	法第34条第1項 に基づく報告徴収 件数	法第34条第1項 に基づく立入検査 件数	法第34条第1項 の立入検査に伴う 測定件数(水質基 準適用事業場)
北海道	3	58	7
青森県		3	
岩手県		4	
宮城県		3	3
秋田県		5	1
山形県	3	36	5
福島県		10	10
茨城県		78	5
栃木県		22	10
群馬県	2	14	4
埼玉県		181	10
千葉県		52	33
東京都	25	91	10
神奈川県		21	
新潟県		33	12
富山県		31	7
石川県	3	6	1
福井県		18	2
山梨県	1	35	
長野県		191	
岐阜県		54	2
静岡県		31	5
愛知県		96	11
三重県		7	2
滋賀県			
京都府		6	2
大阪府		64	
兵庫県		51	4
奈良県		4	
和歌山県	1	1	1
鳥取県		76	5
島根県		7	3
岡山県		42	
広島県		110	3
山口県	4	19	2
徳島県		8	5
香川県	3	27	3
愛媛県		17	5
高知県			
福岡県		38	1
佐賀県		25	
長崎県		35	1
熊本県		2	2
大分県			
宮崎県		6	6
鹿児島県		2	2
沖縄県			
札幌市			
仙台市			
千葉市	1	6	6
横浜市		29	33
川崎市		11	1
名古屋市		78	5
京都市		7	
大阪市			
神戸市		124	
広島市		46	
北九州市		11	5
福岡市			
旭川市		2	2
秋田市		6	4
郡山市		1	1
いわき市			
宇都宮市		1	1
横須賀市		31	
新潟市	2	6	6
富山市		11	6
金沢市	5	12	1
長野市		41	
岐阜市		3	
静岡市			
浜松市			
豊橋市			
豊田市			
堺市		8	8
姫路市			
奈良市		4	
和歌山市		3	3
岡山市			
倉敷市	2	5	5
福山市		3	
高松市			
松山市			
高知市			
長崎市		8	
熊本市		4	
大分市			
宮崎市		3	1
鹿児島市		1	1
合 計	55	2085	274

表 - 5 ( 2 ) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況 ( 都道府県・政令市別 )

	法第15条 に基づく計 画変更命令 件数	法第15条 に基づく計 画廃止命令 件数	法第22条 第1項に基 づく改善命 令件数	法第22条 第1項に基 づく一時停 止命令件数	法第23条 第3項に基 づく措置命 令件数	瀬戸内海法 第11条に 基づく措置 命令件数	法に基づか ない指導等 件数 (口頭指導)	うち、個別 の施設に対 する改善指 導件数	法に基づか ない指導等 件数 (文書指導)	うち、個別 の施設に対 する改善指 導件数	罰則適用 件数
北海道							2	2			
青森県							1	1			
岩手県									2		
宮城県											
秋田県											
山形県							17	14	11	10	
福島県							9	9	9	9	
茨城県							12	11			
栃木県									3		
群馬県							6	5			
埼玉県							103	45	2	2	
千葉県			1						15		
東京都											
神奈川県							4	2			
新潟県							2	2	2	1	
富山県							7	7	112	3	
石川県							17	2			
福井県							4	4	4		
山梨県							6	1	1		
長野県							8	8	2	2	
岐阜県							11	11	6	4	
静岡県							31	5			
愛知県							43	3			
三重県							1	1	3	3	
滋賀県									1	1	
京都府											
大阪府							64				
兵庫県											
奈良県							4				
和歌山県							1	1	1	1	
鳥取県							3				
島根県									2	2	
岡山県							12	12	4	4	
広島県							16	10	11	6	
山口県							14	14	8	1	
徳島県									18		
香川県											
愛媛県							7		7		
高知県											
福岡県							3	3			
佐賀県							6	3			
長崎県											
熊本県									3	3	
大分県											
宮崎県											
鹿児島県											
沖縄県									1		
札幌市											
仙台市											
千葉市											
横浜市							1	1			
川崎市			1	1			7	7	21		
名古屋市							3	3			
京都市							11				
大阪市							2	2			
神戸市							11	11	6		
広島市							46				
北九州市							1	1			
福岡市									4	3	
旭川市											
秋田市							1	1			
郡山市							1	1			
いわき市							2	1	11		
宇都宮市											
横須賀市							3	2			
新潟市							26	20	16	16	
富山市							2	2	10		
金沢市							2	2			
長野市									1	1	
岐阜市							3	3	3	3	
静岡市									1		
浜松市											
豊橋市											
豊田市											
堺市											
姫路市											
奈良市											
和歌山市									5	5	
岡山市											
倉敷市							3	3			
福山市											
高松市											
松山市							2	2	1	1	
高知市											
長崎市											
熊本市							1	1			
大分市											
宮崎市											
鹿児島市											
合計	0	0	2	1	0	0	542	239	307	81	0

表 - 1 大気基準適用施設設置者による自主測定結果報告状況（全国）<sup>注1)</sup>

（平成14年4月1日～平成15年3月31日）

大気基準適用施設	報告施設数 a	うち、 ばいじん等未 測定施設数	ばいじん等 のみ報告 施設数 b	未報告施設数 <sup>注2)</sup>		報告対象 施設数 a+b+c+d	
				休 止 c	未測定 d		
焼結鉱の製造の用に 供する焼結炉	26	-	-	3	1	30	
製鋼用電気炉	92	-	-	13	12	117	
亜鉛回収施設 （焙焼炉、焼結炉、溶鉱 炉、溶解炉、乾燥炉）	15	-	-	2	3	20	
アルミニウム合金製造 施設 （焙焼炉、溶解炉、乾 燥炉）	642	-	-	46	65	753	
廃 棄 物 焼 却 炉	4 t/h以上	862	30	1	64	88	1,015
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	1,286	50	0	61	177	1,524
	2 t/h未満 <sup>注3)</sup>	6,207	428	25	950	3,202	10,384
	小計	8,355	508	26	1,075	3,467	12,923
合計	9,130	508	26	1,139	3,548	13,843	

注1) 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象（報告期限到来前に廃止された施設を除く。）に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注2) 「未報告施設数」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く稼働実績が無い「いわゆる休止状態」の施設であって、使用開始していない施設を含む。また、「未測定」とは、自主測定は行っているが報告のないものを含む。

注3) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m<sup>2</sup>以上のもの。

表 - 2 報告期限到来前廃止施設における自主測定結果報告状況（大気・全国）<sup>注1）</sup>

（平成14年4月1日～平成15年3月31日）

大気基準適用施設		報告施設数	うち、 ばいじん 等未測定 施設数	ばいじん等 のみ報告 施設数	報告期限到来 前に廃止届出 がなされた 施設数
焼結鉱の製造の用に 供する焼結炉		0	-	-	1
製鋼用電気炉		0	-	-	4
亜鉛回収施設 （焙焼炉、焼結炉、溶鉱 炉、溶解炉、乾燥炉）		0	-	-	0
アルミニウム合金製造 施設 （焙焼炉、溶解炉、乾 燥炉）		6	-	-	31
廃 棄 物 焼 却 炉	4 t/h以上	24	0	1	66
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	95	7	0	174
	2 t/h <sup>注2)</sup> 未満	1,072	90	18	4,870
	小計	1,191	97	19	5,110
合計		1,197	97	19	5,146

注1) 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来する前に廃止された施設を対象に、報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注2) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m<sup>2</sup>以上のもの。



表 - 3 水質基準適用事業場設置者による自主測定結果報告状況（全国）<sup>注1）注2）注3）</sup>  
 （平成14年4月1日～平成15年3月31日）

水質基準対象施設	報告事業場数 a	未報告事業場数 <sup>注4）</sup>		報告対象事業場数 a+b+c
		休止 b	未測定 c	
硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	33	1	2	36
カーバト法セルロースの製造の用に供するセルロース洗浄施設	3	1	0	4
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	1	0	0	1
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	6	0	0	6
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	2	0	0	2
カハクセン又はジカハクセンの製造の用に供する水洗施設等	0	0	0	0
ジメチルジシランイソシアネートの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設等	1	0	0	1
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	19	1	0	20
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	2	0	0	2
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの	390	29	50	469
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	3	2	0	5
下水道終末処理施設（水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る）	208	2	6	216
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	24	1	2	27
合計	692	37	60	789

注1）特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注2）平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した事業場を対象（報告期限到来前に廃止された施設を除く。）に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注3）1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注4）「未報告事業場」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く当該特定施設に係る稼働実績が無い「いわゆる休止」状態の事業場であって、当該施設を使用開始していない事業場を含む。また、「未測定」とは、自主測定は行っていないが報告のないものを含む。

表 - 4 報告期限到来前廃止施設における自主測定結果報告状況（水質・全国）<sup>注1）注2）注3）</sup>

（平成14年4月1日～平成15年3月31日）

水質基準対象施設	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	0	0
カーバート法セルロースの製造の用に供するセルロース洗浄施設	0	0
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	0	0
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シロハキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	0	0
加酸ペーパー又はジ加酸ペーパーの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	0	0
ジエチルジニトロセルロースの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジエチルジニトロセルロース洗浄施設及び熱風乾燥施設	0	0
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	1	1
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの	35	119
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	0	0
下水道終末処理施設 （水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る）	4	12
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	1	3
合計	41	135

注1）特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注2）平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来する前に廃止した事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注3）1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表 - 5 ( 1 ) 大気基準適用施設設置者による自主測定結果報告状況  
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉				亜鉛回収施設												
	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 施設数 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 施設数 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	焙焼炉			焼結炉			報告 対象 施設数 (a+c+d)					
									報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 施設数 (d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 施設数 (d)						
北海道	1			1	1	1	1	3												
青森県					1			1							1					1
岩手県																				
宮城県					2			2												
秋田県																				
山形県																				
福島県									2					2						
茨城県	2			2	4	1		5	1				1							
栃木県					2	1		3												
群馬県					1			1												
埼玉県					5			5												
千葉県	3			3	1		1	2												
東京都					2		1	3												
神奈川県					1			1												
新潟県					1		3	4												
富山県					1			1												
石川県																				
福井県																				
山梨県																				
長野県																				
岐阜県																				
静岡県																				
愛知県	3			3	9	4		13	1				1							
三重県																				
滋賀県																				
京都府																				
大阪府					4			4												
兵庫県	1			1	2			2												
奈良県																				
和歌山県																				
鳥取県																				
島根県					6			6												
岡山県																				
広島県	2			2																
山口県					7	3		10												
徳島県																				
香川県																				
愛媛県												2		2						
高知県																				
福岡県																				
佐賀県					1			1												
長崎県																				
熊本県					1			1												
大分県																				
宮崎県																				
鹿児島県																				
沖縄県					1			1												
札幌市					1			1												
仙台市					2	1		3												
千葉市	1			1																
横浜市																				
川崎市	1			1	1		3	4												
名古屋市							1	1												
京都市																				
大阪市			1	1	11			11												
神戸市																				
広島市																				
北九州市	2	1		3	3			3												
福岡市																				
旭川市																				
秋田市																				
郡山市																				
いわき市									1				1	1						1
宇都宮市					1			1												
横須賀市																				
新潟市																				
富山市					1	1		2												
金沢市																				
長野市																				
岐阜市					2			2												
静岡市																				
浜松市																				
豊橋市					1			1												
豊田市																				
堺市					3		2	5												
姫路市					5			5	1				1							
奈良市																				
和歌山市	2			2	1	1		2	1				1							
岡山市																				
倉敷市	4			4	6			6												
福山市	2	2		4																
高松市					1			1												
松山市																				
高知市																				
長崎市																				
熊本市																				
大分市	2			2																
宮崎市																				
鹿児島市																				
合 計	26	3	1	30	92	13	12	117	7	0	2	9	2	0	0	0	0	0	0	2

平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 5 ( 2 ) 大気基準適用施設設置者による自主測定結果報告状況  
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	亜鉛回収施設													小計					
	溶鉱炉			溶解炉			乾燥炉			小計			報告 施設数 (a)	未報告 施設数 (c)	未測定 施設数 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)			
	報告 施設数 (a)	未報告 施設数 (c)	未測定 施設数 (d)	報告 施設数 (a)	未報告 施設数 (c)	未測定 施設数 (d)	報告 施設数 (a)	未報告 施設数 (c)	未測定 施設数 (d)	報告 施設数 (a)	未報告 施設数 (c)	未測定 施設数 (d)							
北海道																			
青森県	1			1													2		2
岩手県																			
宮城県																			
秋田県																			
山形県																			
福島県																	2		2
茨城県																1		1	
栃木県																			
群馬県																			
埼玉県																			
千葉県																			
東京都																			
神奈川県																			
新潟県																			
富山県																			
石川県																			
福井県																			
山梨県																			
長野県																			
岐阜県																			
静岡県																			
愛知県					1			1									2		2
三重県																			
滋賀県																			
京都府																			
大阪府																			
兵庫県																			
奈良県																			
和歌山県																			
鳥取県																			
島根県																			
岡山県																			
広島県																			
山口県																			
徳島県																			
香川県																			
愛媛県																	1	1	3
高知県																			3
福岡県	1			1					1								2		2
佐賀県																			
長崎県																			
熊本県																			
大分県																			
宮崎県																			
鹿児島県																			
沖縄県																			
札幌市																			
仙台市																			
千葉市																			
横浜市																			
川崎市																			
名古屋市																			
京都市																			
大阪市																			
神戸市																			
広島市																			
北九州市																			
福岡市																			
旭川市																			
秋田市																			
郡山市																			
いわき市						2				2							4		4
宇都宮市																			
横須賀市																			
新潟市																			
富山市																			
金沢市																			
長野市																			
岐阜市																			
静岡市																			
浜松市																			
豊橋市																			
豊田市																			
堺市																			
姫路市																	1		1
奈良市																			
和歌山市																	1		1
岡山市																			
倉敷市																			
福山市			1			1												2	2
高松市																	1		1
松山市																			
高知市																			
長崎市																			
熊本市																			
大分市																			
宮崎市																			
鹿児島市																			
合計	2	1	0	3	3	0	0	3	1	1	1	3	15	2	3	20			

平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 5 ( 3 ) 大気基準適用施設設置者による自主測定結果報告状況  
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	アルミニウム合金製造施設															
	焙焼炉			溶解炉			乾燥炉			小計						
	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告施設数 (a+c+d)			
北海道				5			5						5			
青森県				1			1						1			
岩手県																
宮城県				1	1		2						2			
秋田県																
山形県				4	1		5						5			
福島県	1			1	20	7	27	2			2	23	30			
茨城県	2			2	31		32	1		1		34	35			
栃木県				47	5	7	59	2	1		3	49	62			
群馬県	1			1	2		3					3	6			
埼玉県				25	1	1	27	4			4	29	31			
千葉県				13			13	2	1		3	15	16			
東京都																
神奈川県																
新潟県				12			12					12	12			
富山県				41	1	2	44					41	44			
石川県				1			1					1	1			
福井県				14		1	15	1		1		15	16			
山梨県				4			4	1			1	5	5			
長野県				17			17	3			3	20	20			
岐阜県				3	1		4					3	4			
静岡県	1		3	4	46	6	28	80	6	1	7	53	91			
愛知県	3	1		4	93	8	101	11	2	1	14	107	119			
三重県				14		2	16	1		1	2	15	18			
滋賀県				11			11	1			1	12	12			
京都府						1	1						1			
大阪府				15	3	1	19	4		1	5	19	24			
兵庫県	2			2	21		21					23	23			
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県				3			3					3	3			
広島県				3			3					3	3			
山口県				14	2		16					14	16			
徳島県																
香川県				1			1					1	1			
愛媛県																
高知県																
福岡県				14	2		16	2			2	16	18			
佐賀県				2			2					2	2			
長崎県				1			1					1	1			
熊本県				15			15	1			1	16	16			
大分県																
宮崎県				1			1					1	1			
鹿児島県						1	1						1			
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
千葉市																
横浜市				2			2	1			1	3	3			
川崎市						4	4						4			
名古屋市				11	1	3	15					11	15			
京都市				7	1		8	1		1		8	9			
大阪市						2	2						2			
神戸市																
広島市				1			1	1			1	2	2			
北九州市				4			4					4	4			
福岡市																
旭川市																
秋田市				1			1					1	1			
郡山市																
いわき市				1			1					1	1			
宇都宮市																
横須賀市																
新潟市																
富山市				1			1					1	1			
金沢市																
長野市																
岐阜市																
静岡市																
浜松市				6			6					6	6			
豊橋市				5			5					5	5			
豊田市				28	1		29	5			5	33	34			
堺市				2		1	3					2	3			
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市	1			1	10		10					11	11			
福山市																
高松市				1			1					1	1			
松山市				2			2					2	2			
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市				2			2					2	2			
宮崎市																
鹿児島市				2			2					2	2			
合計	11	1	3	15	581	41	58	680	50	4	4	58	642	46	65	753

平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 5 ( 4 ) 大気基準適用施設設置者による自主測定結果報告状況  
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉																	
	4t/h以上					2t/h以上 - 4t/h未満					200kg/h以上 - 2t/h未満							
	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数 (b)	ばいじんのみ報告施設数 (c)	未報告施設数 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数 (b)	ばいじんのみ報告施設数 (c)	未報告施設数 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数 (b)	ばいじんのみ報告施設数 (c)	未報告施設数 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)			
北海道	14			2	1	17	22	3		5	1	28	101	3		3	21	125
青森県	13			1		14	27			1	2	30	48	1		9	4	61
岩手県	5					5	23					23	41	1			5	46
宮城県	3				2	5	35	1			4	39	31			1	29	61
秋田県	4					4	15				1	16	42			1	5	48
山形県	7					7	7				2	9	24			7		31
福島県	3					3	33	2		1	3	37	42	3		10	11	63
茨城県	14	1		2	6	22	50	4		6	8	64	76	6		12	40	128
栃木県	10	1		3	2	15	19	1		4	6	29	41	7		7	12	60
群馬県	12				5	17	24				7	31	35			5	25	65
埼玉県	49	3		4		53	83	1		3	4	90	110	5		10	10	130
千葉県	42			2	3	47	62			2	7	71	63	4		6	21	90
東京都	63	7		11	31	105	20	1		4	11	35	21	5	1	10	20	52
神奈川県	32				1	33	27			1	3	31	46	2		2	18	66
新潟県	5	2	1		5	11	39	5			20	59	54	3	2	4	38	98
富山県	1					1	14	1				14	21			1	1	23
石川県						10	10				7	17	26	2			4	30
福井県	5			1		6	14	1			1	15	33	1		1	4	38
山梨県	3	2				3	25	8			1	26	31	10		5	1	37
長野県	7					7	28				2	30	80	1		7	8	95
岐阜県	4	1				4	28			2	4	34	72	2		5	23	100
静岡県	25				3	28	51			1	6	58	83	2		11	49	143
愛知県	45			3		48	53			2		55	106	1		16	1	123
三重県	15				3	18	32	1		2	3	37	57				15	72
滋賀県	3					3	30					30	39			2	12	53
京都府	5					5	18				2	20	32			4	15	51
大阪府	45			1		46	36			6	2	44	54	2		8	10	72
兵庫県	29	5		6		35	42	1		2	7	51	81	12	2	7	36	126
奈良県	4					4	18	1		4	5	27	41	6		3	10	54
和歌山県						13	13					13	38			1	3	42
鳥取県	5					5	9					9	34					34
島根県	3				3	6	6	2			1	7	33	9		1	15	49
岡山県	4			1		5	15					15	43		1	2	10	56
広島県	5					5	22	1			3	25	55	1		3	15	73
山口県	15					15	30				1	31	74	1		10	7	91
徳島県	1			2		3	16				3	22	59	1		4	13	76
香川県	3			6		9	10					10	33			8	4	45
愛媛県	7	3		1		8	19	4				19	63	22		3	4	70
高知県						14	14				4	18	35	1		9	15	59
福岡県	14	3		1		15	29	1			7	36	46	5	2		34	82
佐賀県	1			1		2	13			1		14	37			15	1	53
長崎県	6			3		9	20			2		22	72			15		87
熊本県	1					1	27	2				27	41	5		3	6	50
大分県	4					4	11	3			5	16	21	11			1	22
宮崎県	10					10	14					14	29			1	5	35
鹿児島県						18	2	2			11	29	34	9	1		10	45
沖縄県	2					2	11	2			6	17	16	6		3	13	32
札幌市	9					9	8					8	4					4
仙台市	8					8	4					4	3				5	8
千葉市	11					11	4					4	7	1		2		9
横浜市	27					27	4			1	2	7	13			5	4	22
川崎市	17					17	1				6	7	11			3	1	15
名古屋市	14			1	4	19	1					1	3			1	1	5
京都市	17			4		21	1					1	9			4	8	21
大阪市	28			5		33	4				2	6	10	2		4	3	17
神戸市	18					18	3					3	4			3		7
広島市	8					8	4			1		5	30			1	5	36
北九州市	14			1	1	16	5					5	18				2	20
福岡市	9			4		13	4					4	4			1		5
旭川市	2					2	3					3						
秋田市						2						2	8			2		10
郡山市	5					5	1					2	2					2
いわき市	8			1	3	12	4				1	5	7			1	2	10
宇都宮市	5					5				2	3	5	3			1		4
横須賀市	5	1				5	2			1		3	2					2
新潟市	2				3	5						5				1	1	7
富山市	1					1						4			1			5
金沢市	5					5	2				2	5			2			7
長野市	3					3	1				1	10						10
岐阜市	4			1		5	6				6	5			1	1		7
静岡市	6				1	7						7				2	1	10
浜松市	4					4	6				6	6			3	1		10
豊橋市	4					4	2				2	5						5
豊田市	6					6	2			1		3	5			1	1	7
堺市	10					10	1				1	8				1	1	9
姫路市	6					6	7			2	1	10	8			1		9
奈良市	4					4						2						2
和歌山市	6					6	3	1				3	7			4	5	16
岡山市	5				2	7				1		1	23	2	2		7	32
倉敷市	9					9	8				1	9	17	5	1	6	2	26
福山市	5			1		6	4					4	7			4	1	12
高松市	2					2						6			3			9
松山市	5					5	1				1	7	1		1	5		13
高知市	3					3	1				1	3			1	1		5
長崎市	3				1	4						1						1
熊本市	4					4	1					1	8					8
大分市	5	1			3	8	3	1			3	12	5		3	5		20
宮崎市	2					2	1					1						
鹿児島市	5					5						5						5
合 計	862	30	1	64	88	1015	1286	50	0	61	177	1524	2598	166	13	296	667	3574

平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 5 ( 5 ) 大気基準適用施設設置者による自主測定結果報告状況  
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉														
	100kg/h以上～200kg/h未満					50kg/h以上～100kg/h未満					50kg/h未満(0.5㎡以上)				
	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告 施設数 (c)	未測定 (d)	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告 施設数 (c)	未測定 (d)	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告 施設数 (c)	未測定 (d)
北海道	54	2		2	11	67	18	1		2	22	6		2	9
青森県	55			5	5	65	8			7	15	10		4	14
岩手県	55		1		12	68	16	1			2	18	8	1	9
宮城県	41	2		2	28	71	7				10	17	5	1	15
秋田県	15				5	20	1				1	2	4		4
山形県	51			4	6	61	14	2			2	16	4	1	5
福島県	21	2		2	7	30	17	1			5	22	9		13
茨城県	99	7		27	101	227	26	2		8	38	72	12	3	22
栃木県	39	12		9	46	94	5	1		3	16	24	6		10
群馬県	30		1	1	29	61	23			1	15	39	10		21
埼玉県	42	3		9	70	121	26	6		6	32	64	6	1	33
千葉県	63	1		9	102	174	28	1		5	23	56	11	2	19
東京都	53	2		6	30	89	33	4	1	5	35	74	22	1	45
神奈川県	36	5	1	8	27	72	15	2		2	30	47	5	2	17
新潟県	59	10	2	3	26	90	30	3			24	54	10	2	24
富山県	29				16	45	14				14	28	1		5
石川県	41			4	20	65	6			2	7	15	2		2
福井県	35	1		12	20	67	15	1		4	5	24	4		9
山梨県	25	3		13	14	52	8	5		4		12	6	2	6
長野県	59	1		1	8	68	24				2	26	11		11
岐阜県	102	1		19	92	213	48	2		6	45	99	15	6	54
静岡県	88	2		15	84	187	33		1	4	30	68	11	1	24
愛知県	87	4		23	4	114	36			6	2	44	19	3	23
三重県	41		1	4	39	85	15			2	12	29	10	2	18
滋賀県	43	3		2	29	74	15	1		3	13	31	11	1	20
京都府	33			1	6	40	11			1	10	22	1		2
大阪府	29	1		7	20	56	14			1	9	24	8	2	13
兵庫県	84	4		21	76	181	36	2		8	30	74	14	1	35
奈良県	28	3		16	36	80	7			6	7	20	1	1	3
和歌山県	21			10	11	42	2			21	10	33	6	11	18
鳥取県	32			1	17	50	7				2	9	2		4
島根県	24	15		2	14	40	1	1			2	3	5	2	11
岡山県	43		1	3	4	51	11				3	14	12		13
広島県	58	12			22	80	10	1			5	15	15	2	17
山口県	68			8	7	83	31	3		2	6	39	12	1	16
徳島県	43			7	45	95	32	1		5	16	53	11	5	26
香川県	35			4	11	50	17			2	8	27	8	2	10
愛媛県	53	27		7	21	81	16	8		1	20	37	9	5	15
高知県	20	3		3	34	57	8	2		1	24	33	1		17
福岡県	49	9	2	1	103	155	13	1			67	80	8		37
佐賀県	36			6	8	50	8			1	1	10	4	2	7
長崎県	25			3	5	33	16			2		18	7		8
熊本県	16			6	17	39	8	1		3	8	19	8	2	18
大分県	5	2		1	12	18	6	1			3	9	2		5
宮崎県	17			1	6	24	2				1	3			
鹿児島県	26	17		1	41	68	13	9		3	11	27			
沖縄県	5	3		2	3	10	3	3		1	1	5	3	1	6
札幌市	4				4	5				1	1	7	2		2
仙台市	7				3	10	3					3	1		1
千葉市	13				5	18	12	2		1	1	14	5		6
横浜市	11			12	5	28	15			22	8	45	1	6	11
川崎市	1				1	2	2			3	5	10	6		6
名古屋市	9			3	13	25	8			1	7	16	9	1	14
京都市	10			11	8	29	4			23	6	33			
大阪市	5				3	8	3			1	4	8			
神戸市	10			5	1	16	2			1	1	4		1	1
広島市	12				5	17	1			1		2			3
北九州市	12	1		2		14	2				2	2			3
福岡市	8			1		9	1				1	1			1
旭川市	4			1	1	6						1			1
秋田市	2					2									
郡山市	8				2	10	5	1		2		7			
いわき市	6			1	10	17	2				2	4			
宇都宮市	2			1		3	2	1				2	1	1	1
横須賀市	2					2									
新潟市	5			1	5	11	6	1			3	9		1	2
富山市	9				9	2	2				2	2	2		4
金沢市	10					10	7				1	8	1		1
長野市	11			1	1	13	2	1		1	1	4			
岐阜市	7			1	2	10	3		1		3	7	2		4
静岡市	9				17	26	8			2	8	18	2	1	6
浜松市	9	1		1	12	22	4	2			5	9			2
豊橋市	6					6	1					1			
豊田市	4					4	1				1	2			
堺市	7				2	9	2				6	8	1		2
姫路市	17			2	3	22	5			1	1	7	3		4
奈良市	3			3	1	7	2			3	2	7		1	3
和歌山市	6	1		4	13	23	1			6	5	12		7	9
岡山市	7			1	11	19	4			1		5	4		4
倉敷市	4	1		1	1	6					1	1	3		3
福山市	19			5	12	36	2			2	3	7			2
高松市	7			1		8	1					1			
松山市	10	2			7	17	1					1			
高知市	5				5	10	1				1	2			
長崎市	5			1	2	8	1			3		4	1		2
熊本市	6			1	10	17	2				2	4	1		2
大分市	5	1		1	4	10	5	1		3	6	14	1	11	12
宮崎市	4					4	1				1	2	1		1
鹿児島市	4					4	3	1			3				
合 計	2318	164	9	352	1515	4194	885	76	3	207	693	1788	406	22	826

平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 5 ( 6 ) 大気基準適用施設設置者による自主測定結果報告状況  
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉					合 計						
	小 計					報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c+ d)	
	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数 (c)	未測定 (d)							報告 対象 施設数 (a+b+c+ d)
北海道	215	9		16	37	268	222	9		17	38	277
青森県	161	1		27	11	199	165	1		27	11	203
岩手県	148	2	1	1	19	169	148	2	1	1	19	169
宮城県	122	4		3	83	208	125	4		4	83	212
秋田県	81			1	12	94	81			1	12	94
山形県	107	2		12	10	129	111	2		13	10	134
福島県	125	8		13	30	168	150	8		20	30	200
茨城県	277	20		58	200	535	318	20		59	201	578
栃木県	120	22		26	86	232	171	22		33	93	297
群馬県	134		1	7	92	234	138		1	7	95	241
埼玉県	316	19		34	141	491	350	19		35	142	527
千葉県	269	6		24	164	457	288	6		25	165	478
東京都	212	20	2	40	146	400	214	20	2	40	147	403
神奈川県	161	9	1	15	89	266	162	9	1	15	89	267
新潟県	197	25	5	7	127	336	210	25	5	7	130	352
富山県	80	1		1	35	116	122	1		2	37	161
石川県	85	2		6	38	129	86	2		6	38	130
福井県	106	4		18	35	159	121	4		18	36	175
山梨県	98	30		22	16	136	103	30		22	16	141
長野県	209	2		8	20	237	229	2		8	20	257
岐阜県	269	6		38	197	504	272	6		39	197	508
静岡県	291	5	1	35	181	508	344	5	1	41	213	599
愛知県	346	5		53	8	407	467	5		68	9	544
三重県	170	1	1	10	78	259	185	1	1	10	81	277
滋賀県	141	4		8	62	211	153	4		8	62	223
京都府	100			6	34	140	100			6	35	141
大阪府	186	3		25	44	255	209	3		28	46	283
兵庫県	286	25	2	50	164	502	312	25	2	50	164	528
奈良県	99	10		30	59	188	99	10		30	59	188
和歌山県	80			43	25	148	80			43	25	148
鳥取県	89			1	21	111	89			1	21	111
島根県	72	29		3	41	116	78	29		3	41	122
岡山県	128		2	5	19	154	131		2	5	19	157
広島県	165	17		3	47	215	170	17		3	47	220
山口県	230	5		23	22	275	251	5		28	22	301
徳島県	162	2		26	87	275	162	2		26	87	275
香川県	106			22	23	151	107			22	23	152
愛媛県	167	69		15	48	230	167	69		15	51	233
高知県	78	6		13	93	184	78	6		13	93	184
福岡県	159	19	4	2	240	405	177	19	4	4	240	425
佐賀県	99			26	11	136	102			26	11	139
長崎県	146			25	6	177	147			25	6	178
熊本県	101	8		14	39	154	118	8		14	39	171
大分県	49	17		1	24	74	49	17		1	24	74
宮崎県	72			2	12	86	73			2	12	87
鹿児島県	91	37	1	4	73	169	91	37	1	4	74	170
沖縄県	40	15		6	26	72	41	15		6	26	73
札幌市	32			1	1	34	33			1	1	35
仙台市	26				8	34	28			1	8	37
千葉市	52	3		3	7	62	53	3		3	7	63
横浜市	71			46	23	140	74			46	23	143
川崎市	38			6	13	57	40			6	13	66
名古屋市	44	1		6	30	80	55	1		7	34	96
京都市	41			38	26	105	49			39	26	114
大阪市	50	2		10	12	72	61	2		10	15	86
神戸市	37			10	2	49	37			10	2	49
広島市	55			3	13	71	57			3	13	73
北九州市	53	1		3	4	60	62	1		4	4	70
福岡市	27			6		33	27			6		33
旭川市	10			1	1	12	10			1	1	12
秋田市	12			2		14	13			2		15
郡山市	21	1		2	3	26	21	1		2	3	26
いわき市	27			3	18	48	32			3	18	53
宇都宮市	13	2		4	3	20	14	2		4	3	21
横須賀市	11	1		1		12	11	1		1		12
新潟市	18	1		3	13	34	18	1		3	13	34
富山市	18		1	2		21	20		1	3		24
金沢市	30			2	1	33	30			2	1	33
長野市	27	1		2	2	31	27	1		2	2	31
岐阜市	27		1	3	8	39	29		1	3	8	41
静岡市	32			5	30	67	32			5	30	67
浜松市	29	3		4	20	53	35	3		4	20	59
豊橋市	18					18	18					18
豊田市	18			3	1	22	51			4	1	56
堺市	29			1	9	39	34			1	9	47
姫路市	46			6	6	58	52			6	6	64
奈良市	11			7	5	23	11			7	5	23
和歌山市	23	2		21	25	69	27	2		22	25	74
岡山市	43	2	2	3	20	68	43	2	2	3	20	68
倉敷市	41	6	1	7	5	54	62	6	1	9	5	77
福山市	37			12	18	67	39			14	18	71
高松市	16			4		20	18			4		22
松山市	24	3		1	12	37	26	3		1	12	39
高知市	13			1	7	21	13			1	7	21
長崎市	11			5	3	19	11			5	3	19
熊本市	22			1	13	36	22			1	13	36
大分市	31	9		7	29	67	35	9		7	29	71
宮崎市	9			1	10		9			1	10	
鹿児島市	17	1				17	19	1				19
合 計	8355	508	26	1073	3467	12921	9130	508	26	1137	3548	13841

平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。



表 - 6 (1) 報告期限到来前廃止施設における自主測定結果報告状況  
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	焼結鋳の製造の用に供する焼結炉		製鋼用電気炉		アルミニウム合金製造施設							
	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	倍焼炉		溶解炉		乾燥炉		小計	
					報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県								9				9
群馬県												
埼玉県										1		1
千葉県												
東京都				1								
神奈川県												
新潟県												
富山県							1	1			1	1
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県								1				1
岐阜県												
静岡県								5				5
愛知県							1	3			1	3
三重県							2	2			2	2
滋賀県												
京都府												
大阪府				1				1		1		2
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県								1				1
広島県												
山口県								2				2
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県								1				1
佐賀県												
長崎県												
熊本県								1				1
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												
札幌市												
仙台市												
千葉市		1										
横浜市												
川崎市												
名古屋市												
京都市												
大阪市				2								
神戸市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
旭川市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
横須賀市												
新潟市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
静岡市												
浜松市												
豊橋市												
豊田市								2	2		2	2
堺市												
姫路市												
奈良市												
和歌山市												
岡山市												
倉敷市												
福山市												
高松市												
松山市												
高知市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	0	1	0	4	0	0	6	29	0	2	6	31

表 - 6 (2) 報告期限到来前廃止施設における自主測定結果報告状況  
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉															
	4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満			
	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじんのみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじんのみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじんのみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじんのみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
北海道				2	16			19	75		2	126	18			33
青森県	2			3				1	8			16	1			8
岩手県					2			2	10			14	10		1	31
宮城県				2	6			10	4			32	7			29
秋田県				2	2			4	8	1		33	2	1		20
山形県	1			4	1			4	18	1		38	11	2		54
福島県									2			7	5			26
茨城県									19	5		30	5	3		70
栃木県				3	2			6	5			33	19	1		80
群馬県									10			20	16			48
埼玉県	5			5	9	1		16	14	7		65	53	11	4	275
千葉県	1			5	1	1		6	5			26	21			83
東京都	4			9					1			21	2			65
神奈川県								1	6	1	1	13	9	4	2	27
新潟県					3			3	11			34	9	4		38
富山県	3			3	5			6	7	1		12	13			35
石川県					4			4	1			14	6			24
福井県								1	5			15	4	1		37
山梨県					6	2		8	6	1		11	1			12
長野県	1			1	4			5	6	1		16	11	2		46
岐阜県								2				4				17
静岡県			1	3				1	6	2		25	19	1		81
愛知県				1	2	2		3	16	1		29	29	4	1	85
三重県				2					2			14	2			18
滋賀県					4			4	5			16	5			35
京都府								4				15				7
大阪府	1			3				2	1			11	2			11
兵庫県					3	1		3	4			16	10			34
奈良県								3	1			2	1	1		16
和歌山県								1	5			10	1			31
鳥取県				2				1				5	1			12
島根県									6			18	5			19
岡山県									4			12	5	1		30
広島県	1			3	2			2	7			32	7			50
山口県	1			1								17	2			14
徳島県								2				19	2			15
香川県					1			3	7			19	3			11
愛媛県								3	4			29	5	3		44
高知県					2			4	11			13				8
福岡県					8			14	14	1		29	13	3		33
佐賀県					3			3	3			9	4			20
長崎県									3			24	1			2
熊本県					6			11	3			19	6			45
大分県					2			2	10	4		18	5			31
宮崎県									8			21	13			24
鹿児島県								3	7			24	7	1		15
沖縄県												1				1
札幌市				4								3	1			3
仙台市								1	2			10	2			9
千葉市	1			2								1				8
横浜市								1	3			3				9
川崎市									2			5	4			8
名古屋市									3		1	7	3			17
京都市									3			7				2
大阪市												1				
神戸市												2	2			8
広島市												8				13
北九州市								2				1				4
福岡市									1			5	1			9
旭川市												1	4			4
秋田市								1	3			6				1
郡山市									1			2	1			4
いわき市								1				2				6
宇都宮市									2			3	4	1		8
横須賀市									1			2	2			2
新潟市									1			3				9
富山市													2			9
金沢市									1			1				2
長野市												4	2			6
岐阜市													1			6
静岡市												2				6
浜松市												2				2
豊橋市	2			2					3			7	4			12
豊田市					1			1	2			2	8			11
堺市													1			1
姫路市												2				3
奈良市																2
和歌山市									2			2	1			5
岡山市									1	1		4	2			11
倉敷市									2			7	2			10
福山市	1			1								2	1			13
高松市												4				2
松山市									3			4	5			11
高知市					3				3			12	2			4
長崎市									1			1	1			2
熊本市																2
大分市																
宮崎市																2
鹿児島市													9			9
合計	24	0	1	66	95	7	0	174	388	27	4	1155	436	44	8	2004

表 - 6 (3) 報告期限到来前廃止施設における自主測定結果報告状況  
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉											合計				
	50kg/h以上 - 100kg/h未満				50kg/h未満 (0.5m <sup>2</sup> 以上)				小計			報告 施設数	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	
	報告 施設数	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	報告 施設数	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	報告 施設数	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数					
北海道	10	2		19	6		14	125	2	2	213	125	2	2	213	
青森県	2			2			5	13			35	13			35	
岩手県	4			30			4	26		1	81	26		1	81	
宮城県	1			10	2		11	20			94	20			94	
秋田県	1			12			4	13	2		75	13	2		75	
山形県	6			32			7	37	3		139	37	3		139	
福島県	4			19			14	11			66	11			66	
茨城県	5	1		35	3		9	32	9		144	32	9		144	
栃木県	5	1		38			19	31	2		179	31	2		188	
群馬県	17	1		21	1		8	44	1		97	44	1		97	
埼玉県	5		2	79	1	1	59	87	20	6	499	87	20	6	500	
千葉県	3			40	3		14	34	1		174	34	1		174	
東京都	8			52	4		32	19			179	19			180	
神奈川県	6	2		24			7	21	7	3	72	21	7	3	72	
新潟県	2			17	2		4	27	4		96	27	4		96	
富山県	2			8			9	30	1		73	31	1		74	
石川県	3			10	1		2	15			54	15			54	
福井県	3		1	28	1		23	13	1	1	104	13	1	1	104	
山梨県	1			9				14	3		40	14	3		40	
長野県	5	2		29	1		7	28	5		104	28	5		105	
岐阜県				9			6				38				38	
静岡県	6		1	58	4		22	35	3	2	190	35	3	2	195	
愛知県	17	1	1	45	4	1	36	68	9	2	199	69	9	2	202	
三重県				11			4	4			49	6			51	
滋賀県	4			32	6		27	24			114	24			114	
京都府				10			1				37				37	
大阪府	1			20	1		15	6			62	6			65	
兵庫県	8	1		15	3	1	11	28	3		79	28	3		79	
奈良県				7			4	2	1		32	2	1		32	
和歌山県				22	1		9	7			73	7			73	
鳥取県	1			10			7	2			37	2			37	
島根県	1			3				12			40	12			40	
岡山県	2			14	1		10	12	1		66	12	1		67	
広島県	1			22	2		16	20			125	20			125	
山口県				16			6	3			54	3			56	
徳島県				15			7	2			58	2			58	
香川県	6			12	2		11	19			56	19			56	
愛媛県	1			20			6	10	3		102	10	3		102	
高知県				12			5	13			42	13			42	
福岡県	2			30			7	37	4		113	37	4		114	
佐賀県	2			9	1		3	13			44	13			44	
長崎県	3			8			2	7			36	7			36	
熊本県	2			23			13	17			111	17			112	
大分県	3	1		17			11	20	5		79	20	5		79	
宮崎県	1			3				22			48	22			48	
鹿児島県				7				14	1		49	14	1		49	
沖縄県				3	1		8	1			13	1			13	
札幌市	3			4				4			14	4			14	
仙台市	1			1			3	5			24	5			24	
千葉市	1			6	1		1	3			18	3			19	
横浜市	2			6	1		2	6			21	6			21	
川崎市				4	2		3	8			20	8			20	
名古屋市	2			16	1		5	9		1	45	9		1	45	
京都市								3			9	3			9	
大阪市				2			1				4				6	
神戸市				5			3	2			18	2			18	
広島市	1			3				1			24	1			24	
北九州市	2			5			1	2			13	2			13	
福岡市				2			3	2			19	2			19	
旭川市							1	4			6	4			6	
秋田市				3				3			11	3			11	
郡山市				1			1	2			8	2			8	
いわき市				2							11				11	
宇都宮市	5	2		5				11	3		16	11	3		16	
横須賀市	3			3	1		1	7			8	7			8	
新潟市				6			1	1			19	1			19	
富山市	1			2	1	1	3	4	1		14	4	1		14	
金沢市				4			3	1			10	1			10	
長野市				1				2			11	2			11	
岐阜市				3	1		1	2			10	2			10	
静岡市				6			3				17				17	
浜松市				6			4				14				14	
豊橋市	2			4			2	11			27	11			27	
豊田市	3			4	1		4	15			22	17			24	
堺市				2				1			3	1			3	
姫路市				2							7				7	
奈良市				1							3				3	
和歌山市	1			45			3	4			55	4			55	
岡山市				4	1		5	4	1	1	24	4	1	1	24	
倉敷市	1	1		5			3	5	1		25	5	1		25	
福山市	1			8			1	3			25	3			25	
高松市				1							7				7	
松山市				1			1	8			17	8			17	
高知市	1			3			1	6			23	6			23	
長崎市				1			1	2			4	2			4	
熊本市				1			1				4				4	
大分市																
宮崎市				1			1				4				4	
鹿児島市	3			3				12			12	12			12	
合計	187	15	5	1149	61	4	1	562	1191	97	19	5110	1197	97	19	5146

表 - 7 ( 1 ) 水質基準適用事業場設置者による自主測定結果報告状況  
( 施設種別 - 都道府県・政令市別 )

	硫酸塩 <sup>ナトリウム</sup> ( クラフト <sup>ナトリウム</sup> ) 又は 亜硫酸 <sup>ナトリウム</sup> ( アルファイト <sup>ナトリウム</sup> ) の 製造の用に供する塩素又は 塩素化合物による漂白施設			カ-パ-イド <sup>ナトリウム</sup> 法 <sup>ナトリウム</sup> の製造の用に供する <sup>ナトリウム</sup> 洗浄施設			硫酸 <sup>ナトリウム</sup> の製造の用に供する <sup>ナトリウム</sup> 洗浄施設			<sup>ナトリウム</sup> 繊維の製造の用に供する <sup>ナトリウム</sup> 洗浄施設		
	報告 事業場数 ( a )	未報告事業場数 休止 ( b )	未測定 事業場数 ( c )	報告 事業場数 ( a )	未報告事業場数 休止 ( b )	未測定 事業場数 ( c )	報告 事業場数 ( a )	未報告事業場数 休止 ( b )	未測定 事業場数 ( c )	報告 事業場数 ( a )	未報告事業場数 休止 ( b )	未測定 事業場数 ( c )
北海道	6			6								
青森県	1			1								
岩手県	1			1								
宮城県	2			2								
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県		1		1	1		1					
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県	1			1								
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県	1			1						1		1
岐阜県	1			1								
静岡県	5		1	6								
愛知県	1			1								
三重県	1			1								
滋賀県												
京都府					1		1					
大阪府												
兵庫県	1			1								
奈良県												
和歌山県												
鳥取県	1			1								
島根県	1			1								
岡山県												
広島県	3			3								
山口県	1			1								
徳島県			1	1								
香川県												
愛媛県	1			1								
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県	1			1								
大分県												
宮崎県	1			1								
鹿児島県												
沖縄県												
札幌市												
仙台市												
千葉市												
横浜市					1		1					
川崎市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
神戸市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
旭川市	1			1								
秋田市	1			1								
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
横須賀市												
新潟市	1			1								
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
静岡市												
浜松市												
豊橋市												
豊田市												
堺市												
姫路市												
奈良市												
和歌山市												
岡山市												
倉敷市												
福山市												
高松市												
松山市												
高知市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	33	1	2	36	3	1	0	4	0	0	0	0

平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 7 ( 2 ) 水質基準適用事業場設置者による自主測定結果報告状況

( 施設種類別 - 都道府県・政令市別 )

	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設			加`ロ`ク`ロ`ムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シ`ロ`ハ`チ`ン分離施設、廃ガス洗浄施設			加`ロ`ハ`ン`ゲ`ン又はジ`ロ`ハ`ン`ゲ`ンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設			ジ`ロ`ハ`ン`ゲ`ン`イ`レ`ット`の製造の用に供する二酸化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、二酸化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジ`ロ`ハ`ン`ゲ`ン`イ`レ`ット`洗浄施設及び熱風乾燥施設					
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)			
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県															
茨城県															
栃木県															
群馬県															
埼玉県															
千葉県															
東京都															
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県															
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県					1			1							
三重県	1			1											
滋賀県															
京都府															
大阪府	1			1											
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県	2			2											
徳島県															
香川県															
愛媛県										1		1			
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															
札幌市															
仙台市															
千葉市															
横浜市															
川崎市	1			1											
名古屋市					1			1							
京都市															
大阪市															
神戸市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
旭川市															
秋田市															
郡山市															
いわき市															
宇都宮市															
横須賀市															
新潟市															
富山市															
金沢市															
長野市															
岐阜市															
静岡市															
浜松市															
豊橋市															
豊田市															
堺市															
姫路市															
奈良市															
和歌山市															
岡山市															
倉敷市	1			1											
福山市															
高松市															
松山市															
高知市															
長崎市															
熊本市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
合計	6	0	0	6	2	0	0	2	0	0	0	1	0	0	1

平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 7 ( 3 ) 水質基準適用事業場設置者による自主測定結果報告状況  
(施設種別 - 都道府県・政令市別)

	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの			廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設		
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)
北海道								5				5
青森県								10	1			11
岩手県								3				3
宮城県								2		3		5
秋田県								1				1
山形県								2				2
福島県								10	2	2		14
茨城県	1			1				9				9
栃木県	2			2				6				6
群馬県								7		1		8
埼玉県								17	4	3		24
千葉県								19		1		20
東京都								5				5
神奈川県								7	1	1		9
新潟県								7		2		9
富山県	6			6				5		1		6
石川県								3				3
福井県								8				8
山梨県								1				1
長野県												
岐阜県								14	2	2		18
静岡県	3			3				33		3		36
愛知県								21	3			24
三重県		1		1				6		6		12
滋賀県	1			1				6				6
京都府								5	1			6
大阪府								24	1			25
兵庫県	1			1				22	1	1		24
奈良県								2		1		3
和歌山県								2				2
鳥取県								2				2
島根県								1				1
岡山県								1				1
広島県								4				4
山口県	1			1				12	2	1		15
徳島県								6		7		13
香川県								3	1			4
愛媛県	1			1	1			8				8
高知県												
福岡県								4		2		6
佐賀県								2	1			3
長崎県									1			1
熊本県	1			1				2				2
大分県												
宮崎県								3		1		4
鹿児島県												
沖縄県												
札幌市												
仙台市								1				1
千葉市								5			1	1
横浜市	1			1				9	1	1		11
川崎市								10	3	4		17
名古屋市	1			1				3				3
京都市								1	1			2
大阪市								1			1	1
神戸市								1				1
広島市								2				2
北九州市												
福岡市												
旭川市												
秋田市								2				2
郡山市								2				2
いわき市					1			3	1			4
宇都宮市								1				1
横須賀市												
新潟市								2	1	1		4
富山市								3		1		4
金沢市								1				1
長野市												
岐阜市												
静岡市								4	1	1		6
浜松市								2				2
豊橋市								2				2
豊田市												
堺市								2				2
姫路市								3				3
奈良市												
和歌山市								4		1		5
岡山市								4				4
倉敷市								4		2		6
福山市								2				2
高松市												
松山市								1		1		2
高知市												
長崎市								1				1
熊本市								2				2
大分市								2				2
宮崎市												
鹿児島市												
合計	19	1	0	20	2	0	0	2	390	29	50	469
平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。												

表 - 7 ( 4 ) 水質基準適用事業場設置者による自主測定結果報告状況  
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	下水道終末処理施設			水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設				合計			
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告事業場数 (a+b+c)
北海道	5		1	6	1		1	17		1	18
青森県								12	1		13
岩手県	1			1				5			5
宮城県	1			1				5		3	8
秋田県								1			1
山形県	1			1				3			3
福島県								10	2	2	14
茨城県	4			4				15	1		16
栃木県	1			1	1		1	10			10
群馬県	3	1		4				10	1	1	12
埼玉県	11			11				28	4	3	35
千葉県	3			3	4		4	26		1	27
東京都	20			20				25			25
神奈川県	11		1	12				18	2	2	22
新潟県					3	1	4	10		3	13
富山県	2			2				14		1	15
石川県								3			3
福井県	1			1				9			9
山梨県	1			1				2			2
長野県	2			2				4			4
岐阜県	3			3				18	2	2	22
静岡県	1		1	2				42		5	47
愛知県	8			8	1		1	32	3		35
三重県	1			1	2	1	3	11	1	7	19
滋賀県	2			2				9			9
京都府	2			2				7	2		9
大阪府	17			17				41	1		42
兵庫県	10			10				35	1	1	37
奈良県	1			1				3		1	4
和歌山県								2			2
鳥取県	4			4				7			7
島根県	2			2				4			4
岡山県	1			1				2			2
広島県								7			7
山口県	2			2	1		1	19	2	1	22
徳島県								6		8	14
香川県								3	1		4
愛媛県								12			12
高知県											
福岡県								4		2	6
佐賀県								2	1		3
長崎県	2			2	1		1	3	1		4
熊本県								4			4
大分県											
宮崎県	1			1				5		1	6
鹿児島県											
沖縄県					1		1	1			1
札幌市	4			4				4			4
仙台市			2	2				1		2	3
千葉市	2			2	1		1	9			9
横浜市	7			7	2		2	21	1	1	23
川崎市	1			1				12	3	4	19
名古屋市	5		1	6				10		1	11
京都市	3			3				4	1		5
大阪市	9			9				11	1		12
神戸市	5			5				6			6
広島市	5			5				7			7
北九州市	2			2				2			2
福岡市	3			3				3			3
旭川市	1			1				2			2
秋田市	1	1		2				4	1		5
郡山市	1			1		1	1	3	1		4
いわき市	1			1	1		1	6	1		7
宇都宮市					1		1	2			2
横須賀市	2			2				2			2
新潟市	1			1				4	1	1	6
富山市	1			1				4		1	5
金沢市	2			2				3			3
長野市	3			3				3			3
岐阜市	2			2				2			2
静岡市	4			4				8	1	1	10
浜松市	2			2				4			4
豊橋市	1			1				3			3
豊田市											
堺市	2			2				4			4
姫路市	2			2				5			5
奈良市											
和歌山市	2			2	2		2	8		1	9
岡山市	1			1				5			5
倉敷市	1			1				6		2	8
福山市	1			1				3			3
高松市	1			1				1			1
松山市								1		1	2
高知市	1			1	1		1	2			2
長崎市								1			1
熊本市	3			3				5			5
大分市					1		1	3			3
宮崎市	1			1				1			1
鹿児島市	1			1				1			1
合計	208	2	6	216	24	1	2	692	37	60	789

平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 8 報告期限到来前廃止施設における自主測定結果報告状況

(施設種別 - 都道府県・政令市別)

	PM <sub>2.5</sub> 又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの		下水道終末処理施設		水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		合計	
	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
北海道			3	4					3	4
青森県										
岩手県			1	2					1	2
宮城県			1	4					1	4
秋田県			1	1					1	1
山形県			3	9				1	3	10
福島県			1	2					1	2
茨城県										
栃木県				1	1	1			1	2
群馬県						1				1
埼玉県			1	5			1	1	2	6
千葉県				3						3
東京都				1						1
神奈川県			2	3					2	3
新潟県				1		1				2
富山県			4	5					4	5
石川県				2						2
福井県				1						1
山梨県				2						2
長野県				1						1
岐阜県										
静岡県	1	1		11					1	12
愛知県			2	4					2	4
三重県				2						2
滋賀県				3						3
京都府										
大阪府				3		2				5
兵庫県										
奈良県										
和歌山県										
鳥取県										
島根県			1	9					1	9
岡山県			1	1					1	1
広島県					1				1	1
山口県				2		1				3
徳島県			1	3					1	3
香川県										
愛媛県										
高知県										
福岡県			1	1					1	1
佐賀県			1	1					1	1
長崎県										
熊本県				3						3
大分県										
宮崎県										
鹿児島県			2	2					2	2
沖縄県										
札幌市						1				1
仙台市										
千葉市			1	1					1	1
横浜市				2						2
川崎市			1	3	1	1		2	4	4
名古屋市						2				2
京都市										
大阪市										
神戸市										
広島市										
北九州市										
福岡市										
旭川市										
秋田市										
郡山市				1						1
いわき市										
宇都宮市										
横須賀市				1						1
新潟市				2						2
富山市		1		1				1		1
金沢市										
長野市				1						1
岐阜市										
静岡市				5						5
浜松市										
豊橋市										
豊田市			2	2				2		2
堺市			1	1				1		1
姫路市										
奈良市										
和歌山市			1	1				1		1
岡山市				1						1
倉敷市			1	2	1	1		2		3
福山市										
高松市										
松山市			1	1				1		1
高知市										
長崎市										
熊本市				2				1		3
大分市										
宮崎市										
鹿児島市										
合計	1	1	35	119	4	12	1	3	41	135



表 - 9 自主測定結果未報告施設・事業場への措置状況  
(大気関係・水質関係 - 全国)

(平成14年4月1日～平成15年3月31日)

	大気関係	水質関係
口頭指導件数	2,949	96
文書指導件数	3,099	70
その他	45	2

注) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。表 - 2 に計上した指導件数から一部再掲。

表 - 11 自主測定における基準超過施設・事業場への措置状況  
(大気関係・水質関係 - 全国)

(平成14年4月1日～平成15年3月31日)

措置状況	大気関係	水質関係
基準超過件数	56	2
口頭指導件数	29	1
文書指導件数	13	1
法第22条第1項に基づく改善命令件数	0	0
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	0	0
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	5	0
その他	9	0

注) 表 - 3 排出基準超過施設・事業場への措置状況から一部再掲。設置者による自主測定において排出基準超過が判明した施設・事業場に対し、平成14年度に講じられた措置状況をまとめた(測定日が平成13年度中であって措置が平成14年度に執られたものを含む)。平成14年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する措置区分の欄に計上した。

表 - 10 自主測定結果未報告施設・事業場への措置状況（都道府県・政令市別）

	大気基準適用施設				水質基準適用事業場			
	口頭指導	文書指導	一時使用停止 命令	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止 命令	その他
北海道	63	55						
青森県	23	17						
岩手県	18	73		2				
宮城県	8							
秋田県	6							
山形県	209	49			7	7		
福島県	48	47			9	4		
茨城県	182			24	11			2
栃木県	54	2						
群馬県	88	6		1	5			
埼玉県	72	175			5			
千葉県		157					1	
東京都	80	91						
神奈川県	73				1			
新潟県	34				2			
富山県	7	41			4	2		
石川県	60				2			
福井県	25	24			2	2		
山梨県	11	18			1			
長野県	21	10						
岐阜県	26	75			3			
静岡県	39				2			
愛知県	340	90						
三重県	47	90			1	3		
滋賀県	15	47				1		
京都府	12							
大阪府	363	73						
兵庫県	16	29						
奈良県	37	109						
和歌山県	34	6						
鳥取県	4	26						
島根県	60	14						
岡山県	67	34			1			
広島県	44	63			3	5		
山口県	17	6						
徳島県	22	321		1		18		
香川県	16	35						
愛媛県	50	316			7	7		
高知県	36	126						
福岡県	243	364			3			
佐賀県	35				2			
長崎県	17							
熊本県	34	40		15		3		
大分県	10	38						
宮崎県	8							
鹿児島県	1							
沖縄県		26						
札幌市	10	3						
仙台市		3						
千葉市	42	42						
横浜市	18							
川崎市								
名古屋市		20						
京都市	21	5						
大阪市	2	1		1				
神戸市	1							
広島市	11							
北九州市	1							
福岡市								
旭川市	1							
秋田市	1							
郡山市	8				1			
いわき市	3							
宇都宮市	1							
横須賀市	1							
新潟市	45	52			17	10		
富山市		10			2			
金沢市	1							
長野市	3	2						
岐阜市	10	14					1	
静岡市		46						
浜松市		24						
豊橋市								
豊田市				1				
堺市	1							
姫路市	6	6						
奈良市		5						
和歌山市	4	49				5		
岡山市		101						
倉敷市	8				3			
福山市	14							
高松市		2						
松山市	12	4			2	1		
高知市	10	17						
長崎市								
熊本市	14							
大分市	19							
宮崎市	1							
鹿児島市	6							
合計	2949	3099	0	45	96	70	0	2

表 - 1 土壌汚染対策地域の指定及び対策計画策定状況（全国）

（平成14年4月1日～平成15年3月31日）

法第29条第1項に基づく対策地域の指定件数	1
法第31条第1項に基づく対策計画の策定件数	1

注）計上されている1件は、和歌山県により対策地域の指定及び同地域に係る対策計画の策定がなされたもの。

表 - 2 報告徴収及び立入検査等件数（土壌関係 - 全国）

（平成14年4月1日～平成15年3月31日）

	事業場数	件数
法第34条第1項に基づく報告徴収件数	0	0
法第34条第1項に基づく立入検査件数	2	4
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定	1	1

表 - 3 法第34条第1項に基づく立入検査の実施状況  
(特定事業場種類別 - 都道府県・政令市別)

	大気基準適用施設のみ を設置する事業場		水質基準対象施設のみ を設置する事業場		大気基準適用施設 及び水質基準対象施設 を設置する事業場	
	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県					1	3
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						
札幌市						
仙台市						
千葉市						
横浜市						
川崎市					1	1
名古屋市						
京都市						
大阪市						
神戸市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
旭川市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
横須賀市						
新潟市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
静岡市						
浜松市						
豊橋市						
豊田市						
堺市						
姫路市						
奈良市						
和歌山市						
岡山市						
倉敷市						
福山市						
高松市						
松山市						
高知市						
長崎市						
熊本市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
合計	0	0	0	0	2	4

土壌のダイオキシン類による汚染により人の健康に係る被害が生じることを防止するため  
におこなった立入検査の件数

表 - 1 都道府県・政令市における条例制定状況（全国）

平成15年3月31日現在

	大気関係	水質関係	土壌関係
法第8条第3項に基づく 条例の制定状況 (上乗せ排出基準関係)	なし	なし	
地方公共団体独自条例の 制定状況	10団体 岩手県、埼玉県 東京都、岐阜県 三重県、熊本県、 横浜市、川崎市、 名古屋市、高知市	4団体 三重県、横浜市 川崎市、高知市	4団体 三重県、大阪府 川崎市、高知市

注)「地方公共団体独自条例」とは、ダイオキシン類対策特別措置法に基づかないダイオキシン類対策に係る条例を意味するが、都道府県及び政令市以外の地方公共団体における制定状況については調査を行っていない。

表 - 1 水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・法 - 全国）<sup>1</sup>

	平成14年 3月31日現在 の設置基数 a	新設 b	既設 c	瀬戸内法 からの 移行 <sup>2</sup> d	廃止等 <sup>3</sup> e	平成15年3月31日 現在の設置基数 a+b+c+d-e	特定 事業場数 <sup>4</sup>	鉱山保安法等 関係法令施設 <sup>5</sup> (平成15年3月31日現在)		
								設置基数	特定事業場数 <sup>4</sup>	
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	80	0	0	0	0	80	30	0	0	
カーバド法アセチンの製造の用に供するアセチン洗浄施設	-	2	53	0	1	54	41	0	0	
硫酸カリの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	-	0	7	0	0	7	2	0	0	
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	17	0	0	0	0	17	3	0	0	
カロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シロアセチン分離施設、廃ガス洗浄施設	6	0	0	0	0	6	2	0	0	
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	16	0	0	0	12	4	0	0	0	
ジチオソルフィートの製造の用に供する二硫化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、二硫化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジチオソルフィート洗浄施設及び熱風乾燥施設	-	0	0	0	0	0	0	0	0	
アルミ又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	84	3	0	0	4	83	40	0	0	
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	-	0	10	0	0	10	3	0	0	
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設	2,443	109	35	0	486	2,101	1,126	10(1)	7(1)
	灰の貯留施設	844	25	11	1	119	762	387	0	0
	小計	3,287	134	46	1	605	2,863	1,513	10(1)	7(1)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	39	7	0	0	1	45	12	0	0	
下水道終末処理施設	261	1	1	-	15	248	219	0	0	
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	79	0	3	0	5	77	25	1	1	
合計	3,869	147	120	1	643	3,494	1,890	11(1)	8(1)	

- 1 瀬戸内海環境保全特別措置法（瀬戸内海法）に基づく許可等は含まない。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。
- 2 事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
- 3 廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。
- 4 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 5 施設数欄及び事業場数欄の( )内は、同一事業場内に別に法に基づく届出施設がある場合について、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数を再掲した。

表 - 2 水質基準対象施設の届出等の状況（許可及び届出内容別・瀬戸内海法 - 全域）<sup>1</sup>

	平成14年 3月31日現在の 設置基数 a	新設 b	既設 c	法からの 移行 <sup>2</sup> d	廃止等 <sup>3</sup> e	平成15年3月31日 現在の設置基数 a+b+c+d-e	特定 事業場数 <sup>4</sup>	瀬戸内海 法5条 不許可 件数
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	18	0	0	0	0	18	8	0
カーボト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	-	0	1	0	0	1	1	0
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	-	0	0	0	0	0	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二酸化エチレン洗浄施設	15	0	0	0	0	15	4	0
ガラス瓶の製造の用に供する硫酸濃縮施設、シロアセチレン分離施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0
硝酸セルロース又は硝酸アセチレンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0
シリコンパレットの製造の用に供する二酸化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、二酸化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、シリコンパレット洗浄施設及び熱風乾燥施設	-	7	0	0	0	7	1	0
アルミ又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	4	0	0	0	0	4	3	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	-	1	3	0	0	4	2	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	252	6	0	0	28	230	98	0
	40	0	0	-1	7	32	6	0
	292	6	0	-1	35	262	104	0
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	0	0	0	0	0	0	0	0
下水道終末処理施設	-	-	-	-	-	-	-	-
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	14	0	0	0	1	13	4	0
合計	343	14	4	-1	36	324	127	0

- 1 ダイオキシン類対策特別措置法（法）に基づく届出は含まない。
- 2 事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
- 3 廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。
- 4 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

表 - 3 大気基準適用施設に係る未届の廃止施設の状況（全国）

大気基準適用施設		実態把握している廃止の状況 <sup>注1)</sup>		左記を反映した 平成15年3月31日現在の状況 <sup>注3)</sup>	
		事業場数 <sup>注2)</sup>	施設数	事業場数 <sup>注4)</sup>	施設数
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉		(1)	(1)	14 (14)	31 (31)
製鋼用電気炉		(0)	(0)	70 (70)	118 (118)
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉)		(0)	(0)	8 (7)	20 (17)
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		(3)	(4)	238 (238)	783 (783)
廃棄物焼却炉	4 t/h以上	-	(5)	-	1,047 (1,044)
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	-	(10)	-	1,547 (1,547)
	2 t/h未満 <sup>注5)</sup>	-	(147)	-	9,972 (9,951)
	小計	(139)	(162)	9,835 (9,820)	12,566 (12,542)
合計		(143)	(167)	10,165 (10,149)	13,518 (13,491)

注1) ( )に、法に基づく届出がなされていないため表 - 3の廃止等(e)には未計上であり、届出の目途も立っていないが、実態として廃止状態にあることを都道府県等が認知している施設及び対応する事業場の数を計上。なお、鉱山保安法等関係法令施設については計上の対象としていない。

注2) ひとつの事業場に上記に該当する施設が複数種類にわたってある場合には、それぞれの種類に計上した。

注3) 上記の内容を表 - 1に反映させた平成15年3月31日現在の状況。法に基づき届出された施設及び事業場の数に、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出施設に係る状況を( )に示す。

注4) ひとつの事業場に上記に該当する施設が複数種類にわたってある場合には、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注5) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m<sup>2</sup>以上のもの。



表 - 4 水質基準対象施設に係る未届の廃止施設の状況（全国）

水質基準対象施設		実態把握している廃止の状況 <sup>注1)</sup>		左記を反映した平成15年3月31日現在の状況 <sup>注3)</sup>	
		事業場数 <sup>注2)</sup>	施設数	事業場数 <sup>注4)</sup>	施設数
硫酸塩 <sup>パルプ</sup> (クラフト <sup>パルプ</sup> ) 又は亜硫酸 <sup>パルプ</sup> (サルファイト <sup>パルプ</sup> ) の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設		( 1 )	( 3 )	3 7 ( 3 7 )	9 5 ( 9 5 )
カーバート法 <sup>パルプ</sup> の製造の用に供する <sup>パルプ</sup> 洗浄施設		( 0 )	( 0 )	4 2 ( 4 2 )	5 5 ( 5 5 )
硫酸 <sup>カウム</sup> の製造の用に供する <sup>カウム</sup> 洗浄施設		( 0 )	( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
アルミ繊維の製造の用に供する <sup>カウム</sup> 洗浄施設		( 0 )	( 0 )	2 ( 2 )	7 ( 7 )
塩化ビニル <sup>モノマー</sup> の製造の用に供する二酸化 <sup>モノ</sup> 洗浄施設		( 0 )	( 0 )	7 ( 7 )	3 2 ( 3 2 )
<sup>カウム</sup> の製造の用に供する硫酸濃縮施設等		( 0 )	( 0 )	2 ( 2 )	6 ( 6 )
<sup>カウム</sup> 又は <sup>カウム</sup> の製造の用に供する水洗施設等		( 0 )	( 0 )	0 ( 0 )	4 ( 4 )
<sup>カウム</sup> の製造の用に供する <sup>カウム</sup> 誘導体分離施設等		( 0 )	( 0 )	1 ( 1 )	7 ( 7 )
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉等		( 0 )	( 0 )	4 3 ( 4 3 )	8 7 ( 8 7 )
亜鉛の回収の用に供する精製施設、 <sup>カウム</sup> 洗浄施設及び湿式集じん施設		( 0 )	( 0 )	5 ( 5 )	1 4 ( 1 4 )
廃棄物焼却炉に係る <sup>カウム</sup> 洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの	廃 <sup>カウム</sup> 洗浄施設、湿式集じん施設	( 2 0 )	( 3 1 )	1, 2 1 1 ( 1, 2 0 5 )	2, 3 1 0 ( 2, 3 0 0 )
	灰の貯留施設	( 4 )	( 1 0 )	3 8 9 ( 3 8 9 )	7 8 4 ( 7 8 4 )
	小計	( 2 4 )	( 4 1 )	1, 6 0 0 ( 1, 5 9 4 )	3, 0 9 4 ( 3, 0 8 4 )
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB施設		( 0 )	( 0 )	1 2 ( 1 2 )	4 5 ( 4 5 )
下水道終末処理施設		( 0 )	( 0 )	2 1 9 ( 2 1 9 )	2 4 8 ( 2 4 8 )
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		( 1 )	( 1 )	2 9 ( 2 8 )	9 0 ( 8 9 )
合計		( 2 6 )	( 4 5 )	1, 9 9 9 ( 1, 9 9 2 )	3, 7 8 4 ( 3, 7 7 3 )

注1) ( )に、法及び瀬戸内海法に基づく届出がなされていないため表 - 5の廃止等(e)には未計上であり、届出の目的も立っていないが、実態として廃止状態にあることを都道府県等が認知している施設及び対応する事業場の数を計上。なお、鉱山保安法等関係法令施設については計上の対象としていない。

注2) ひとつの事業場に上記に該当する施設が複数種類にわたってある場合には、それぞれの種類に計上した。

注3) 上記の内容を表 - 2に反映させた平成15年3月31日現在の状況。法に基づき届出された施設及び事業場の数に、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出施設に係る状況を( )に示す。

注4) ひとつの事業場に上記に該当する施設が複数種類にわたってある場合には、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出がなされた施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設の欄に計上した。

表 - 5 ( 1 ) 大気基準適用施設に係る未届の廃止施設の状況  
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

事業場数	施設数	表 - 6 のf欄に未計上だが実態として把握している廃止の状況										合計						
		焼結鋳の製造の用に供する焼結炉					アルミニウム合金製造施設					廃棄物焼却炉					事業場数	施設数
		事業場数	施設数	事業場数	施設数			事業場数	施設数					小計				
			焙焼炉	溶解炉	乾燥炉	小計	4t/h以上		2t/h以上～4t/h未満	200kg/h以上～2t/h未満	100kg/h以上～200kg/h未満	50kg/h以上～100kg/h未満	50kg/h未満(0.5㎡以上)		小計			
北海道							1			1						1	1	1
青森県							7			2	2	4	3			11	7	11
岩手県							1					1				1	1	1
宮城県																		
秋田県																		
山形県			1		1		1	7			4	3	1	1	9	8	10	
福島県							8			2	3	4	1		10	8	10	
茨城県							16	2	2	2	1	10	1	1	17	16	17	
栃木県							6				1	2	1	2	6	6	6	
群馬県																		
埼玉県							10	2	2			5	3		12	10	12	
千葉県																		
東京都							1				1	1			2	1	2	
神奈川県							2				3				3	2	3	
新潟県							2				2				2	2	2	
富山県																		
石川県							2					2			2	2	2	
福井県																		
山梨県							3				1		2		3	3	3	
長野県							1				1				1	1	1	
岐阜県			1		1		1	4			1	3	2		6	5	7	
静岡県																		
愛知県																		
三重県							8			1	1	2	2	2	8	8	8	
滋賀県							5					2	1	2	5	5	5	
京都府																		
大阪府																		
兵庫県							4				1	2	1		4	4	4	
奈良県																		
和歌山県																		
鳥取県							1					1			1	1	1	
島根県																		
岡山県							1					1			1	1	1	
広島県																		
山口県			1		2		2	1				1			1	2	3	
徳島県							5					1	3	1	5	5	5	
香川県																		
愛媛県													1	1	2		2	
高知県																		
福岡県							2					2			2	2	2	
佐賀県							8				4	3	1	1	9	8	9	
長崎県							9	1	1		3	1	3		9	9	9	
熊本県							15				10	5	1	2	18	15	18	
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県																		
札幌市							1						1		1	1	1	
仙台市																		
千葉市							1						1		1	1	1	
横浜市																		
川崎市																		
名古屋市																		
京都市																		
大阪市	1	1														1	1	
神戸市																		
広島市																		
北九州市																		
福岡市																		
旭川市																		
秋田市																		
郡山市																		
いわき市																		
宇都宮市																		
横須賀市																		
新潟市																		
富山市																		
金沢市							2				2				2	2	2	
長野市																		
岐阜市																		
静岡市																		
浜松市																		
豊橋市																		
豊田市																		
堺市																		
姫路市							1					1			1	1	1	
奈良市																		
和歌山市							1						1		1	1	1	
岡山市																		
倉敷市							1				1				1	1	1	
福山市																		
高松市																		
松山市							2				3	1			4	2	4	
高知市																		
長崎市																		
熊本市																		
大分市																		
宮崎市																		
鹿児島市																		
合計	1	1	3	0	4	0	4	139	5	10	46	58	30	13	162	143	167	

1 鉱山保安法等関係法令施設については計上していない。  
2 ひとつの事業場に該当する施設が複数種類にわたってある場合には、それぞれの種類に計上した。

表 - 5 ( 2 ) 大気基準適用施設に係る未届の廃止施設の状況  
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

左記の実態把握分を反映した平成15年3月31日現在の状況

	焼結鉾の製造の用に供する焼結炉		アルミニウム合金製造施設				廃棄物焼却炉								
	事業場数	施設数	事業場数	施設数			事業場数	施設数							
				焙焼炉	溶解炉	乾燥炉		小計	4t/h以上	2t/h以上～4t/h未満	200kg/h以上～2t/h未満	100kg/h以上～200kg/h未満	50kg/h以上～100kg/h未満	50kg/h未満(0.5㎡以上)	小計
北海道	1	1	3		5		5	226	18	28	135	80	24	12	297
青森県			1		1		1	108	14	28	49	67	13	14	185
岩手県								152	5	27	50	76	22	10	190
宮城県			1		2		2	96	5	29	30	50	8	4	126
秋田県								73	4	18	50	24	2	5	103
山形県			2		4		4	115	7	11	28	63	15	4	128
福島県			4	1	27	2	30	116	3	35	61	27	24	13	163
茨城県	1	2	9	2	32	1	35	364	20	61	102	185	45	17	430
栃木県			11		59	3	62	194	13	29	60	107	24	8	241
群馬県			4	1	5		6	182	17	31	65	61	39	21	234
埼玉県			9		27	4	31	374	50	89	132	104	86	34	495
千葉県	1	3	3		13	3	16	396	53	79	95	210	63	26	526
東京都								260	108	38	49	82	72	34	383
神奈川県								196	34	33	62	77	46	16	268
新潟県			5		12		12	248	11	63	87	99	55	22	337
富山県			17		44		44	106	6	16	27	50	24	2	125
石川県			1		1		1	102		17	30	60	15	2	124
福井県			4		15	1	16	133	6	15	36	65	22	9	153
山梨県			1		4	1	5	88	3	24	30	46	9	7	119
長野県			6		21	3	24	215	7	30	100	83	27	12	259
岐阜県			2		3		3	265	2	35	72	121	59	18	307
静岡県			22	4	80	7	91	425	29	58	143	190	75	25	520
愛知県	1	3	46	4	104	14	122	328	50	57	125	124	45	25	426
三重県			7	1	29	3	33	203	17	40	70	94	28	17	266
滋賀県			4		14	1	15	164	3	28	55	72	24	18	200
京都府			1		1		1	86	5	15	37	43	13	1	114
大阪府			8		18	5	23	221	46	44	72	55	24	13	254
兵庫県	1	1	4	2	22		24	316	35	48	106	138	57	24	408
奈良県								151	4	27	54	80	20	3	188
和歌山県								127		13	44	46	34	18	155
鳥取県								93	5	7	39	52	9	4	116
島根県								102	6	7	48	41	3	11	116
岡山県			1		3		3	115	5	15	53	53	15	12	153
広島県	1	2	1		3		3	166	8	25	71	88	17	20	229
山口県			4		14		14	192	15	35	76	76	33	14	249
徳島県								174	3	21	58	99	34	12	227
香川県			1		1		1	134	10	10	45	54	29	11	159
愛媛県								195	8	23	62	88	33	13	227
高知県								131		16	47	57	19	13	152
福岡県			5		17	2	19	379	18	41	87	157	81	38	422
佐賀県			2		2		2	101	5	16	51	52	9	6	139
長崎県			1		1		1	126	8	21	84	32	15	8	168
熊本県			8		15	1	16	142	1	27	44	45	20	16	153
大分県								58	4	16	22	18	9	5	74
宮崎県			1		1		1	108	10	14	36	43	6		109
鹿児島県			2		2		2	140		29	45	68	22	5	169
沖縄県								69	2	21	37	21	5	7	93
札幌市								17	9	8	4	6	6	2	35
仙台市								31	13	6	8	12	3	1	43
千葉市	1	2						42	13	4	9	15	10	6	57
横浜市			1		2	1	3	97	27	7	22	28	43	10	137
川崎市	1	1	1		4		4	45	21	7	17	3	11	6	65
名古屋市			4		15		15	65	19	1	5	29	16	14	84
京都市			1		8	1	9	78	21	1	18	29	32		101
大阪市			1		2		2	41	30	5	17	7	8		67
神戸市								35	18	3	7	16	6	1	51
広島市			1		1	1	2	60	11	6	39	21	2	4	83
北九州市	2	3	5	1	4		5	38	16	5	22	14	2	4	63
福岡市								21	13	4	5	9	1	1	33
旭川市								10	2	3	1	6			13
秋田市			1		1		1	11	1	2	7	2			12
郡山市								3	5	2	2	10			26
いわき市			1		1		1	28	12	4	8	11	2		37
宇都宮市								18	5	7	6	4	2	1	25
横須賀市								9	5	3	2	2	1	1	14
新潟市								25	5		7	11	9	2	34
富山市			2		2	3	5	22	1		6	10	4	2	23
金沢市								26	5	2	7	11	7	1	33
長野市								27	3	1	10	14	3		31
岐阜市								32	5	6	7	12	8		41
静岡市								64	7	2	10	28	19	8	74
浜松市			2		6		6	40	4	6	10	22	9	2	53
豊橋市			2		5		5	14	4	2	5	7	1		19
豊田市			6		31	5	36	16	6	4	6	4	3	1	24
堺市			2		3		3	26	9	2	8	9	8	2	38
姫路市								42	6	9	6	20	6	5	52
奈良市								17	4		2	7	7	3	23
和歌山市	1	2						61	6	4	15	23	13	10	71
岡山市								49	7	1	32	19	5	4	68
倉敷市	1	4	3	1	10		11	37	11	9	24	8	1	4	57
福山市	1	5						52	6	4	12	40	7	2	71
高松市			1		1		1	15	2		9	8	1		20
松山市			1		2		2	27	5	1	10	16	1		33
高知市								25	3	1	5	16	3		28
長崎市								17	4		1	8	4	2	19
熊本市								21	4	1	8	11	2	1	27
大分市	1	2	1		2		2	31	6	3	19	7	4	4	43
宮崎市								8	2	1		4	2	1	10
鹿児島市			1		2		2	22	5		8	9	3		25
合計	14	31	238	17	704	62	783	9820	1044	1547	3387	4171	1655	738	12542

1 鉱山保安法等関係法令施設については計上していない。

2 ひとつの事業場に、左記表 - 5 ( 1 ) に計上した施設が複数種類にわたってある場合には、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表 - 6 ( 1 ) 水質基準対象施設に係る未届の廃止施設の状況  
 (施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別)

	表 - 7 のf欄に未計上だが実態として把握している廃止の状況											
	硫酸塩ハルブ(クワトハルブ)又は亜硫酸ハルブ(外ハイトハルブ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設		廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの						水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		合計	
			廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設		灰の貯留施設		小計					
	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数
北海道												
青森県			2	3	1	1	3	4			3	4
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県			3	4	1	1	4	5			4	5
茨城県	1	3	3	6			3	6			4	9
栃木県					1	2	1	2			1	2
群馬県												
埼玉県			3	5		1	3	6			3	6
千葉県												
東京都			4	7	1	4	5	11			5	11
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県			1	1			1	1			1	1
静岡県												
愛知県												
三重県			1	1			1	1			1	1
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県			1	2			1	2			1	2
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												
札幌市												
仙台市												
千葉市												
横浜市			1	1		1	1	2			1	2
川崎市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
神戸市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
旭川市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
横須賀市												
新潟市												
富山市												
金沢市			1	1			1	1			1	1
長野市												
岐阜市												
静岡市												
浜松市												
豊橋市												
豊田市												
堺市												
姫路市												
奈良市												
和歌山市									1	1	1	1
岡山市												
倉敷市												
福山市												
高松市												
松山市												
高知市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	1	3	20	31	4	10	24	41	1	1	26	45

1 鉱山保安法等関係法令施設については計上していない。  
 2 ひとつの事業場に該当する施設が複数種類にわたってある場合には、それぞれの種類に計上した。

表 - 6 ( 2 ) 水質基準対象施設に係る未届の廃止施設の状況  
(施設種別・総括 - 都道府県・政令市別)

	左記の実態把握分を反映した平成15年3月31日現在の状況									
	硫酸塩ハルブ(クワトパルブ)又は亜硫酸塩ハルブ(オクタイトパルブ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設		廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの						水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	
			廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設		灰の貯留施設		小計			
	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数
北海道	6	19	20	44	6	10	26	54	1	1
青森県	1	8	11	22	7	7	18	29		
岩手県	1	1	7	8	1	1	8	9		1
宮城県	2	6	1	1			1	1		
秋田県			1	1	4	5	5	6		
山形県			13	13	8	8	21	21		
福島県			14	36	19	26	33	62		1
茨城県			38	69	13	13	51	82		
栃木県			8	12	4	6	12	18		
群馬県			7	12	9	9	16	21		
埼玉県			85	151	25	62	110	213		4
千葉県			45	103	17	42	62	145	4	5
東京都			31	130	13	50	44	180		
神奈川県			23	58	8	26	31	84		
新潟県			21	33	21	25	42	58	5	48
富山県	1	2	11	31	2	5	13	36		
石川県			5	6	8	9	13	15		
福井県			13	30	5	8	18	38		
山梨県			17	21	4	5	21	26		
長野県	1	1	35	83		25	35	108		
岐阜県	1	2	37	48			37	48		
静岡県	6	10	52	81	7	15	59	96		1
愛知県	1	2	48	76	19	29	67	105		1
三重県	1	6	22	38	4	5	26	43	3	3
滋賀県			8	13	3	4	11	17		
京都府			6	11	6	8	12	19		
大阪府			63	156		19	63	175		
兵庫県	1	2	49	78	29	46	78	124		
奈良県			29	30	7	8	36	38		
和歌山県			12	14	14	16	26	30	1	1
鳥取県	1	4	5	13	10	16	15	29		
島根県	1	1	14	14	1	4	15	18	1	1
岡山県			15	20	9	15	24	35		
広島県	3	6	15	28	6	7	21	35		
山口県	1	2	25	61	1	3	26	64	1	4
徳島県	1	2	21	33	6	8	27	41		
香川県			10	11	8	16	18	27		
愛媛県	2	6	11	13	2	2	13	15		4
高知県			13	17			13	17		
福岡県			31	51	13	26	44	77		
佐賀県			10	16	5	7	15	23		
長崎県			14	19	3	4	17	23	1	1
熊本県	1	1	3	3	2	3	5	6		
大分県			4	4			4	4		
宮崎県	1	6	4	5			4	5		
鹿児島県	1	1								
沖縄県			40	52	2	16	42	68	1	1
札幌市										
仙台市			5	9	4	4	9	13		
千葉市			7	20	2	9	9	29	1	1
横浜市			7	21	5	26	12	47	2	2
川崎市			20	42	4	5	24	47		
名古屋市			5	23	1	6	6	29		
京都市			7	13	1	5	8	18		
大阪市			8	33		12	8	45		
神戸市			9	17	7	8	16	25		
広島市			21	41	1	10	22	51		
北九州市			14	36	3	7	17	43		
福岡市			5	19	1	6	6	25		
旭川市	1	3								
秋田市	1	1	4	9			4	9		
郡山市			2	2	2	2	4	4	1	1
いわき市			7	20			7	20	1	1
宇都宮市			5	12		4	5	16	1	1
横須賀市			3	10	1	6	4	16		
新潟市	1	3	4	8		1	4	9		
富山市			2	6	2	2	4	8		
金沢市			2	6	1	1	3	7		
長野市			14	20	1	1	15	21		
岐阜市			4	7			4	7		
静岡市			8	9	2	2	10	11		
浜松市			3	6		1	3	7		
豊橋市			1	3	3	4	4	7		
豊田市			2	2	2	2	4	4		
堺市			9	11	2	6	11	17		
姫路市			9	18	1	9	10	27		
奈良市			2	3	1	2	3	5		
和歌山市			5	7		2	5	9	1	1
岡山市			6	7	4	5	10	12		
倉敷市			11	33	2	4	13	37		1
福山市			7	15		1	7	16		
高松市			3	3			3	3		
松山市			3	6			3	6		
高知市			3	4	1	2	4	6	1	1
長崎市			4	6		2	4	8		
熊本市				2	2	2	2	4		
大分市			6	19		3	6	22	2	3
宮崎市				2	1	1	1	3		
鹿児島市			1	1	1	2	2	3		
合計	37	95	1205	2300	389	784	1594	3084	28	89

1 鉱山保安法等関係法令施設については計上していない。  
2 ひとつの事業場に左記表 - 6 ( 1 ) に計上した施設が複数種類にわたってある場合には、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表 - 7 大気基準適用施設における排出基準超過事例の概要及び措置状況<sup>注1)</sup>

施設種類： アルミニウム合金製造施設に係る廃ガス洗浄施設				
平成14年11月30日まで適用する暫定基準値				
測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	区分	措置の概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	都道府県
30	20	自主	改善等を口頭指導。施設休止。改善対策後の自主測定で基準値以下(0.37ng-TEQ/m3N)。	秋田市
施設種類： 廃棄物焼却炉(既設)				
平成14年11月30日まで適用する暫定基準値				
測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	区分	措置の概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	都道府県
施設規模：2t/時以上4t/時未満				
200	80	行政	改善命令。改善対策後の自主測定で基準値以下(4.7ng-TEQ/m3N)。	千葉県
施設規模：200kg/時以上2t/時未満				
260	80	自主	改善命令。[廃棄物処理法に基づく措置]。改善対策後の自主測定で基準値以下(33ng-TEQ/m3N)。H14.12.1より休止。現在休止継続中。	長野県
210	80	行政	改善等を口頭指導。H14.11.5施設廃止。	埼玉県
150	80	自主	改善等を口頭指導。H14.12.1施設稼働停止[廃棄物処理法に基づく措置]。改善等を文書指導中。現在施設停止継続中。	岩手県
130	80	自主	使用停止命令及び改善命令。[廃棄物処理法に基づく措置]。現在改善対策検討中。使用停止継続中。	大阪府
120	80	自主	自主的に使用中止。H14.12.1廃止。	青森県
100	80	自主	改善等を文書指導。施設は停止。改善対策後の自主測定で基準値以下(32ng-TEQ/m3N)だが、現在施設休止中。	香川県
90	80	自主	施設廃止後に自主測定結果報告。	大分県
81	80	行政	自主的に施設を休止。改善等を文書指導。現在対策中。施設休止継続中。	郡山市
施設規模：200kg/時未満				
240	80	自主	測定結果報告と同時に施設廃止届出提出(H14.9.21廃止)。	千葉県
180	80	自主	改善等を口頭指導。H14.5.15廃止届。	群馬県
170	80	自主	改善等を文書指導。H14.11.30施設廃止。	埼玉県
140	80	自主	改善命令。[廃棄物処理法に基づく措置]。改善対策後の自主測定で基準値以下(0.12ng-TEQ/m3N)。	山形県
130	80	自主	改善等を口頭指導。改善対策後の自主測定で基準値以下(17ng-TEQ/m3N)。H14.11.30施設廃止届。	千葉県
130	80	自主	測定結果報告と同時に施設廃止届。	埼玉県
120	80	自主	改善等を口頭指導。H14.11.12廃止届。	群馬県
110	80	自主	施設廃止後に測定結果報告。	福井県
90	80	自主	改善等を口頭指導。改善対策後の自主測定で基準値以下(0.65ng-TEQ/m3N)。その後施設廃止。	川崎市

施設種類： 廃棄物焼却炉（既設）				
平成14年12月1日以降に適用された基準				
測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	区分	措置の概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	都道府県
施設規模：2t/時未満				
140	10	行政	使用停止及び改善等を文書指導。改善対策後の自主測定で基準値以下(0.04ng-TEQ/m3N)。	三重県
130	10	行政	施設の使用停止及び改善命令。[廃棄物処理法に基づく措置]。現在対策実施中。	長野県
120	10	行政	改善命令。改善対策後の自主測定で基準値以下(5.5ng-TEQ/m3N)。	埼玉県
88	10	行政	改善命令。改善対策後の自主測定で基準値以下(2.7ng-TEQ/m3N)。	宮城県
68	10	行政	改善等を文書指導。改善対策後の自主測定で基準値以下(7.9ng-TEQ/m3N)。	東京都
65	10	行政	施設の使用停止及び改善命令。[廃棄物処理法に基づく措置]。改善対策後の自主測定で基準値以下(6.1ng-TEQ/m3N)。	宮崎県
55	10	自主	施設の使用停止及び改善命令[廃棄物処理法に基づく措置]。改善対策後の自主測定で基準値以下(8.8ng-TEQ/m3N)。	宮崎県
53	10	自主	使用停止を口頭指導。H15.3.24廃止届	福島県
45	10	自主	改善命令。[廃棄物処理法に基づく措置]。改善対策後の自主測定で基準値以下(3.2ng-TEQ/m3N)。	長野県
39	10	行政	改善等を文書指導。改善対策後の自主測定で基準値以下(0.55ng-TEQ/m3N)。行政検査も実施(結果報告待ち <sup>注3)</sup> 。	岐阜県
35	10	行政	改善等を口頭指導。改善対策後の自主測定実施(0.9ng-TEQ/m3N)。	横浜市
31	10	自主	自主測定結果報告書提出と同時に施設廃止。	金沢市
31	10	行政	改善等を口頭指導。その後、施設廃止。	鹿児島市
29	10	行政	改善命令および一時使用停止命令。改善対策後の自主測定で基準値以下(5.0ng-TEQ/m3N)。	高松市
28	10	行政	施設の一時停止及び改善命令。[廃棄物処理法に基づく措置]。現在指導継続中。施設の一時停止継続中。	福山市
27	10	行政	施設の使用停止及び改善命令。改善対策後の自主測定で基準値以下(7.9ng-TEQ/m3N)。	長野県
26	10	自主	施設を自主的に使用停止。改善等を口頭及び文書指導。改善対策後の自主測定で基準値以下(2.8ng-TEQ/m3N)。	北海道
24	10	自主	測定結果報告と同時に使用停止。H15.2.25廃止届受理。	東京都
22	10	行政	改善等を文書指導。改善対策後の自主測定で基準値以下(5ng-TEQ/m3N)。	島根県
21	10	行政	使用停止及び改善等を文書指導。改善対策後の自主測定で基準値以下(3.5ng-TEQ/m3N)。	長崎県
19	10	行政	改善命令。改善後、自主測定実施。結果報告待ち <sup>注3)</sup> 。施設停止継続中。	長野市
19	10	行政	改善命令および一時使用停止命令。[廃棄物処理法に基づく措置]。改善対策後の自主測定で基準値以下(0.86ng-TEQ/m3N)。	高松市
18	10	自主	施設の停止及び改善等を口頭指導。H15.6.4廃止届。	北九州市

17	10	行政	改善等を文書指導。改善対策後の自主測定で基準値以下(8ng-TEQ/m3N)。	島根県
16	10	行政	施設使用停止を口頭指導。H15.3.3廃止届。	滋賀県
16	10	自主	施設の使用停止及び改善を文書指導。H.15.6.17廃止。	広島県
15	10	行政	施設の停止及び改善等を文書指導。改善対策後の自主測定で基準値以下(7.2ng-TEQ/m3N)。	山梨県
14	10	行政	改善等を口頭指導。改善対策後の行政検査実施(0.14ng-TEQ/m3N)。	横浜市
13	10	行政	施設の停止及び改善等を文書指導。改善対策後の自主測定で基準値以下(4.9ng-TEQ/m3)。行政検査でも基準値以下(2.2ng-TEQ/m3N)。	鳥取県
13	10	行政	施設の使用停止及び改善命令。[廃棄物処理法に基づく措置]。改善対策後の自主測定で基準値以下(4.1ng-TEQ/m3N)。	宮崎県
13	10	行政	改善等を口頭指導。H15.3.3施設廃止。	宮崎県
13	10	行政	文書指導。現在改善対策継続中。	豊田市
12	10	行政	施設の使用停止及び改善命令。[廃棄物処理法に基づく措置]。改善対策実施中。施設停止継続中。改善対策後の自主測定で基準値以下(0.65ng-TEQ/m3N)。	宮崎県
12	10	自主	改善等を文書指導。改善対策後の自主測定で基準値以下(4.6ng-TEQ/m3N)。	富山市
12	10	行政	文書指導。H15.4.23廃止届。	豊田市
11	10	自主	施設の停止及び改善等を文書指導。改善対策後の自主測定で基準値以下(0ng-TEQ/m3N)。	山梨県
11	10	自主	施設停止等を文書指導。改善対策後の行政検査で基準値以下(8.3ng-TEQ/m3N)。	岐阜県
11	10	自主	施設使用停止及び改善等を口頭指導。H15.2.24施設廃止。	山口県
11	10	行政	改善等を文書指導。改善対策後の自主測定で基準値以下(6.9ng-TEQ/m3N)。	東京都

施設種類： 廃棄物焼却炉(既設)				
平成14年12月1日以降に適用された基準				
測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	区分	措置の概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	都道府県
施設規模：2t/時以上4t/時未満				
9.7	5	行政	改善等を口頭指導。改善対策後の自主測定実施(5ng-TEQ/m3N)。	横浜市



施設種類： 廃棄物焼却炉（新設）				
平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉（火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。）を含む。				
測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	基準値 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	区分	措置の概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	都道府県
施設規模：2t/時未満				
190	5	行政	施設停止及び改善等を文書指導。改善対策後の自主測定で基準値超過（12ng-TEQ/m <sup>3</sup> N）。改善対策検討中。施設停止継続中。	京都府
42	5	自主	測定結果報告と同時に施設廃止届出提出（H14.10.22廃止）。	千葉県
38	5	行政	改善及び一時停止命令。H.15.1.24廃止届。	新潟県
36	5	行政	改善等を口頭指導。改善対策後の自主測定で再度基準超過。改善命令。改善対策後、行政測定実施（結果報告待ち <sup>注3)</sup> ）。施設休止継続中。	兵庫県
28	5	行政	施設の停止及び改善命令。改善対策後の自主測定で基準値以下（1.9ng-TEQ/m <sup>3</sup> N）。	滋賀県
26	5	自主	改善等を口頭指導。改善対策後自主測定で基準値以下（1.2ng-TEQ/m <sup>3</sup> N）。	千葉県
25	5	行政	施設の使用停止及び改善命令。[廃棄物処理法に基づく措置]。改善対策後の自主測定で基準値以下（0.014ng-TEQ/m <sup>3</sup> N）。行政検査実施でも基準値以下（0.026ng-TEQ/m <sup>3</sup> N）。	広島県
24	5	行政	特定施設の使用の一時停止及び改善命令。改善対策後の自主測定で基準値以下（0.038、0.078ng-TEQ/m <sup>3</sup> N）。改善対策後の行政検査でも基準値以下（0.014ng-TEQ/m <sup>3</sup> N）。	鹿児島市
22	5	自主	改善等を文書指導。改善対策後行政測定実施。改善対策後の自主測定で基準値以下（0.69ng-TEQ/m <sup>3</sup> N）。	東京都
22	5	自主	改善等を文書指導。改善対策後の測定で基準値以下（1.6ng-TEQ/m <sup>3</sup> N）。	愛知県
21	5	行政	改善命令。H14.12.1焼却施設廃止。	千葉県
19	5	自主	改善等を文書指導。改善対策後の自主測定で基準値以下（4ng-TEQ/m <sup>3</sup> N）。	香川県
19	5	自主	改善等を口頭指導。H14.11.30廃止。	青森県
19	5	自主	改善等を口頭指導。改善対策後の自主測定で基準値以下（0.19ng-TEQ/m <sup>3</sup> N）。	宮城県
16	5	自主	改善等を口頭指導。改善対策後の自主測定で基準値以下（2.0ng-TEQ/m <sup>3</sup> N）。	新潟県
15	5	行政	改善等を口頭指導。改善対策後の自主測定で基準値以下（3.9ng-TEQ/m <sup>3</sup> N）。	山形県
14	5	行政	使用停止及び改善等を文書指導。改善対策後の自主測定で基準値以下（4.6ng-TEQ/m <sup>3</sup> N）。	三重県
14	5	自主	使用停止等を文書指導。改善対策後の行政検査で基準値以下（2.2ng-TEQ/m <sup>3</sup> N）。	大阪府
14	5	自主	施設停止後、自主測定結果を報告。施設の使用停止及び改善を文書指導。改善対策後の行政検査で再度基準超過（11ng-TEQ/m <sup>3</sup> N）。施設の使用停止及び改善命令。使用停止継続中。	広島県
14	5	自主	改善等を文書指導。施設停止継続中。改善対策実施中。	香川県

13	5	行政	使用停止及び改善命令。〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善対策後の自主測定で基準値以下(0.4ng-TEQ/m3N)。	長野県
13	5	行政	施設停止、改善等を文書指導。改善対策後の自主測定で基準値以下(2.0ng-TEQ/m3)。現在は使用停止継続中。	京都府
12	5	行政	改善等を文書指導。現在対策実施中。	群馬県
11	5	自主	改善等を口頭指導。改善対策後の自主測定で基準値以下(0.000026ng-TEQ/m3N)。	青森県
11	5	自主	改善等を口頭指導。改善対策中。	宮城県
11	5	自主	施設停止等を口頭指導、文書指導。改善対策後の自主測定で基準値以下(1.4ng-TEQ/m3N)。	長野市
10	5	行政	改善等を文書指導。改善対策中。現在休止継続中。	東京都
10	5	自主	施設使用停止および改善等を文書指導。現在施設停止継続中。	福井県
9.3	5	行政	改善等を文書指導。改善対策後の自主測定で基準値以下(1.6ng-TEQ/m3)。	兵庫県
9	5	行政	改善等を文書指導。改善対策中。現在休止継続中。	東京都
8.2	5	行政	施設停止および改善等を口頭指導。改善対策後の自主測定で基準値以下(1.7ng-TEQ/m3N)。	福井県
7.8	5	自主	改善等を口頭指導。改善対策後の自主測定実施。結果報告待ち <sup>注3)</sup> 。現在休止継続中。	鹿児島県
7.5	5	自主	自主的に施設を停止。改善等を口頭指導。改善対策後の自主測定でも、基準超過で現在休止継続中。	横須賀市
7	5	自主	改善等を口頭指導。改善後の自主測定で基準値以下(0.64ng-TEQ/m3N)。	千葉県
6.6	5	自主	改善等を口頭指導。改善対策後の自主測定で基準値以下(0.57ng-TEQ/m3N)。	新潟県
6.6	5	自主	改善等を口頭指導。改善対策後の自主測定で基準値以下(1.5ng-TEQ/m3)。	兵庫県
6.4	5	自主	改善等を文書指導。改善対策後の自主測定で基準値以下(0.52ng-TEQ/m3)。	新潟県
6.2	5	自主	改善等を口頭指導。現在対策実施中。	群馬県
6.1	5	行政	改善等を文書指導。改善対策後の自主測定で基準値以下(0.30ng-TEQ/m3N)。	豊田市
6	5	自主	改善等を口頭指導。H14.10.17廃止届。	群馬県
6	5	自主	施設の使用停止と改善等を口頭指導。改善対策後の自主測定で基準値以下(0.19ng-TEQ/m3N)。	富山県
5.8	5	行政	改善等を口頭指導。改善対策後の自主測定で基準値以下(1.6ng-TEQ/m3N)。	山形県
5.5	5	自主	改善等を口頭指導。改善対策実施中。	青森県
5.4	5	自主	改善等を口頭指導。改善対策後の自主測定で基準値以下(1.9ng-TEQ/m3)。	茨城県
5.4	5	自主	改善等を文書指導。改善対策後の行政検査で基準値超過(10ng-TEQ/m3N)。文書指導。改善対策後の自主測定実施(結果報告待ち <sup>注3)</sup> )。現在施設停止継続中。	岐阜県
5.4	5	自主	施設停止及び改善等を文書指導。改善対策後の自主測定で基準値以下(4.2ng-TEQ/m3N)。行政検査でも基準値以下(0.10ng-TEQ/m3N)。	岡山市

施設種類： 廃棄物焼却施設（新設） 平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉（火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。）を含む。				
測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	基準値 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	区分	措置の概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	都道府県
施設規模： 4 t / 時以上				
1.3	0.1	行政	改善等を文書指導。改善対策後の自主測定で基準値以下(0.0016ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)。	富山市
0.15	0.1	行政	改善等を口頭指導。改善対策後の自主測定で基準値以下(0.053ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)。	宮崎県

注1) 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による自主測定において排出基準超過が判明若しくは措置が応じられた事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても1件と見なし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した(必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない)。区分欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「自主」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 平成14年度中及び平成15年4月1日から平成15年7月31日までの間に講じられた措置及び対応状況を記載した。[廃掃法に基づく措置]とは、法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)の規制を受ける廃棄物焼却炉であって、主として廃掃法を根拠とする措置が執られたことを示す。

注3) 平成15年7月31日までに試料採取したが、分析結果は判明していない。

表 - 8 水質基準適用事業場における排出基準超過事例の概要及び措置状況<sup>注1)</sup>

施設種類: アルミニウム合金製造施設に係る廃ガス洗浄施設				
測定結果 (pg-TEQ/L)	基準値 (pg-TEQ/L)	区分	措置の概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	都道府県
14	10	行政	改善命令。改善対策実施中。	愛知県
96	10	行政	改善命令。改善対策実施中。	愛知県

施設種類: 廃棄物焼却炉にかかる排ガス洗浄施設又は湿式集塵施設(既設) 平成15年1月14日まで適用する暫定基準値				
測定結果 (pg-TEQ/L)	基準値 (pg-TEQ/L)	区分	措置の概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	都道府県
550	50	行政	改善文書指導。H15.7.28廃止届。	埼玉県
500	50	行政	改善命令。H15.4.25廃止届。	千葉県
480	50	行政	排水停止を口頭指導。再度採水でも基準超過(480pg-TEQ/L)。改善及び一時停止命令。[廃掃法、ダイオキシン法に基づく措置]。H14.7.11廃止届。	川崎市
350	50	行政	改善等を文書指導。改善対策後の自主測定で基準値以下(0.60pg-TEQ/L)。	新潟市
190	50	行政	改善命令。[廃掃法に基づく措置]。改善後の自主測定で基準値以下(0.20pg-TEQ/L)。	新潟県
120	50	自主	文書指導。自主的に施設の使用を停止。H14.11.27廃止届。	埼玉県

施設種類: 廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設 平成15年1月15日以降適用される基準値				
測定結果 (pg-TEQ/L)	基準値 (pg-TEQ/L)	区分	措置の概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	都道府県
49	10	自主	口頭指導。H15.3.31施設の使用廃止。	金沢市
25	10	行政	改善命令。改善対策実施中。	愛知県

注1) 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による自主測定において排出基準超過が判明若しくは措置が応じられた事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても1件と見なし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した(必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない)。区分欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「自主」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 平成14年度中及び平成15年4月1日から平成15年7月31日までの間に講じられた措置及び対応状況を記載した。[廃掃法に基づく措置]とは、法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)の規制を受ける廃棄物焼却炉であって、主として廃掃法を根拠とする措置が執られたことを示す。

表 - 9 排出基準超過施設・事業場における対応状況  
 (大気関係・水質関係 - 全国)<sup>注1)</sup>

平成15年7月31日現在

		大気関係	水質関係
基準超過件数		107	10
措置後の対応状況	基準達成	63	2
	対策実施中	21	3
	廃止	23	5
	未対応	0	0

注1) 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間の状況を取りまとめた表 - 3に、それ以降の状況(平成15年7月31日まで)を反映させた。

表 - 10 自主測定結果未報告施設・事業場への措置状況  
 (大気関係・水質関係 - 全国)

(平成15年4月1日～平成15年7月31日)

	大気関係	水質関係
口頭指導件数	1,012	11
文書指導件数	426	13
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	4	0
その他	7	1

注) 表 - 1 (大気基準適用施設) 及び表 - 3 (水質基準適用事業場) の自主測定結果未報告施設・事業場に対し、平成15年4月1日から平成15年7月31日までの間に都道府県・政令市が講じた措置の状況について、参考にまとめた。

表 - 1 1 自主測定結果未報告施設・事業場への措置状況  
(都道府県・政令市別)

	大気基準適用施設				水質基準適用事業場			
	口頭指導	文書指導	法34条第1項の 立入検査に伴う 測定を実施	その他	口頭指導	文書指導	法34条第1項の 立入検査に伴う 測定を実施	その他
北海道	7	7						
青森県	7	10						
岩手県	12	6		5				
宮城県								
秋田県	2							
山形県	6							
福島県	4	1			2			
茨城県	74							
栃木県	8							
群馬県	102	67			2	2		
埼玉県	113	1						
千葉県			1					
東京都								
神奈川県								
新潟県								
富山県	10							
石川県	14							
福井県	27							
山梨県	6	1						
長野県	3							
岐阜県	17	1						
静岡県								
愛知県	1							
三重県								
滋賀県								
京都府								
大阪府								
兵庫県	15		2					1
奈良県								
和歌山県	25							
鳥取県	9	1						
島根県	11							
岡山県	4							
広島県	7							
山口県	10	2						
徳島県	8	91				7		
香川県	12							
愛媛県	36							
高知県	43							
福岡県	212	212						
佐賀県								
長崎県	11	12	1					
熊本県								
大分県								
宮崎県								
鹿児島県	78							
沖縄県								
札幌市								
仙台市	1					4		
千葉市	2			1				
横浜市								
川崎市								
名古屋市	2	11						
京都市	2							
大阪市	8	1						
神戸市	1							
広島市	10							
北九州市								
福岡市								
旭川市	1							
秋田市								
郡山市	1							
いわき市	3							
宇都宮市	2							
横須賀市								
新潟市	1							
富山市	3					1		
金沢市	3							
長野市								
岐阜市	11							
静岡市						1		
浜松市								
豊橋市								
豊田市	1			1				
堺市	1							
姫路市								
奈良市								
和歌山市	20							
岡山市	20							
倉敷市	4					4		
福山市	8	2						
高松市								
松山市	11					1		
高知市								
長崎市								
熊本市								
大分市								
宮崎市	2							
鹿児島市								
合計	1012	426	4	7	11	13	0	1

表 - 5 及び表 - 7 の自主測定結果未報告施設・事業場に対し、平成15年4月1日から7月31日までの間に執られた措置の状況を計上した。

表 - 12 自主測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等（全国）

（平成15年4月1日～平成15年7月31日）

大気基準適用施設		平成15年3月31日 現在の未報告施設数 <small>注1)注2)</small>		左記に計上した施設の平成15年7月31日までの状況 <small>注3)注4)注5)</small>			
		休 止	未測定	報 告	休 止	廃止等	未測定
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉		3	1	0	4	0	0
製鋼用電気炉		13	12	4	12	0	9
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉)		2	3	3	2	0	0
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		46	65	15	44	0	52
廃棄物焼却炉	4 t/h以上	64	88	54	60	3	35
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	61	177	58	61	11	108
	2 t/h未満 <small>注6)</small>	950	3,202	512	1,116	713	1,811
	小計	1,075	3,467	624	1,237	727	1,954
合計		1,139	3,548	646	1,299	727	2,015

注1) 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注2) 「未報告施設数」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く稼働実績がない「いわゆる休止」状態の施設であって、使用開始していない施設を含む。また、「未測定」とは、自主測定は行っているが報告のないものを含む。

注3) 「報告」とは、注1)の期間における測定について、平成15年4月1日から平成15年7月31日までの間になされた報告。

注4) 「休止」とは、平成14年度から引き続き休止状態にある施設及び平成15年4月1日から平成15年7月31日までの間に休止状態に入り、その状態が継続している施設を計上。

注5) 「廃止等」には、平成15年4月1日から平成15年7月31日までの間に廃止届出がなされたもの、及び構造等変更がなされたもののうち規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設を計上。

注6) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m<sup>2</sup>以上のもの。



表 - 13 自主測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等（全国）<sup>注1）注3）</sup>  
（平成15年4月1日～平成15年7月31日）

水質基準対象施設	平成15年3月31日現在の未報告事業場数 <sup>注2）注4）</sup>		左記に計上した事業場の平成15年7月31日までの状況 <sup>注5）注6）</sup>			
	休止	未測定	報告	休止	廃止	未測定
硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	1	2	1	1	0	1
カーボト法アセロンの製造の用に供するアセロンの洗浄施設	1	0	0	1	0	0
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	-	-	-	-
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	-	-	-	-
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	0	0	-	-	-	-
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	0	0	-	-	-	-
硝酸ベンゼン又はジ硝酸ベンゼンの製造の用に供する水洗施設等	0	0	-	-	-	-
ジオキシンパライットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設等	0	0	-	-	-	-
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉等	1	0	0	1	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設等	0	0	-	-	-	-
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの	29	50	9	26	20	24
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設等	2	0	0	2	0	0
下水道終末処理施設	2	6	5	1	0	2
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	1	2	0	1	0	2
合計	37	60	15	33	20	29

注1）特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注2）平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注3）1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上。

注4）「未報告施設数」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く稼働実績がない「いわゆる休止」状態の施設であって、使用開始していない施設を含む。また、「未測定」とは、自主測定は行っているが報告のないものを含む。

注5）「報告」とは、注2）の期間における測定について、平成15年4月1日から平成15年7月31日までの間になされた報告。

注6）「休止」とは、平成14年度から引き続き休止状態にある施設及び平成15年4月1日から平成15年7月31日までの間に休止状態に入り、その状態が継続している施設を計上。

表 - 14 ( 1 ) 自主測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等  
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉						製鋼用電気炉						亜鉛回収施設					
	平成15年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成15年7月31日までの状況				平成15年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成15年7月31日までの状況				平成15年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成15年7月31日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道							1	1	1	1								
青森県																		
岩手県																		
宮城県																		
秋田県																		
山形県																		
福島県																		
茨城県							1						1					
栃木県							1			1								
群馬県																		
埼玉県																		
千葉県								1	1									
東京都								1	1									
神奈川県																		
新潟県								3					3					
富山県																		
石川県																		
福井県																		
山梨県																		
長野県																		
岐阜県																		
静岡県																		
愛知県							4			4								
三重県																		
滋賀県																		
京都府																		
大阪府																		
兵庫県																		
奈良県																		
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県																		
岡山県																		
広島県																		
山口県							3			3								
徳島県																		
香川県																		
愛媛県														2	2			
高知県																		
福岡県																		
佐賀県																		
長崎県																		
熊本県																		
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県																		
札幌市																		
仙台市							1			1								
千葉市																		
横浜市																		
川崎市								3					3					
名古屋市								1	1									
京都市																		
大阪市		1																
神戸市																		
広島市																		
北九州市		1																
福岡市																		
旭川市																		
秋田市																		
郡山市																		
いわき市																		
宇都宮市																		
横須賀市																		
新潟市																		
富山市							1			1								
金沢市																		
長野市																		
岐阜市																		
静岡市																		
浜松市																		
豊橋市																		
豊田市																		
堺市								2					2					
姫路市																		
奈良市																		
和歌山市							1			1								
岡山市																		
倉敷市																		
福山市		2																
高松市																		
松山市																		
高知市																		
長崎市																		
熊本市																		
大分市																		
宮崎市																		
鹿児島市																		
合 計	3	1	0	4	0	0	13	12	4	12	0	9	0	2	2	0	0	0

表 - 14 ( 2 ) 自主測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等  
( 施設種類別 - 都道府県・政令市別 )

	亜鉛回収施設																	
	焼結炉						溶鉱炉						溶解炉					
	平成15年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成15年7月31日までの状況				平成15年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成15年7月31日までの状況				平成15年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成15年7月31日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道																		
青森県																		
岩手県																		
宮城県																		
秋田県																		
山形県																		
福島県																		
茨城県																		
栃木県																		
群馬県																		
埼玉県																		
千葉県																		
東京都																		
神奈川県																		
新潟県																		
富山県																		
石川県																		
福井県																		
山梨県																		
長野県																		
岐阜県																		
静岡県																		
愛知県																		
三重県																		
滋賀県																		
京都府																		
大阪府																		
兵庫県																		
奈良県																		
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県																		
岡山県																		
広島県																		
山口県																		
徳島県																		
香川県																		
愛媛県																		
高知県																		
福岡県																		
佐賀県																		
長崎県																		
熊本県																		
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県																		
札幌市																		
仙台市																		
千葉市																		
横浜市																		
川崎市																		
名古屋市																		
京都市																		
大阪市																		
神戸市																		
広島市																		
北九州市																		
福岡市																		
旭川市																		
秋田市																		
郡山市																		
いわき市																		
宇都宮市																		
横須賀市																		
新潟市																		
富山市																		
金沢市																		
長野市																		
岐阜市																		
静岡市																		
浜松市																		
豊橋市																		
豊田市																		
堺市																		
姫路市																		
奈良市																		
和歌山市																		
岡山市																		
倉敷市							1				1							
福山市																		
高松市																		
松山市																		
高知市																		
長崎市																		
熊本市																		
大分市																		
宮崎市																		
鹿児島市																		
合 計	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

表 - 14 ( 3 ) 自主測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等  
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	垂鉛回収施設												アルミニウム合金製造施設							
	乾燥炉						小 計						焙焼炉							
	平成15年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成15年7月31日までの状況				平成15年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成15年7月31日までの状況				平成15年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成15年7月31日までの状況					
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定		
北海道																				
青森県																				
岩手県																				
宮城県																				
秋田県																				
山形県																				
福島県																				
茨城県																				
栃木県																				
群馬県																				
埼玉県																				
千葉県																				
東京都																				
神奈川県																				
新潟県																				
富山県																				
石川県																				
福井県																				
山梨県																				
長野県																				
岐阜県																				
静岡県														3				3		
愛知県														1			1			
三重県																				
滋賀県																				
京都府																				
大阪府																				
兵庫県																				
奈良県																				
和歌山県																				
鳥取県																				
島根県																				
岡山県																				
広島県																				
山口県																				
徳島県																				
香川県																				
愛媛県		1		1				3		3										
高知県																				
福岡県																				
佐賀県																				
長崎県																				
熊本県																				
大分県																				
宮崎県																				
鹿児島県																				
沖縄県																				
札幌市																				
仙台市																				
千葉市																				
横浜市																				
川崎市																				
名古屋市																				
京都市																				
大阪市																				
神戸市																				
広島市																				
北九州市																				
福岡市																				
旭川市																				
秋田市																				
郡山市																				
いわき市																				
宇都宮市																				
横須賀市																				
新潟市																				
富山市																				
金沢市																				
長野市																				
岐阜市																				
静岡市																				
浜松市																				
豊橋市																				
豊田市																				
堺市																				
姫路市																				
奈良市																				
和歌山市																				
岡山市																				
倉敷市		1				1				2			2							
福山市																				
高松市																				
松山市																				
高知市																				
長崎市																				
熊本市																				
大分市																				
宮崎市																				
鹿児島市																				
合 計	1	1	1	1	0	0	2	3	3	2	0	0	1	3	0	1	0	3		

表 - 14 (4) 自主測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等  
(施設種別 - 都道府県・政令市別)

	アルミニウム合金製造施設																	
	溶解炉						乾燥炉						小計					
	平成15年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成15年7月31日までの状況				平成15年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成15年7月31日までの状況				平成15年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成15年7月31日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道																		
青森県																		
岩手県																		
宮城県	1			1										1		1		
秋田県																		
山形県	1			1										1		1		
福島県	7			7										7		7		
茨城県		1				1								1			1	
栃木県	5	7	8	3		1	1			1			6	7	8	4	1	1
群馬県		3				3								3				3
埼玉県	1	1	1	1									1	1	1	1		
千葉県							1			1			1		1			
東京都																		
神奈川県																		
新潟県																		
富山県	1	2	1	1		1							1	2	1	1		1
石川県																		
福井県		1	1											1	1			
山梨県																		
長野県																		
岐阜県	1			1									1			1		
静岡県	6	28	6			28		1				1	6	32	6		32	
愛知県	8		8				2	1	1	2			11	1	1	11		
三重県		2				2		1				1		3				3
滋賀県																		
京都府		1				1								1				1
大阪府	3	1		3		1		1				1	3	2		3		2
兵庫県																		
奈良県																		
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県																		
岡山県																		
広島県																		
山口県	2			2									2		2			
徳島県																		
香川県																		
愛媛県																		
高知県																		
福岡県	2			2									2		2			
佐賀県																		
長崎県																		
熊本県																		
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県		1	1											1	1			
沖縄県																		
札幌市																		
仙台市																		
千葉市																		
横浜市																		
川崎市		4				4								4				4
名古屋市	1	3		1		3						1	3		1		3	
京都市	1			1								1			1			
大阪市		2	2										2	2				
神戸市																		
広島市																		
北九州市																		
福岡市																		
旭川市																		
秋田市																		
郡山市																		
いわき市																		
宇都宮市																		
横須賀市																		
新潟市																		
富山市																		
金沢市																		
長野市																		
岐阜市																		
静岡市																		
浜松市																		
豊橋市																		
豊田市	1			1									1		1			
堺市		1				1							1	1				1
姫路市																		
奈良市																		
和歌山市																		
岡山市																		
倉敷市																		
福山市																		
高松市																		
松山市																		
高知市																		
長崎市																		
熊本市																		
大分市																		
宮崎市																		
鹿児島市																		
合計	41	58	14	39	0	46	4	4	1	4	0	3	46	65	15	44	0	52

表 - 14 (5) 自主測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等  
(施設種別 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉																	
	4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満									
	平成15年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成15年7月31日までの状況		平成15年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成15年7月31日までの状況		平成15年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成15年7月31日までの状況		平成15年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成15年7月31日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	2	1		1		2	5	1		2	4	3	21	13	10		1	
青森県	1					1	1	2		2	1	9	4			2	11	
岩手県												5	1		3		1	
宮城県		2				2		4			4	1	29		1		29	
秋田県						1			1			1	5		5			
山形県						2	2					7			6			
福島県						1	3	3	1			10	11	8	11	1	1	
茨城県	2	6				8	6	8	1	5		12	40	1	11	19	21	
栃木県	3	2		1		4	4	6	2	4		4	7	12	6	7	6	
群馬県		5	5				7	5			2	5	25	8	5	2	15	
埼玉県	4			2	2		3	4	3	4		10	10	3	12	5		
千葉県	2	3	3	2			2	7	2		7	6	21	6			15	
東京都	11	31	28	11		3	4	11	9	4		2	10	20	14	10	6	
神奈川県		1				1	1	3		1		3	2	18		2	18	
新潟県		5				5		20				20	4	38		4	38	
富山県												1	1		2			
石川県							7	7				4	4	4				
福井県	1			1			1		1			1	4	1	1	1	2	
山梨県							1	1	1			5	1		6			
長野県							2	1	1			7	8	2	13			
岐阜県							2	4	2	4		5	23	5	5	18		
静岡県		3				3	1	6	1		6	11	49		11		49	
愛知県	3			3			2		2			16	1		16			
三重県		3				3	2	3	2		3	15					15	
滋賀県												2	12		2		12	
京都府							2				2	4	15		4		15	
大阪府	1			1		6	2		6		2	8	10		8		10	
兵庫県	6			6		2	7	5	2		2	7	36	8	15	15	5	
奈良県						4	5		4			3	10		3	1	9	
和歌山県												1	3	1	2	1		
鳥取県																		
島根県		3	3				1			1		1	15	9	3	4		
岡山県		1	1									2	10	3	6	1	2	
広島県							3		3			3	15	3	11	4		
山口県							1	1				10	7	2	9	6		
徳島県	2			2		3	3	5	1			4	13	3	7	5	2	
香川県	6			6								8	4	2	8		2	
愛媛県	1			1								3	4	4	3			
高知県						4	2	2	2			9	15	3	10	3	8	
福岡県	1			1		7	4	1		2		34	16	2	6	10		
佐賀県	1			1		1		1				15	1	6	10			
長崎県	3			3		2			2			15		15				
熊本県												3	6		3		6	
大分県							5				5	1			2		1	
宮崎県												1	5	4				
鹿児島県							11	2			9	10	2				8	
沖縄県							6				6	3	13		3	1	12	
札幌市																		
仙台市												5		2	3			
千葉市												2			2			
横浜市						1	2		1		2	5	4		5		4	
川崎市							6				6	3	1		3		1	
名古屋市	1	4	4	1								1	1	1		1		
京都市		4		4								4	8	1	7	4		
大阪市	5			5			2	1	1			4	3	1	4		2	
神戸市												3			3			
広島市						1			1			1	5	4	1		1	
北九州市	1	1		2									2		2			
福岡市	4			3	1							1			1			
旭川市																		
秋田市												2			2			
郡山市							1		1									
いわき市	1	3	4				1		1			1	2	2	1			
宇都宮市						2	3	3		2		1					1	
横須賀市						1		1										
新潟市		3	3									1	1		1			
富山市																		
金沢市												2			2			
長野市																		
岐阜市	1			1								1	1		2			
静岡市		1		1								2	1		3			
浜松市												3	1	1	3			
豊橋市																		
豊田市						1			1			1	1	1	1			
堺市												1					1	
姫路市						2	1		1	1	1	1			1			
奈良市																		
和歌山市												4	5	2	4	1	2	
岡山市		2	2			1			1			7	2	2	1		4	
倉敷市							1		1			6	2	1	7			
福山市	1			1								4	1		5			
高松市												3			3			
松山市												1	5		1	4	1	
高知市												1	1		1		1	
長崎市		1	1															
熊本市																		
大分市		3			3							3	5		3	1	4	
宮崎市																		
鹿児島市																		
合計	64	88	54	60	3	35	61	177	58	61	11	108	296	667	160	344	108	351

表 - 14 (6) 自主測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等  
(施設種別 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉																	
	100kg/h以上～200kg/h未満					50kg/h以上～100kg/h未満					50kg/h未満(0.5m <sup>2</sup> 以上)							
	平成15年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成15年7月31日までの状況			平成15年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成15年7月31日までの状況			平成15年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成15年7月31日までの状況					
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	2	11	5	7	1		2	2	2	2		2	1		1		2	
青森県	5	5			3	7	7				7	4					4	
岩手県		12	5	6		1		2	2		1			1				
宮城県	2	28		2		28	10				10	10					10	
秋田県		5	1	4			1		1									
山形県	4	6	7	1		2	2				2	1			1			
福島県	2	7	1	5	2	1	5	2	2	3		4		3				
茨城県	27	101	12	26	44	46	8	38	2	6	21	17	3	7	1	3	5	1
栃木県	9	46	16	17	2	20	3	16	1	2	3	13	4	1	1		3	
群馬県	1	29	9	2	1	18	1	15	3	1	2	10		11		2	9	
埼玉県	9	70	1	27	39	12	6	32	6	4	11	17	2	25	1	9	12	5
千葉県	9	102	7	8	5	91	5	23	5	2	21	8		8			8	
東京都	6	30	2	6	5	23	5	35	2	5	8	25	4	19	3	9	11	
神奈川県	8	27		8		27	2	30	2	2		30	2	10	2		10	
新潟県	3	26		3		26		24				24		14			14	
富山県		16	13		3			14	9	2	3	4				3		
石川県	4	20	5	16	3		2	7	1	4	2	2						
福井県	12	20	4	8	9	11	4	5	2	2	4	1	5	1	3		1	
山梨県	13	14	2	22	3		4											
長野県	1	8	1	7	1		2	1	1									
岐阜県	19	92	12	18	77	4	6	45	12	9	29	1	6	33	1	6	32	
静岡県	15	84		15		84	4	30		4		30	4	9		4	9	
愛知県	23	4	2	25			6	2	2	6		3	1		3			
三重県	4	39	4	4		39	2	12	2	2		12	2	6		2	6	
滋賀県	2	29		2		29	3	13	3			13	1	8		1	8	
京都府	1	6		1		6	1	10		1		10		1			1	
大阪府	7	20		7		20	1	9		1		9	2	3		2	3	
兵庫県	21	76	10	23	34	30	8	30	4	9	10	15	6	15	3	6	8	4
奈良県	16	36		16		36	6	7		6		7	1	1		1	1	
和歌山県	10	11	4	13	3	1	21	10	2	21	7	11	1		12			
鳥取県	1	17	17	1			2	2	2			2	2		2			
島根県	2	14	4	4	5	3	2	1	1			6		1	1	2	2	
岡山県	3	4	2	3		2		3	1	2		1				1		
広島県		22	10	7	4	1		5	3	1	1	2		1				
山口県	8	7		6	7	2	2	6	2	6		3	1	3		3		
徳島県	7	45	5	12	13	22	5	16	3	6	11	1	5	10		4	9	2
香川県	4	11	4	5	2	4	2	8	2	3	1	4	2	2		2		
愛媛県	7	21	2	7		19	1	20	4	1		16	3	3	2	3	1	
高知県	3	34	10	4	11	12	1	24	3	1	16	5		16	2	5	9	
福岡県	1	103	10	8	27	59		67	1		7	59		29		8	21	
佐賀県	6	8	3	0	2	3	1	1		1		1	2	1		1	1	
長崎県	3	5	2	3		3	2			1		1		1				
熊本県	6	17		6		17	3	8	3			8	2	8		2	8	
大分県	1	12		1		12	3	3				3		3			3	
宮崎県	1	6	6	1		1		1				1						
鹿児島県	1	41	8	1		33	3	11		3		11						
沖縄県	2	3		2		3	1	1	1	1			3				3	
札幌市							1	1	1	1								
仙台市		3	1	1		1												
千葉市		5	1	2		2	1	1		2				1		1		
横浜市	12	5		12		5	22	8		22		8	6	4		6	4	
川崎市		1				1	3	5		3		5						
名古屋市	3	13	5	2	2	7	1	7	1	1	1	5	5	1	1		3	
京都市	11	8	1	15	2	1	23	6		25	3	1						
大阪市		3	1		1	1	4	3	2									
神戸市	5	1	1	5		3	1	1	1	2		1				1		
広島市		5	4	1		1				1			3	2	1			
北九州市	2				2							1		1				
福岡市	1			1														
旭川市	1	1	1	1														
秋田市																		
郡山市		2		2		2			2									
いわき市	1	10		1	7		3	2		2								
宇都宮市	1					1												
横須賀市																		
新潟市	1	5	4	2			3	2				1	1	1		1		
富山市												2				2		
金沢市							1	1	1									
長野市	1	1		2			1	1	1	1								
岐阜市	1	2		2	1		3	3		1	2		2			1	1	
静岡市		17			3	14	2	8		3		7	1	3	2		2	
浜松市	1	12	6	1		6		5				5		2			2	
豊橋市																		
豊田市							1			1								
堺市		2	1	1		6		5			1	1			1			
姫路市	2	3		2	2	1	1	1		1	1		1		1			
奈良市	3	1	1	3		3	2		4	1		1	2		2		1	
和歌山市	4	13	1	4		12	6	5	6	1	4	7	2		7		2	
岡山市	1	11	4	1		7	1		1									
倉敷市	1	1	1	1				1		1								
福山市	5	12	4	7		6	2	3	1	1	2	1	2				2	
高松市	1																	
松山市		7	2	1	2	2												
高知市		5			5		1				1							
長崎市	1	2	1	2		3			3			1			1			
熊本市	1	10		1		10	2			2		1					1	
大分市	1	4		1	2	2	3	6	1	6	2	11			7		4	
宮崎市								1	1									
鹿児島市																		
合計	352	1515	242	450	331	844	209	693	85	213	169	435	93	327	25	109	105	181

表 - 14 (7) 自主測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等  
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉						合計					
	小 計											
	平成15年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成15年7月31日までの状況				平成15年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成15年7月31日までの状況			
休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	
北海道	16	37	20	23	2	8	17	38	21	24	2	8
青森県	27	11			7	31	27	11			7	31
岩手県	1	19	6	12		2	1	19	6	12		2
宮城県	3	83			3	83	4	83			4	83
秋田県	1	12	2	11			1	12	2	11		
山形県	12	10	10	8		4	13	10	10	9		4
福島県	13	30	13	22	6	2	20	30	13	29	6	2
茨城県	58	200	17	51	89	101	59	201	17	51	89	103
栃木県	26	86	25	32	5	50	33	93	33	37	5	51
群馬県	7	92	30	8	7	54	7	95	30	8	7	57
埼玉県	34	141	14	58	69	34	35	142	15	59	69	34
千葉県	24	164	16	23	7	142	25	165	17	24	7	142
東京都	40	146	55	39	22	70	40	147	56	39	22	70
神奈川県	15	89		15		89	15	89		15		89
新潟県	7	127		7		127	7	130		7		130
富山県	1	35	23	2	8	3	2	37	24	3	8	4
石川県	6	38	17	20	5	2	6	38	17	20	5	2
福井県	18	35	8	16	14	15	18	36	9	16	14	15
山梨県	22	16	3	32	3		22	16	3	32	3	
長野県	8	20	5	22	1		8	20	5	22	1	
岐阜県	38	197	30	40	160	5	39	197	30	41	160	5
静岡県	35	181		35		181	41	213		41		213
愛知県	53	8	6	55			68	9	7	70		
三重県	10	78		10		78	10	81		10		81
滋賀県	8	62		8		62	8	62		8		62
京都府	6	34		6		34	6	35		6		35
大阪府	25	44		25		44	28	46		28		46
兵庫県	50	164	30	61	67	56	50	164	30	61	67	56
奈良県	30	59		30	1	58	30	59		30	1	58
和歌山県	43	25	7	48	11	2	43	25	7	48	11	2
鳥取県	1	21	21	1			1	21	21	1		
島根県	3	41	18	9	12	5	3	41	18	9	12	5
岡山県	5	19	7	11	2	4	5	19	7	11	2	4
広島県	3	47	17	23	9	1	3	47	17	23	9	1
山口県	23	22	4	20	19	2	28	22	4	25	19	2
徳島県	26	87	16	32	38	27	26	87	16	32	38	27
香川県	22	23	8	24	3	10	22	23	8	24	3	10
愛媛県	15	48	12	15		36	15	51	15	15		36
高知県	13	93	18	19	35	34	13	93	18	19	35	34
福岡県	2	240	31	12	48	151	4	240	31	14	48	151
佐賀県	26	11	10	20	3	4	26	11	10	20	3	4
長崎県	25	6	3	24	1	3	25	6	3	24	1	3
熊本県	14	39		14		39	14	39		14		39
大分県	1	24		1		24	1	24		1		24
宮崎県	2	12	10	3		1	2	12	10	3		1
鹿児島県	4	73	12	4		61	4	74	13	4		61
沖縄県	6	26		6	2	24	6	26		6	2	24
札幌市	1	1	1	1			1	1	1	1		
仙台市		8	3	4		1	1	8	3	5		1
千葉市	3	7	1	7		2	3	7	1	7		2
横浜市	46	23		46		23	46	23		46		23
川崎市	6	13		6		13	6	20		6		20
名古屋市	6	30	12	5	4	15	7	34	13	6	4	18
京都市	38	26	2	51	9	2	39	26	2	52	9	2
大阪市	10	12	6	11	2	3	10	15	8	12	2	3
神戸市	12	2	2	10	2		12	2	2	10	2	
広島市	3	13	10	5		1	3	13	10	5		1
北九州市	3	4	1	4	2		4	4	1	5	2	
福岡市	6			5	1		6			5	1	
旭川市	1	1	1	1			1	1	1	1		
秋田市	2			2			2			2		
郡山市	2	3		5			2	3		5		
いわき市	3	18	6	2	10	3	3	18	6	2	10	3
宇都宮市	4	3	3			4	4	3	3			4
横須賀市	1		1				1		1			
新潟市	3	13	11	4		1	3	13	11	4		1
富山市	2			2			3			3		
金沢市	2	1	1	2			2	1	1	2		
長野市	2	2		3	1		2	2		3	1	
岐阜市	3	8		5	3	3	3	8		5	3	3
静岡市	5	30		9	3	23	5	30		9	3	23
浜松市	4	20	7	4		13	4	20	7	4		13
豊橋市												
豊田市	3	1	1	3			4	1	1	4		
堺市	1	9	6	1	1	2	1	12	6	1	1	5
姫路市	6	6	1	4	4	3	6	6	1	4	4	3
奈良市	7	5	1	9	1	1	7	5	1	9	1	1
和歌山市	21	25	3	21	2	20	22	25	3	22	2	20
岡山市	3	20	8	3	1	11	3	20	8	3	1	11
倉敷市	7	5	2	9	1		9	5	2	11	1	
福山市	12	18	5	14	2	9	14	18	5	16	2	9
高松市	4			4			4			4		
松山市	1	12	2	2	6	3	1	12	2	2	6	3
高知市	1	7		1		7	1	7		1		7
長崎市	5	3	2	6			5	3	2	6		
熊本市	1	13		1		13	1	13		1		13
大分市	7	29		5	16	15	7	29		5	16	15
宮崎市		1	1					1	1			
鹿児島市												
合 計	1075	3467	624	1237	727	1954	1139	3548	646	1299	727	2015



表 - 15 ( 1 ) 自主測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等  
( 施設種類別 - 都道府県・政令市別 )

	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設						カーボイド法アセチンの製造の用に供するアセチン洗浄施設						アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設					
	平成15年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成15年7月31日までの状況				平成15年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成15年7月31日までの状況				平成15年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成15年7月31日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道																		
青森県																		
岩手県																		
宮城県																		
秋田県																		
山形県																		
福島県																		
茨城県	1					1												
栃木県																		
群馬県																		
埼玉県																		
千葉県																		
東京都																		
神奈川県																		
新潟県																		
富山県																		
石川県																		
福井県																		
山梨県																		
長野県																		
岐阜県																		
静岡県			1															
愛知県																		
三重県														1				1
滋賀県																		
京都府																		
大阪府																		
兵庫県																		
奈良県																		
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県																		
岡山県																		
広島県																		
山口県																		
徳島県			1			1												
香川県																		
愛媛県																		
高知県																		
福岡県																		
佐賀県																		
長崎県																		
熊本県																		
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県																		
札幌市																		
仙台市																		
千葉市																		
横浜市																		
川崎市																		
名古屋市																		
京都市																		
大阪市																		
神戸市																		
広島市																		
北九州市																		
福岡市																		
旭川市																		
秋田市																		
郡山市																		
いわき市																		
宇都宮市																		
横須賀市																		
新潟市																		
富山市																		
金沢市																		
長野市																		
岐阜市																		
静岡市																		
浜松市																		
豊橋市																		
豊田市																		
堺市																		
姫路市																		
奈良市																		
和歌山市																		
岡山市																		
倉敷市																		
福山市																		
高松市																		
松山市																		
高知市																		
長崎市																		
熊本市																		
大分市																		
宮崎市																		
鹿児島市																		
合計	1	2	1	1	0	1	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0

表 - 15 ( 2 ) 自主測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等  
( 施設種類別 - 都道府県・政令市別 )

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、 湿式集じん施設及び灰の貯留施設で あって、汚水又は廃液を排出するもの						廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB 汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設						下水道終末処理施設					
	平成15年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成15年7月31日までの状況				平成15年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成15年7月31日までの状況				平成15年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成15年7月31日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道														1				
青森県	1				1													
岩手県																		
宮城県		3					3											
秋田県																		
山形県																		
福島県	2	2		1	3													
茨城県																		
栃木県																		
群馬県	1		1										1		1			
埼玉県	4	3		4	2	1												
千葉県	1				1													
東京都																		
神奈川県	1	1		1		1	1			1				1				1
新潟県		2				2												
富山県		1	1															
石川県																		
福井県																		
山梨県																		
長野県																		
岐阜県	2	2		2	2													
静岡県		3				3								1				1
愛知県	3			3														
三重県		6				6												
滋賀県																		
京都府	1			1														
大阪府	1			1														
兵庫県	1	1	1		1													
奈良県		1			1													
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県																		
岡山県																		
広島県																		
山口県	2	1		2	1													
徳島県		7			7													
香川県	1			1														
愛媛県																		
高知県																		
福岡県		2	2															
佐賀県	1			1														
長崎県	1			1														
熊本県																		
大分県																		
宮崎県		1			1													
鹿児島県																		
沖縄県																		
札幌市														2	2			
仙台市																		
千葉市																		
横浜市	1	1		1		1												
川崎市	3	4		3		4												
名古屋市														1	1			
京都市	1			1														
大阪市							1			1								
神戸市																		
広島市																		
北九州市																		
福岡市																		
旭川市														1				1
秋田市																		
郡山市																		
いわき市	1			1														
宇都宮市																		
横須賀市																		
新潟市	1	1	1		1													
富山市		1	1															
金沢市																		
長野市																		
岐阜市																		
静岡市	1	1		1		1												
浜松市																		
豊橋市																		
豊田市																		
堺市																		
姫路市																		
奈良市																		
和歌山市		1				1												
岡山市																		
倉敷市		2	2															
福山市																		
高松市																		
松山市		1			1													
高知市																		
長崎市																		
熊本市																		
大分市																		
宮崎市																		
鹿児島市																		
合計	29	50	9	26	20	24	2	0	0	2	0	0	2	6	5	1	0	2

表 - 15 ( 3 ) 自主測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等  
( 施設種類別 - 都道府県・政令市別 )

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設						合 計					
	平成15年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成15年7月31日までの状況				平成15年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成15年7月31日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道								1				
青森県							1			1		
岩手県												
宮城県								3				3
秋田県												
山形県												
福島県							2	2		1	3	
茨城県							1			1		
栃木県												
群馬県							1	1		2		
埼玉県							4	3		4	2	1
千葉県								1			1	
東京都												
神奈川県							2	2		2		2
新潟県		1				1		3				3
富山県								1	1			
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県							2	2		2	2	
静岡県								5				5
愛知県							3			3		
三重県		1				1	1	7		1		7
滋賀県												
京都府							2			2		
大阪府							1			1		
兵庫県							1	1	1		1	
奈良県								1			1	
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県							2	1		2	1	
徳島県								8	1		7	
香川県							1			1		
愛媛県												
高知県												
福岡県								2	2			
佐賀県							1			1		
長崎県							1			1		
熊本県												
大分県												
宮崎県								1				1
鹿児島県												
沖縄県												
札幌市												
仙台市								2	2			
千葉市												
横浜市							1	1		1		1
川崎市							3	4		3		4
名古屋市								1	1			
京都市							1			1		
大阪市							1			1		
神戸市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
旭川市												
秋田市							1			1		
郡山市		1				1				1		
いわき市							1			1		
宇都宮市												
横須賀市												
新潟市							1	1	1		1	
富山市								1	1			
金沢市												
長野市												
岐阜市												
静岡市							1	1		1		1
浜松市												
豊橋市												
豊田市												
堺市												
姫路市												
奈良市												
和歌山市								1				1
岡山市												
倉敷市								2	2			
福山市												
高松市												
松山市								1			1	
高知市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合 計	1	2	0	1	0	2	37	60	15	33	20	29